

南山大学大学院法学研究科の設置の趣旨等を記載した書類

目次

はじめに 南山大学の建学の理念と教育研究の実践	1
1. 法学研究科設置の趣旨および必要性	1
1.1 法学系の学部と大学院の沿革	
1.2 法学研究科設置の背景と必要性	
1.3 法学研究科の特色と目的	
1.4 法学研究科の博士前期課程と博士後期課程同時設置についての構想	
1.5 法学研究科における教育研究の法分野	
1.5.1 博士前期課程における教育研究の法分野	
1.5.2 博士後期課程における教育研究の法分野	
1.6 法学研究科（博士前期課程および博士後期課程）で養成する人材	
1.6.1 博士前期課程で養成する人材	
1.6.2 博士後期課程で養成する人材	
1.7 法学研究科のディプロマ・ポリシー	
1.7.1 博士前期課程のディプロマ・ポリシー	
1.7.2 博士後期課程のディプロマ・ポリシー	
2. 研究科、専攻の名称および学位の名称	10
3. 教育課程の編成の考え方および特色	11
3.1 法学研究科博士前期課程における科目の編成の考え方と特色	
3.1.1 法学研究科博士前期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー	
3.1.2 法学研究科博士前期課程の科目の編成	
3.2 法学研究科博士後期課程における科目の編成の考え方と特色	
3.2.1 法学研究科博士後期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー	
3.2.2 法学研究科博士後期課程の科目の編成	
4. 法学研究科の教員組織の編成の考え方および特色	18
4.1 博士前期課程	
4.2 博士後期課程	
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	21
5.1 博士前期課程	
5.2 博士後期課程	
6. 施設、設備等の整備計画	29
7. 基礎となる学部や研究科博士前期課程との関係	31
8. 入学者選抜の概要	31
8.1 法学研究科のアドミッション・ポリシー	
8.1.1 博士前期課程のアドミッション・ポリシー	
8.1.2 博士後期課程のアドミッション・ポリシー	

8.2	出願資格	
8.2.1	博士前期課程の出願資格	
8.2.2	博士後期課程の出願資格	
8.3	入学試験・審査形態および入学試験科目	
8.3.1	博士前期課程の入学試験・審査形態および入学試験科目	
8.3.2	博士後期課程の入学試験・審査形態および入学試験科目	
9.	大学院設置基準第14条による教育方法の実施	39
9.1	修業年限	
9.2	履修指導および研究指導の方法	
9.3	授業の実施方法	
9.4	教員の負担の程度	
9.5	図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
9.6	社会人に必要とされる分野であること	
10.	管理運営	41
11.	自己点検・評価	41
12.	情報の公表	42
13.	教育内容等の改善のための組織的な研修等	44
13.1	FD活動等	
13.2	SD活動	

設置の趣旨等を記載した書類

はじめに 南山大学の建学の理念と教育研究の実践

南山大学を設置する南山学園は、カトリック神言修道会を設立母体とし、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」ことを建学の理念とし、「人間の尊厳のために (Hominis Dignitati) を教育モットーとして掲げ、1932 (昭和7) 年に創設された。1995 (平成7) 年には聖霊奉侍布教修道女会を設立母体とする名古屋聖霊学園と法人合併を行い、また、2016 (平成28) 年には、聖園学院との法人合併を行い、現在の南山学園に至っている。

南山大学では、この建学の理念を実現するために、学究的探究の精神、キリスト教精神に基づく価値志向、普遍的価値を希求する国際性の涵養、地域社会への奉仕という四つの教育信条を達成することを目標としてきた。1949 (昭和24) 年の文学部開設とともに出発し、以後、建学の理念に基づき、社会的使命を果たし、社会の要請に積極的に応え、人材を養成してきた。この間、計画的に学部および大学院を増設し、2017 (平成29) 年4月には、名古屋キャンパスに、人文学部、外国語学部、経済学部、経営学部、法学部、総合政策学部、理工学部、国際教養学部の8学部および人間文化研究科、国際地域文化研究科、社会科学研究科、法務研究科、理工学研究科の5研究科を擁するに至っている。現在、文化系、理科系双方の分野で、教育と研究を実践する総合大学となっている。

2007 (平成19) 年3月には本学の20年後の将来像を描いた「南山大学グランドデザイン」を策定し、「個の力を、世界の力に。」というビジョン・キーフレーズを設定した。すなわち、世界から選ばれ、世界に人材を輩出することができ、地域に根ざし、かつ世界に開かれた大学となることを中期的な目標として掲げた。その実現に向けて、教育研究の不断の改善・充実をはかってきた。

1. 法学研究科設置の趣旨および必要性

1.1 法学系の学部と大学院の沿革

南山大学法学部は、1977 (昭和52) 年に設置され、1981 (昭和56) 年に法学研究科が設置された。その後、司法制度改革に基づく国の法曹養成制度の見直しを受けて2004 (平成16) 年に法務研究科 (法科大学院) が設置された。それとともに、教員の研究教育能力も限られて

いることから、大学院教育を法務研究科に転換するために、2003（平成15）年度末に法学研究科を廃止した。さらに、2016（平成29年）4月1日には、法務研究科の入学定員を20名にし、設置当初の50名から大幅に削減し、他方で、2017（平成29）年4月1日から法学部・法務研究科における法学・政治学の教員数を4名増加した。それらにより、教員が置かれている教育環境は変化し、教育研究の質を継続しつつ教員の高度な教育研究水準を、法務研究科における法曹養成と法学研究科における研究者養成や高度専門職業人養成に向けることが可能となっている。

1. 2 法学研究科設置の背景と必要性

現在、いったん法学研究科を廃止したものの、法務研究科とは別に法学研究科の設置を目指す主な理由は、わが国における法制定や法改正などの近年の法整備が、法務研究科を設置し、法学研究科を廃止した時の予想を超えた速さで行われ、また、重要な基本的な法制度を対象としていることから、このような法の転換期に対応するために、法解釈にとどまらないアプローチの法学研究が必要と考えるからである。つまり、「社会の現実から法的規律の必要性を認識し、そのための基本的な法理を発展させる能力」が求められ、「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチの法学研究である（資料1参照）。

近年の法制定や法改正は、例えば、民事法分野では、民法（債権法関係）の大改正、消費者団体訴訟の創設、国際民事訴訟に関する規定の明文化、公法分野では、行政不服審査法全面改正、行政民間化制度の推進、政省令基準の条例化、刑事法分野では、刑事司法への国民参加の進展、取調の可視化導入など、法整備が広範な分野において行われている。「産業競争力の強化」にかかわる「成長戦略関係法律」だけでも、平成25年臨時国会から平成28年通常国会・臨時国会までに、産業競争力強化法など90本を超える法案が成立している（資料2参照）。わが国において、今後も大量の法制定や法改正が求められていることは、例えば、対話型株主総会のプロセス実現等に向けた会社法改正、競争政策上の問題を速やかに解決していくために、実効的かつ効率的な法執行のための独占禁止法改正、働き方改革等を背景にした労働法制の改正等を内容に含む、成長戦略を示す上記の「産業競争力の強化に関する実行計画（2017年版）」（資料2参照）、成長戦略の最新版である「未来投資戦略2017」（資料3参照）や、いわゆる「骨太方針2017」（資料4参照）のような、政府の政策からも明らかである。

一般的に、従来の法学教育においては、法的三段論法に基づく法解釈が中心であり、法解釈を行う法曹養成を目的とする法科大学院設置以降、その傾向がより一層強まったものの、法解

积学にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチの法学教育も必要となっている。

正義、公正、自由、平等のような基本的な法的価値を含めて重視される法的価値は、時代や国・地域・自治体によって異なっており、また、例えば、正義という概念の内容自体が時代や国・地域・自治体によって異なっている。法の転換期にある現在において、諸国間でまたは一国の内部において、異なる法的価値が衝突したり、相互に影響を与えて特定の法的価値が浸透したりしている。このような状況の下で、どのような均衡をとるべきかにかかわって、いかなる法的価値を考慮し、いかなる法的価値にどの程度の比重を置くべきかを検討し、国、自治体や企業等にとって自らに適合的な法的価値の選択を示すことが求められている。

法の転換期の背景として、

- ・ 人や物、さらには情報、環境や知的財産保護等のグローバル化の進展に伴い、国益や国際社会の共通利益を確保するための、条約・国際的ルールからの要因、
- ・ 東アジア諸国の法の相互影響を含む、諸国間の関係がより密接になることに伴う、他の国の法という比較法からの要因、
- ・ 情報化社会における情報提供や情報開示を前提に新しい参加制度や団体訴訟を含む新しい訴訟制度を活用した、国民・企業等の国内からの要因

といった要因による法制定や法改正などの法整備の必要性をあげることができる（資料1参照）。

そして、企業においては、東アジアをはじめとする事業展開を行い、愛知県内企業でアジア拠点の割合が6割を超えている（資料5参照）。また、全国の中小企業で輸出実施企業の輸出先の約7割がアジアを占め、輸出における課題として6番目に多いのが、「現地の法制度・商慣習への対応」となっている（資料6参照）。さらに、企業の法務部門の活動状況を確認してみると、今後、対応が必要になると考えられる紛争の内容として、国内外における「取引契約（取引解除・中止を含む）」が最も多く、国内では「独禁法（下請法を含む）」が続き、海外では「M&A（投資、合併事業を含む）」が続く。法務部門が将来取り組むべき課題として、「民法改正への対応」が注目されており、また、新規立法・法改正への対応として、法務部門の規模が大きくなると、「行政庁における検討段階から、個社として積極的な意見発信を行う」ことや、「業界団体・社外団体に参画し、行政庁の検討段階から、他社と連携した積極的な意見発信を行う」ことも行っている（資料7参照）。このような海外事業の展開等への対応や法改正への対応を含めて、企業の法務部門の重要性が高まっている。実際、法務部門担当者の総

数・平均は一貫して増加しており、法務担当者の採用（配属）については、法務業務経験者の中途採用が急増し、法務研究科修士や弁護士資格者が増加しているものの、割合的には、大学・大学院の新卒者や勤務経験のない既卒者が上位から3番目に大きなものとなっている（資料7参照）。法の転換や企業活動の拡大に伴い、契約実務などにおいて主導的役割を果たすことができる法務部職員をはじめとする高度の法的知識を有する者が、従来以上に求められている。また、自治体においては、地方分権改革を受けて、自治体における政策形成の余地が拡大し、政策法務の重要性が拡大していることから（資料8参照）、それに対応する公務員が求められている。このような高度専門職業人の養成が必要となっている。

さらに、司法制度改革以降、法学分野における研究者養成が従来のように進まず、研究者不足が不安視されている状況で、国、自治体や企業にとって今後も法的知識をもつ人材を養成する法学部は社会的にも必要性が高く、その法学部が継続的に存続していくためにも法学研究者の養成が求められており（資料9、資料10参照）、特に、法の転換期に対応できる研究者が必要となっている。

このように、博士前期課程においては、高度の法的知識を持ち、法的価値の判断、選択の基盤となる研究能力を身につけて、法文書作成、法的問題の解決や法令等の立法作業に携わることができる高度専門職業人や、特定のテーマに関する法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示すことができる法学研究者といった人材の養成が必要である。

また、博士後期課程においては、高度専門の法的知識を応用して、法的価値の選択を理論的・政策的に解明し、特定のテーマに関して、独自の観点から新たな知を創造できる研究者、高度専門の法的知識を応用して、複雑な法的事案の全体像を理解しつつ、法文書作成、法的紛争の未然防止、様々な解決方法の比較検討を通じた対処、新規の問題に対する法令等の立法作業などに携わることができる高度専門職業人を養成していくことが必要である。以上の法解釈にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチを身につけた人材の養成は、解釈論を中心としてきた法学部や法務研究科に委ねるだけでは十分ではなく、その人材養成のためには法学研究科の設置が必要である。

1. 3 法学研究科の特色と目的

法の転換期においては、単に法が安定し、予測可能であることのみならず、法が社会的変動に伴い、有効に機能することを保障することが重要になってくる。法解釈学を中心とするアプローチ以上に、国際社会からの要因、他国の法である比較法からの要因、国内の国民・企業等

からの要因を受けつつ、現実の変化という実態に焦点を当てたアプローチが必要となってくる。つまり、国際社会、他国の法である比較法、国内の国民・企業等からの要因によって影響を受けつつ、新たな法の制定や既存の法の改正という法整備において、法的価値の選択をしていかなければならない。もちろん、法的価値の選択を行う際には、自国の基本的な価値に反する場合には違憲や違法との判断もなされる可能性があり、あるいは法的には可能であっても政治的・経済的に不可能といった場合もあり、法的選択にも一定範囲の枠があり、法整備の対象ごとにどこからの要因をどの程度重視するかは異なる。このような要因に焦点を当てて、民事法分野、公法分野や刑事法分野において法的価値の選択がなされて、わが国の法が転換する。

このような過程を通して、民事法分野、公法分野、刑事法分野の各分野において法的価値の選択が行われることを示したものが、法学研究科設置の概念図(資料11)であり、法学教育の内容もそれに応じて以下のようなカリキュラムを用意している。

まず、博士前期課程では、民事法分野、公法分野、刑事法分野の各分野に共通し、国際社会、他国の法である比較法、国内の国民・企業等からの要因を扱う専門共通科目、法分野ごとに検討を行う専門分野科目、例えば、立憲主義、法治主義や民主主義のような基本的価値に関して、時代や国・地域による考え方の異同を検討する公法演習のように基本的価値に関する考え方の異同を検討したり、養成する人材との関係で重要である企業法務や自治体法務を学んだりする科目である専門演習科目を配置する。

また、博士後期課程では、こういった水準の知識の上に、法分野ごとに各々の要因の相互作用を含めたより複雑化した状況でのより専門的なテーマを学ぶことができる特講科目を配置し、法解釈学にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチも学ぶことができるように配置する。そして、博士前期課程、博士後期課程のいずれについても、最終的に論文という形で成果を示すことができるよう研究指導科目を配置している。

上記で説明した法的価値の選択の余地やその選択の限界にかかわって、多少詳しい説明を加える。通常、法の整備においては法的価値の選択が必要であり、グローバル化に基づく国際社会からの要因を重視しなければならず、法の一定の統一化が必要な場合であっても、法整備や法の解釈適用がすべて画一的なものになるわけではない。

他国の法という比較法の要因に関連して法整備がなされる場合、わが国の法的価値の選択の余地はより大きいものとなる。他国の文脈には適合する法が、わが国の文脈には必ずしも適合しないこともある。他方で、わが国の法が影響を与えて法整備が進む場合もある。

国内において、国民・企業等の意見を受けて国や自治体の法整備がなされ、国民・企業等からの訴訟提起を契機として、国や自治体の法が転換することもみられる。わが国固有の文脈が重視され、現状維持が求められることもあるが、法的価値の選択には一定の限界がある。

さらに、主として、上記で説明した国際社会、他国の法である比較法、国内の国民・企業等からの要因により日本法が転換されると考えられるが、それとともに、日本法内部での相互作用や、各々の要因の相互作用が法の転換に影響を与えることもあり、それらも必要に応じて考慮する必要がある。

- ・ 複数の自治体において、例えば、人口減少等を背景に、空家対策などについて類似の問題が発生した場合、政策判断の相違から、自治体ごとに異なる法的価値の選択がされ、内容の異なる条例制定がなされるが、場合によっては、自治体が先行して制定された評価の高い条例を採用し、自治体における関心を受けて、国が空屋対策特措法のような法律を制定するなど、条例が法律制定に影響を与える事例がみられる。
- ・ カナダをはじめとする地雷全廃派の政府とNGOが条約形成交渉をはじめて対人地雷全面禁止条約締結に結びつけたり、NGOと中小国政府の協働によって国際刑事裁判所設立が実現したりし、近年では、水銀に関する水俣条約においてNGOが影響を与えるなど、国際社会においてNGOが大きな役割を果たして条約締結がなされて、各国の法が転換する事例がみられる。
- ・ 東アジア諸国での相互作用として、東アジア諸国における法整備や訴訟において、同一の事件が一国の議会や裁判所のみでは解決されず、複数の国の議会や裁判所において扱われて、他国の政治的・法的価値の選択に影響を与え、また、ヨーロッパの契約法原則をモデルにして、アジア諸国における契約・取引ルールを平準化しようとするPACLの試みのように、アジア諸国の法的価値を統合しようとする事例がみられる。

法学研究科では、法の転換期において、上記の様々な要因を考慮しつつ、一定の範囲内で法的価値の選択をして法整備を行うことから、法的価値の選択に焦点を当てて、その意義や限界を明らかにし、さらに、その法的価値の選択が、その後の法の適用解釈に与える影響を分析することによって、法解釈学にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチにより教育研究し、国内外で法学研究者や法的専門職、民間企業の法務専門職員や公共公益団体の職員等の高度専門職業人として活躍する人材の養成を目的としている。

1. 4 法学研究科の博士前期課程と博士後期課程同時設置についての構想

今次、法曹養成のための既存の法務研究科に加えて、法学研究科博士前期課程だけではなく、後期課程を同時設置するのは、先に説明したように、まず、法学分野における研究者不足が不安視されている状況で、自ら法学研究者を養成することが必要になっているからである。

文部科学省『学校基本調査』によれば、2016（平成 28）年度の法学研究科博士後期課程への入学者は 182 名にとどまっており（資料 12）、また、『私立大学入学者志願者動向』では、2017（平成 29）年度の法学研究科博士後期課程への入学者は 74 名にすぎない（資料 13）。これに対して、『学校基本調査』によれば、2017（平成 29）年の法学・政治学の学部学生数は 158,239 名、同入学者数は 37,914 名であり（資料 14）、学部の法学教育を担う教員養成にかかわる法学研究科博士後期課程への入学者数は大きく不足していると考えられる。実際、日本学術会議の 2011（平成 23）年の報告書（資料 9）では、「法科大学院設置後に生じている法学研究者養成の困難と隘路は、研究大学院の院生（若手研究者）の数的減少に端的に示されている」と認識されていた。また、2017（平成 29）年に実施されたアンケートにおいても（資料 10）、「I—9 貴研究科が法学研究者養成について現在抱える問題や課題」の最初に質問されている「研究者志望者が減少した。」が「あてはまる」とした国公立大学 81.3%、私立大学 30.8%、合計 50.0%となっている。このように、法学研究者養成不足が危惧されている。

他方、本学において 2003（平成 15）年度末まで存在した法学研究科には博士後期課程が存在しなかったことから、研究者を目指して他大学の法学研究科に進学し、法学研究者になった本学法学部卒業生や、法学研究科廃止後に法学研究者を目指して他大学の法学研究科に入学し、博士前期課程や博士後期課程に在学している法学部卒業生がおり、本学が一般財団法人日本開発構想研究所に委託して行った「入学意向に関するアンケート調査報告」によれば、博士後期課程に「入学を希望する」者が 6 名、「入学を検討する」者が 9 名と、一定数の進学希望者が存在する。（資料 15）

また、学術会議の文書が示すように、博士後期課程においては、修了者の進路は、研究者職にほぼ限られると考えられるが、博士前期課程においては、博士後期課程への進学者だけではなく、学術と社会をつなぐ高度専門職業人としての道に結びつけ、大学院生のキャリアパスを拡充することが期待されている（資料 16 参照）。企業においては、東アジアをはじめとする事業展開を行い、海外事業への展開等への対応も含めて、法務部門における増員や権限・業務領域の拡大が見込まれており（資料 5、6、7 参照）、契約実務などにおいて主導的役割を果たすことができる法務部職員をはじめとする高度の法的知識を有する者や、自治体においては、

自治体における政策形成の余地が拡大し、政策法務の重要性が増し、愛知県豊田市のように、政策法務を担当できる人材育成を内容に含めた法務推進計画まで策定する自治体も出てきており（資料 17 参照）、このように政策法務に対応できる公務員といった、高度専門職業人養成の期待・要望に迅速に応えることを目指している。

本研究科は、法学部法律学科を基礎とし、法学部教員を中心とするものであるが、博士後期課程の研究指導教員および研究指導補助教員の半数程度、博士前期課程の授業担当教員の一部には、法務研究科教員を充てる。また、社会人入学者の履修の便宜を図るために、博士前期課程および博士後期課程の両課程において、大学院設置基準第 14 条に規定する教育方法の特例に基づき教育を行う。

1. 5 法学研究科における教育研究の法分野

教育研究を行っていく中心的な法分野は、従来の法学の主要分野である民事法分野、公法分野と刑事法分野である。それは、法的価値を一定のまとまりごとに大括りにして理解することが必要であり、入学対象者にとっても取り組みやすいからである。また、特定のテーマを研究する際には、法的価値の相互関係を意識しつつ、より専門的に理解を深めていくことができるようにする。

さらに具体的に、教育研究の三つの中心的な法分野を説明すると、

- ・ グローバル化の影響を受けて、国をまたぐこともある企業間の法的紛争、環境・消費者保護や労働条件をめぐる企業と国民・労働者の間の法的紛争に焦点を当てた企業法を中心に、民法（債権法関係）大改正などの比較法的な法整備の必要性や、国民からの訴訟が繰り返しなされている家族法、団体訴訟を含めた訴訟のあり方などを研究する民事法分野、
- ・ 比較的普遍的性格が強い人権保障のあり方や国民・企業の自由や財産に対する国・自治体による公的規制と権利保障のあり方、情報公開や個人情報保護などを、国際的動向や比較法的視点を含めて研究する公法分野、
- ・ 刑事司法への国民参加、取調べの可視化、少年法、犯罪の国際化や情報化の進展等を念頭に法整備が提案され、その法的価値選択の内容的妥当性が研究の対象となってきた刑事法分野

という法分野になる。

1. 5. 1 博士前期課程における教育研究の法分野

博士前期課程においては、民事法分野・公法分野・刑事法分野に共通する分野や三つの分野

について広く知識を身につけつつ、自ら関心を有する特定の専門分野の法的価値について深く学び、さらにその中から特定のテーマを見つけて、そのテーマに関してどのように法的価値が選択されているか、修士論文をまとめることができるようにする。

1. 5. 2 博士後期課程における教育研究の法分野

博士後期課程においては、博士前期課程やそれと同等の知識を前提に、民事法分野・公法分野・刑事法分野の三つの分野からより特定の専攻する分野を選び、豊かな学識と高度の研究能力をもって、専門的なテーマに関してどのように法的価値が選択されているか、独自の観点からの博士論文を執筆できるようにする。

1. 6 法学研究科（博士前期課程および博士後期課程）で養成する人材

上記のように想定している入学対象者を踏まえると、本研究科で養成を目指す人材像は、第一に、研究者不足が不安視されていることから、大学で教育研究を担当できる法学研究者と、第二に、より高度の法的知識を得て、法化社会において活躍しようとする者が増えていることから、高度の法的知識を活用できる高度専門職業人となる。

1. 6. 1 博士前期課程で養成する人材

博士前期課程では、高度専門職業人と研究者の養成の第一段階に見合った以下の人材養成を行う。

- ・ 民事法分野を中心にした高度の法的知識を用いて、法文書作成や法的問題の解決等の業務を担当できる法的専門職や民間企業の法務専門職員、
- ・ 公法分野を中心にした高度の法的知識を用いて、法令等の立法作業や法的問題の解決等の業務に携わることができる公共公益団体の職員等、
- ・ 高度の法的知識を有し、特定のテーマに関する法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示すことができる研究者

1. 6. 2 博士後期課程で養成する人材

博士後期課程では、法学研究科博士前期課程や法務研究科等の大学院を修了して、法学研究者とそれと同等の高度専門職業人として、以下の人材養成を行う。

- ・ わが国や東アジア諸国などにおいて、大学等の法学研究者として教育研究を行っていくことができるよう、高度専門の法的知識を応用して、法的価値の選択を理論的・政策的に解明し、特定のテーマに関して、独自の観点から新たな知を創造できる研究者
- ・ 高度専門の法的知識を応用して、複雑な法的事案の全体像を理解しつつ、法文書を作成し、

法的紛争の発生を未然に防止したり、様々な解決方法について比較検討して適切に対処したりすること等ができる法的専門職・民間企業の法務専門職員や、条約、法律、政省令、条例・規則等の規定が相互に関連したり、新規の問題が発生したりする複雑な状況において法令等の立法作業を行い、採用可能な様々な手法を比較検討して適切な対処をすること等ができる公共公益団体の職員等

1. 7 法学研究科のディプロマ・ポリシー

1. 7. 1 博士前期課程のディプロマ・ポリシー

博士前期課程では、以下の能力を身につけたものに学位を授与する。

- ① 国際社会や国内外における法的価値について客観的な判断を行い、適切な選択を行い、説明することができる能力、
- ② わが国の制定法や判例に関する深い学識を有し、それらの法的価値の分析を通して、法的問題の解決を行うことができる能力、
- ③ 専門とする法分野に関する不可欠な資料を収集し、その資料を理解して、高度の法的専門性を有した法的問題の解決や研究成果を示すことができる能力

1. 7. 2 博士後期課程のディプロマ・ポリシー

博士後期課程では、以下の能力を身につけたものに学位を授与する。

- ① 国際社会や国内外における法的紛争について、その文化的・社会的背景を含めた法的価値に関する豊かな学識をもって、的確に把握し対処できる能力、
- ② わが国の法制度や法の実態に対する広い視野を用いて、現在生じているまたは将来生じうる法的紛争を解決することに応用できる能力、
- ③ 専門とする法分野に関する先行研究・資料の高度な分析を基に、専門分野における研究で独自の観点から新たな知を創造することができる能力

2. 研究科、専攻の名称および学位の名称

本研究科は、法解釈学にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチを採用するものであるが、教育研究を行っていく中心的な法分野は、従来の法学の主要分野であり、本研究科、専攻、課程や学位については、現在本学に存在する法曹養成を目的とした法務研究科と区別される、わが国において広く用いられ、国内外において一般的に受容されている名称と英語訳を採用する。

具体的には、本研究科の名称は法学研究科 (Graduate School of Law)、本専攻の名称は法律学専攻(Graduate Program in Law)であり、博士前期課程(Master's Course)および博士後期課程(Doctoral Course)に分かれ、学位の名称はそれぞれ修士 (法学) (Master of Laws) および博士 (法学) (Doctor of Laws)である。

3. 教育課程の編成の考え方および特色

3. 1 法学研究科博士前期課程における科目の編成の考え方と特色

3. 1. 1 法学研究科博士前期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー

法学研究科博士前期課程では、民事法分野、公法分野と刑事法分野という主要法分野のカリキュラムにおいて、主として既存の法の解釈に焦点を当ててきた従来の法学の教育研究とは異なり、「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチとして、法の整備に際しての法的価値の選択に焦点を当て、その意義や限界を明らかにし、その法的価値の選択がその後の法の適用解釈に与える影響を分析することを主たる教育研究の対象とする。専門共通科目・専門分野科目を基礎にして行われる専門演習科目のうち、学生がいずれか一科目を必ず履修することになる民事法演習、公法演習または刑事法演習において、このアプローチに基づき、現代社会において重要な法的課題についての理解を深め、また、他の専門演習科目である企業法務演習と自治体法務演習においても、このアプローチに基づき、企業法務や自治体法務の重要な法的課題についての理解を深める。こうした教育研究を行うため、具体的には、その手段として、国際社会の共通利益を確保するために策定される国際的ルールについての調査、のみならず、他の国の法の研究という比較法研究などに注力する。そして、法的価値の選択に焦点を当てる教育研究および国際的ルールの調査や比較法研究といったそのための手段は、言うまでもなく、配置される科目の内容に反映される。また、こうした教育研究を行う具体的な法分野は、民法、企業法、民事手続法、経済法、労働法、国際私法などからなる民事法分野、憲法、行政法などからなる公法分野、刑法、刑事訴訟法などからなる刑事法分野とする。そして、法的価値の選択に焦点を当てる教育研究およびその手段は、これら三つの分野において例えばそれぞれ次のように反映される。まず、民事法分野の科目のうち、例えば、知的財産法特論や労働法特論などは国際的ルールの検討を中心とし、財産法特論や企業法特論などは比較法研究を中心とする。次に、公法分野の科目のうち、例えば、国際法特論はもちろん、人権特論や環境法特論などは国際的ルールの検討を中心とし、統治機構特論や行政法特論など

は比較法研究を中心とする。また、刑事法分野の科目のうち、刑事訴訟法特論などは国際的ルールを検討を中心とし、刑法特論や少年法特論などは比較法研究を中心とする。

<資料18> 【履修モデル】 法学研究科博士前期課程

法学研究科博士前期課程のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

法学研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を養成するために、以下の法学に関する講義科目、演習科目、指導科目から成る教育課程を編成する。これら科目のうち講義科目では、学生との質疑応答を行いつつ講義を進め、演習科目および指導科目では、学生参加を重視した調査・報告とディスカッションを中心に授業を進行する。また、ディプロマ・ポリシーに示す能力を醸成しているかとの観点から、特に法的価値について客観的な判断をする能力や法的問題の解決を行うことができる能力、自ら調査をして研究成果を示すことができる能力を中心に評価する。

具体的には、以下の科目を配置し、これらはそれぞれディプロマ・ポリシーと以下のような関係にある。

① 専門分野の研究を行う前提として、本研究科の特徴である法的価値の選択に焦点を当てた研究に必要な知識を得るために、講義科目である研究科選択専門共通科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、①国際社会や国内外における法的価値について客観的な判断を行い、適切な選択を行い、説明することができる能力と、③専門とする法分野に関する不可欠な資料を収集し、その資料を理解して、高度の法的専門性を有した法的問題の解決や研究成果を示すことができる能力を醸成するものである。

② 民法分野、公法分野や刑事法分野の専門的知識を習得するために、講義科目である研究科選択専門分野科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、①と②わが国の制定法や判例に関する深い学識を有し、それらの法的価値の分析を通して、法的問題の解決を行うことができる能力の醸成を目的とするものである。

③ 現代社会の法的課題について分野横断的に学ぶことで、深い学識を得るために、演習科目である研究科選択専門演習科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、①と②と③の醸成を目的とするものである。

④ 特定の分野について、課題を発見し、分析し、修士論文にまとめるために、修士論文執筆を指導する研究科必修研究指導科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、①と②と③の醸成を目的とするものである。

3. 1. 2 法学研究科博士前期課程の科目の編成

このカリキュラム・ポリシーに基づいて、具体的には、以下の科目編成を行う。

(1) 専門共通科目

必修1科目のほか2単位の講義科目である専門共通科目は、受講生がその関心に応じ自由に履修できるようにする。この科目は、専門分野の研究を行う前提として、本研究科の特徴である法的価値の選択に焦点を当てた研究に必要な知識を与えることを目的として、設けられるものである。まず、国際社会のルールそのものを対象とする国際法特論がある。次に、外国の法や政治体制を対象とする西洋法制史特論や英米法特論、東アジア法特論、西洋政治思想史特論がある。また、法に関する事柄を原理的かつ総体的に考察する法哲学特論がある。これらは、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、①国際社会や国内外における法的価値について客観的な判断を行い、適切な選択を行い、説明することができる能力の養成を目指すものである。これらに加えて、法にまつわる社会の現象を考察する法社会学特論や、情報に関わる法制度がどのように制定、運用されているのかを考察する情報法特論がある。これらは、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、③専門とする法分野に関する不可欠な資料を収集し、その資料を理解して、高度の法的専門性を有した法的問題の解決や研究成果を示すことができる能力の養成を目指すものである。以上に加えて、研究を行っていくうえで研究者として備えるべき倫理について学ぶため、必修の研究倫理特論を置く。

(2) 専門分野科目

2単位の講義科目である専門分野科目は、特定の法分野に限定されずに履修可能であるように配置し、受講生がその関心に応じ自由に履修できるようにする。まず、国際的ルールの動向に特に影響を受けると考えられる分野の専門科目として、民事法分野では、労働法特論、国際私法特論、知的財産法特論などが、公法分野では、人権特論、環境法特論などが、刑事法分野では、刑事訴訟法特論などがある。次に、国際的ルールの影響も受けるが、とりわけ、他国の法との比較が有用な分野の専門科目として、民事法分野では、財産法特論、家族法特論、企業法特論、民事手続法特論、経済法特論などが、公法分野では、統治機構特論、行政法特論、などが、刑事法分野では、刑法特論、少年法特論、刑事政策特論などがある。以上の専門分野科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、上記の①と②わが国の制定法や判例に関する深い学識を有し、それらの法的価値の分析を通して、法的問題の解決を行うことができる能力の養成を目指すものである。

(3) 専門演習科目

以上の講義科目である専門共通科目・専門分野科目を基礎に、場合によっては複数の分野の教員がそれぞれの観点で考察をして、「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチから現代社会において重要な法的課題についての理解を深める民事法演習、公法演習、刑事法演習、企業法務演習および自治体法務演習と、日本法を英文で学ぶ日本法研究演習からなる2単位の演習科目である専門演習科目を配置する。まず、民事法分野については、契約自由の原則など民事法分野の基本的な法的価値に関わる問題についての考え方を学び深める民事法演習や、企業法務に係る法制度がどのように制定、運用されているかを学び深める企業法務演習がある。次に、公法分野については、立憲主義などの公法分野の基本的な法的価値に関わる問題についての考え方を学び深める公法演習や、自治体法務にかかる法制度がどのように制定、運用されているかを学び深める自治体法務演習がある。また、刑事法分野については、刑事法分野の基本的な法的価値に関わる問題についての考え方を学び深める刑事法演習がある。さらに、日本法について英文で紹介している文献の検討を通して外国から日本法がどのように理解されているのかを学び深める日本法研究演習がある。ここでは、ある課題を対象として、法分野ごとに、最新の研究論文を検討したり、諸外国あるいはわが国における立法に向けた資料を検討したりする。以上のうち、民事法演習や公法演習、刑事法演習、日本法研究演習は、特に、ディプロマ・ポリシーの①と②の養成を目指すものであるのに対し、企業法務演習と自治体法務演習は、特に、ディプロマ・ポリシーの②と③の養成を目指すものである。

(4) 研究指導科目

専門科目や専門演習科目を履修することで得られた専門的知識を前提に、修士論文執筆の指導をする、各2単位の必修の研究指導科目として、前期研究指導Ⅰ、前期研究指導Ⅱ、前期研究指導Ⅲ、前期研究指導Ⅳを置く。研究指導を4科目に分けるのは、他の科目と同様に学期ごとに科目を開講した方が学生にとって履修がし易く、学生の身分関係の変動にも対応し易く、また、博士前期課程2年間4学期の学期ごとに研究指導科目を配置することで、基礎から修士論文の完成まで段階を追って研究指導をしていくことができるからである。これらを指導教員が担当し、指導補助教員が補助する複数指導体制をとる。前期研究指導Ⅰでは研究分野における先行研究の内容や課題を理解し、前期研究指導Ⅱでは研究テーマを設定して文献の収集を行い、前期研究指導Ⅲでは研究の全体構想を定めて具体的な調査と分析を行い、前期研究指導Ⅳでは中間報告においてブラッシュアップしたうえで修士論文としてまとめる。これら研究指導

科目では、1年目に研究を進める上での基本的な知識と能力を養いテーマを設定したうえで、2年目に具体的な調査と分析を行って修士論文として着実にまとめられるように順序立てて配置していることが特色である。また、以上の研究指導科目は、ディプロマ・ポリシーの①と②と③の能力の総合的な養成を目指すものである。

<資料19> 法学研究科博士前期課程 カリキュラムマップ

(5) 日本語能力が必ずしも十分でない学生や他学部出身学生・社会人・留学生等への支援・指導

入学試験では、資料39に示したように、概ね幅広い場面で使われる日本語を理解できる日本語能力を求めており、一般的な日本語能力や最低限の法律用語に大きな支障はないと考えられる。しかし、法律用語の詳細については、必ずしも日本語能力が十分とはいえない学生が入学する可能性は否定できない。そのような学生に対しては、まず、法学研究科にTAを置き、法律用語に関する質問に対応する等の支援を行う。また、指導教員・副指導教員に加えて、学生の母国語に堪能な教員等が指導を行う。包括協定を締結する海外の大学は中国・台湾・韓国に限られることから、中国語を母国語とする学生には中国語を母国語とする教員が、韓国語を母国語とする学生には韓国法を研究している教員が指導に協力する。それ以外の学生には、主に英語を使用して、国連の委員として活動するなど外国語運用能力の高い教員を中心に指導に協力する。

他学部出身学生、社会人、留学生等の学生は、入試において法的能力や法的関心が確認され、それを前提に指導教員および副指導教員による指導が行われるが、それに加えて、必要に応じて、法学研究科にTAを置き、授業や日本語の論文講読などの際の法律用語に関する質問に対応する等の支援を行う。また、課外の指導として、法学部の演習等に参加して専門分野に関連した法的知識を得ることや、南山法学会等の研究会に参加して研究のあり方を学ぶように指導する。

3. 2 法学研究科博士後期課程における科目の編成の考え方と特色

3. 2. 1 法学研究科博士後期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー

法学研究科博士後期課程においては、博士前期課程で身につけた知識や研究の手法を一応の前提にするものの、博士後期課程から入学する者にも、特に専門特講科目を通して、自らの専門分野における「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチをより良く理解して、法的価値選択に関して、研究者として自立した研究活動を行い、または、

高度の専門的業務に従事可能な高度な研究能力や豊かな学識を身につけることを目的とする。そして、法的価値の選択に焦点を当てる教育研究および国際的ルールへの調査や比較法研究といったそのための手段は、博士後期課程においても、配置される科目の内容に反映される。例えば、民法の民法特講（財産法）および民法特講（企業法）、公法の公法特講（憲法）および公法特講（行政法）、刑法の刑法特講（刑法）および刑法特講（刑事訴訟法）、それぞれにおいて国際ルールへの調査および比較法研究を中心とする内容の講義が行われることになる。

<資料20> 【履修モデル】 法学研究科博士後期課程

法学研究科博士後期課程のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

法学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を養成するために、以下の法学に関する特講科目および指導科目から成る教育課程を編成する。これら科目のうち特講科目は講義科目であり、学生との質疑応答を行いつつ講義を進める。また、指導科目では、学生参加を重視した調査・報告とディスカッションを中心に授業を進行する。また、ディプロマ・ポリシーに示す能力を醸成しているかとの観点から、特に、法的紛争を的確に把握し対処できる能力や、法制度や法の実態に対する広い視野と豊かな学識を用いて法的紛争に応用できる能力、専門分野における研究で独自の観点から新たな知を創造することができる能力を中心に評価する。

具体的には、以下の科目を配置し、これらはそれぞれディプロマ・ポリシーと以下のような関係にある。

① 民法分野、公法分野や刑法分野の中から選択した分野について、さらに深い学識を得るために、講義科目である研究科選択必修特講科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、特に、①国際社会や国内外における法的紛争について、その文化的・社会的背景を含めた法的価値に関する豊かな学識をもって、的確に把握し対処できる能力と②わが国の法制度や法の実態に対する広い視野を用いて、現在生じているまたは将来生じうる法的紛争を解決することに応用できる能力の醸成を目的とするものである。

② 理論的にも、実践的にも重要な法的課題について、独自に深く分析し、博士論文にまとめることができるよう指導する研究科必修研究指導科目を配置する。

この科目は、ディプロマ・ポリシーのうち、①と②と③専門とする法分野に関する先行研究・資料の高度な分析を基に、専門分野における研究で独自の観点から新たな知を創造することが

できる能力の醸成を目的とするものである。

3. 2. 2 法学研究科博士後期課程の科目の編成

(1) 特講科目

このカリキュラム・ポリシーに基づいて、具体的には、以下の科目編成を行う。

まず、2単位の選択必修の講義科目である特講科目として、民事法分野では、民事法特講（民法）、民事法特講（企業法）、民事法特講（民事手続法）、民事法特講（国際私法）を、公法分野では、公法特講（憲法）、公法特講（行政法）を、刑事法分野では、刑事法特講（刑法）、刑事法特講（刑事訴訟法）を配置する。これらの科目では、「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチから、法的価値の選択に焦点を当て、法の実態に対する広い視野で、各専門分野についてさらに深く学ぶ。

そして、これらは、特に、ディプロマ・ポリシーの①国際社会や国内外における法的紛争について、その文化的・社会的背景を含めた法的価値に関する豊かな学識をもって、的確に把握し対処できる能力と②わが国の法制度や法の実態に対する広い視野を用いて、現在生じているまたは将来生じうる法的紛争を解決することに応用できる能力の養成を目指すものである。また、これらに加えて、広い視野を得るために、法学研究特講を配置する。さらに、既に博士前期課程などで研究倫理については身につけており、研究指導科目においても研究倫理について指導がなされるが、独立した研究者に相応しい研究倫理を学ぶために研究倫理特講を配置する。

(2) 研究指導科目

次に、後期研究指導Ⅰ、後期研究指導Ⅱ、後期研究指導Ⅲ、後期研究指導Ⅳ、後期研究指導Ⅴ、後期研究指導Ⅵの各2単位の必修の研究指導科目を配置する。研究指導を6科目に分けるのは、他の科目と同様に学期ごとに科目を開講した方が学生にとって履修がしやすく、学生の身分関係の変動にも対応しやすく、また、博士後期課程3年間6学期の学期ごとに研究指導科目を配置することで、基礎から博士論文の完成まで段階を追って研究指導をしていくことができるからである。これらを指導教員が担当し、指導補助教員が補助する複数指導体制をとる。後期研究指導Ⅰでは、各自の研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題を調査する。後期研究指導Ⅱでは、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集、精読、分析視点の導出について習得する。後期研究指導Ⅲでは、研究の全体構想を定め、研究目的、分析方法、理論展開、結論の妥当性を検討する。後期研究指導Ⅳでは、具体的な調査、分析を行い論文の骨格を形成し、この博士論文の

中核となる部分を論文として公表する。後期研究指導Vでは、論文の全体構成の検討を行い中間報告においてブラッシュアップする。後期研究指導VIでは、研究の問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性と妥当性の検証を行い博士論文としてまとめ、最終審査で発表を行う。これら研究指導科目は、1年目に研究を進める上での基本的な知識と能力を養いテーマを設定したうえで、2年目に具体的な調査・分析を実施し、3年目に博士論文として着実にまとめられるように順序立てて配置していることが特色である。また、以上の研究指導科目は、ディプロマ・ポリシーの①と②と③専門とする法分野に関する先行研究・資料の高度な分析を基に、専門分野における研究で独自の観点から新たな知を創造することができる能力の総合的な養成を目指すものである。

<資料21> 法学研究科博士後期課程 カリキュラムマップ

(3) 日本語能力が必ずしも十分でない学生や他学部出身学生・社会人・留学生等への支援・指導

入学試験では、資料39に示したように、概ね幅広い場面で使われる日本語を理解できる日本語能力を求めており、一般的な日本語能力や最低限の法律用語に大きな支障はないと考えられる。しかし、法律用語の詳細については、必ずしも日本語能力が十分とはいえない学生が入学する可能性は否定できない。そのような学生に対しては、まず、法学研究科にTAを置き、法律用語に関する質問に対応する等の支援を行う。また、指導教員・副指導教員に加えて、学生の母国語に堪能な教員等が指導を行う。包括協定を締結する海外の大学は中国・台湾・韓国に限られることから、中国語を母国語とする学生には中国語を母国語とする教員が、韓国語を母国語とする学生には韓国法を研究している教員が指導に協力する。それ以外の学生には、主に英語を使用して、国連の委員として活動するなど外国語運用能力の高い教員を中心に指導に協力する。

他学部出身学生、社会人、留学生等の学生は、入試において法的能力や法的関心が確認され、それを前提に指導教員および副指導教員による指導が行われるが、それに加えて、必要に応じて、法学研究科にTAを置き、授業や日本語の論文講読などの際の法律用語に関する質問に対応する等の支援を行う。また、課外の指導として、法学部の演習等に参加して専門分野に関連した法的知識を得ることや、南山法学会等の研究会に参加して研究のあり方を学ぶように指導する。

4. 法学研究科の教員組織の編成の考え方および特色

4. 1 博士前期課程

法学研究科博士前期課程の研究指導教員には、法学部に所属する概ね15年以上の教育研究経験を有し、当該分野に精通した教員を配置する。研究指導補助教員も同様に、法学部に所属する教育経験が豊富で当該分野について活発な研究活動を行っている教員によって構成されている。

教員組織の特色としては、法整備に際しての法的価値の選択の諸要因に対応すべく、以下に述べるように教員が配置されていることが挙げられる。

第一に、所属教員には、比較法的見地からの研究を行っている教員を配置しているが、特に、国連の委員として活動する教員、韓国の韓南大学校法学部（現韓南大学校法政大学法学部）との学術交流において研究報告を行っている教員、中国法実務に精通している教員も配置する。このような教員配置により、法整備に際しての法的価値の選択に関する国際社会という上からの要因、他国からの比較法という横からの要因の分析に対応した教育課程の編成を実現している。

第二に、自治体における審議会の委員などを経験した教員、実態調査研究として、国の矯正施設の調査を行っている教員を配置している。これによって、法整備に際しての法的価値の選択に関する国内の国民・企業等による下からの要因の分析に対応した教育課程の編成が実現されている。

第三に、専門科目および研究指導科目については、当該分野を専門分野とする教員を配置するとともに、専門演習科目のうちいくつかの科目については、各分野にまたがる複数教員が連携して担当する。この点に関しては、所属教員で構成する科研費の研究グループにより、既に、共同研究も行われており、連携して研究および教育を行う基盤を有している。これによって、日本法内部の相互作用の分析に対応した教育課程の編成も実現されている。

教員総数は14名で、すべて教授である。学位取得者は博士号5名、修士号9名である。開設時の教員の年齢構成は、60歳代4名、50歳代6名、40歳代4名であり、教育経験と研究実績を持つ年代から、積極的な研究活動を行っている若手まで均衡のとれた構成となっている。なお、本学は大学院教授の定年を満70歳を迎える年度末と規定しており、博士前期課程において完成年度内に定年に達する教員はいない。

4. 2 博士後期課程

法学研究科博士後期課程における研究指導教員には、法学部および法務研究科に所属する、関連分野の博士の学位を持つか、関連分野の研究業績を持つ教授を配置する。研究指導補助教員は、法学部および法務研究科に所属する、教育経験および研究業績とも豊富な教員によって構成されている。

教員組織の特色としては、法整備に際しての法的価値の選択の諸要因に対応すべく、以下に述べるように教員が配置されていることが挙げられる。

第一に、所属教員には、比較法的見地からの研究を行っている教員、特に、韓国の韓南大学校法学部（現韓南大学校法政大学法学部）および西江大学校法学専門大学との学術交流において韓国で研究報告を行っている教員、比較法学会や国際セミナーにおいて報告グループの責任者としての経験を有する教員、研究グループの責任者として科研費による助成を受け、また、その成果を編者として出版している教員、比較法に関する著書出版等の研究実績を有する教員など、グループでの比較法研究の実績や、国内外における研究成果報告の実績のある教員を配置する。このような教員配置により、法整備に際しての法的価値の選択に関する国際社会という上からの要因、他国からの比較法という横からの要因の分析に対応した教育課程の編成を実現している。

第二に、自治体において住民参加を受けた条例の制定に関与する審議会の委員などを経験した教員、実態調査研究として、自治体の参加制度等の調査や国の矯正施設の調査を行っている教員を配置している。これによって、法整備に際しての法的価値の選択に関する国内の国民・企業等による下からの要因の分析に対応した教育課程の編成が実現されている。

第三に、特講科目および研究指導科目については、当該法分野を専門分野とし、その法分野の最新動向を十分に把握するとともに、関連する他の法分野の動向についても一定の法的知識を有する教員を配置する。この点に関しては、所属教員で構成する科研費の研究グループにより法分野を跨ぐ共同研究も行われていることから、日本法内部の相互作用の分析に対応した教育課程の編成も実現されている。

教員総数は12名で、すべて教授である。学位取得者は博士号4名、修士号8名である。開設時の教員の年齢構成は、60歳代5名、50歳代5名、40歳代2名であり、十分な教育経験と研究実績を持つ年代の教員によって構成される。なお、本学は大学院教授の定年を満70歳を迎える年度末と規定しており、博士後期課程において完成年度内に定年に達する教員はいない。

<資料2 2>南山大学就業規則（抜粋）

<資料2 3>南山大学職員規則（抜粋）

＜資料 2 4＞南山大学大学院教授規程

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

5. 1 博士前期課程

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

① 指導教員の決定方法

毎年4月に1年次生を対象にオリエンテーションを開催し、研究科の理念、カリキュラム、履修方法について説明を行う。また、学生便覧などを作成し、学生が常時情報を得る機会を提供する。1年次生は、4月に、オリエンテーションを踏まえて専門分野を決定する。そのうえで、指導教員は、学生が、この専門分野の研究指導を担当する教員の中から、自己の研究テーマに最も適切と思われる教員を1名選択し、この学生の希望を受けて、研究科委員会が決定する。指導教員は、研究指導のほか、4月にある履修科目の選択など学修全般について指導や助言にあたる。

また、指導教員以外に、研究テーマとの関連で助言や指導を与える論文指導補助教員である副指導教員をおく。副指導教員は、指導教員と学生が相談して、研究テーマに沿うように1名選択し、これを受けて、研究科委員会が決定する。副指導教員は、指導教員との連携を図りながらも、学生の求めに応じて、指導教員とは異なる専門性や観点に基づいた助言や指導を随時行う。

さらに、3. 1. 2(5)で触れたように、法律用語の詳細について、必ずしも日本語能力が十分とはいえない学生が入学する可能性は否定できない。そこで、中国語を母国語とする学生には中国語を母国語とする教員が、韓国語を母国語とする学生には韓国語を研究している教員が指導に協力する。それ以外の学生には、主に英語を使用して、国連の委員として活動するなど外国語運用能力の高い教員を中心に指導に協力する。

② 履修指導の方法と研究指導の方法

指導教員は、学生が研究を行おうとする研究テーマを踏まえて、適切な専門共通科目、専門分野科目および専門演習科目を選択するよう指導し、研究科での研究の基盤となる専門的知識や深い学識を身につけさせる。

研究指導は博士前期課程に在学中の2年間で修士論文を完成させることを目標に行う。研

研究指導は、指導教員が副指導教員と協力して行う。研究指導では、修士論文執筆に向けて、学生の研究の進捗状況に対応して、随時個別に助言を与えながら、先行研究および関連する研究の適切な理解、研究の方法論、論文構成法、研究発表の方法等を含めて指導する。

③指導体制

研究指導科目においては、学生が決定した研究テーマでの修士論文の作成を目指して、指導教員と副指導教員が協力して指導を行う一方で、その他の科目においては、各科目の担当教員が、修士論文の作成に資するべく、講義および演習を行う。後者においては、専門共通科目および専門分野科目において、それぞれの科目に関わる法の整備を含む内容を扱い、そして、専門演習科目において、より発展的な内容が扱われる。

④ 履修指導・研究指導の具体的な手順・方法

履修指導・研究指導の手順・方法は、以下の通りである。

入学当初

4月

- ・1年次生全員を対象としたオリエンテーションの開催。
- ・指導教員の選択と副指導教員の決定。
- ・オフィスアワーの時間を設定。

1年次

前期

「前期研究指導Ⅰ」

- ・2年間の研究指導計画の作成。
- ・適切な専門共通科目、専門分野科目および専門演習科目の履修の指導。
- ・専門知識、分析能力の養成と先行研究について指導。

[単位認定の基準]: 研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を培っている、かつ、先行研究の内容や課題について理解していると判断されること。

後期

「前期研究指導Ⅱ」

- ・研究テーマの設定についての指導。
- ・資料収集と分析視点についての指導。

[単位認定の基準]：修士論文として取り組む研究テーマを設定し、そのうえで、テーマに沿った文献や判例等の資料を収集し、分析の視点を設定していると判断されること。

2年次

前期

「前期研究指導Ⅲ」

- ・論文の完成に至る研究計画の立案について指導。
- ・論文全体の構成について指導。
- ・中間報告に向けた指導。

[単位認定の基準]：修士論文の構成が確定され、かつ、7割から8割程度、執筆がなされていること。

後期

「前期研究指導Ⅳ」

- ・修士論文の完成および最終審査に向けて、論文の問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について指導。
- ・中間報告において学位審査委員から指摘された問題点の解決方法について指導。
- ・修士論文提出後の口述試験の準備。

[単位認定の基準]：修士論文を完成させ、提出されていること。

<資料25> 修了までのスケジュール (博士前期課程)

(2) 学位審査体制

- ① 中間報告の後、学位審査委員会を構成する。学位審査委員会は、研究科委員会で選出された、指導教員及び副指導教員を含む、博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員で構成され、学位審査を行う。審査委員会の主査は指導教員以外から選び、また、中間報告および最終審査は公開で行い、透明性と公平性を保障する。審査委員会は、必要に応じて本研究科所属教員以外の当該分野の専門家に審査委員を依頼する。論文の可否の原案は審査委員会が作成し、研究科委員会で可否を決定する。
- ② 学位審査を通過し、学位を授与した修士論文については、副本を図書館に寄贈するとともに、法学研究科のWebページで論文の要旨および審査結果を公開する。

<資料26> 南山大学学位規程

(3) 修士論文の審査の基準

修士論文は、専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- (ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、実務的意義を有している。
- (イ) 理論的または実証的研究の成果を含んでいる。
- (ウ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。
- (エ) 論文の体系性が認められる。
- (オ) 専攻分野の研究に必要な専門性を示している。

口述試験においては、提出された修士論文が上記基準を満たすものであるのかを口頭試問を通じて確認する。上記基準を満たすことを確認するための質疑応答により、評価する。

(4) 研究の倫理審査体制

まず、学生は入学時に研究倫理教育・コンプライアンス教育の e-learning 教材を受講する。次に、学生は必修科目である研究倫理科目を受講する。また、研究指導においても研究倫理についての指導がなされる。

そのうえで、修士論文の倫理的な審査は、南山大学で設置されている研究審査委員会で行う。提出されるすべての学位論文は、論文計画書作成段階で研究科の外部に設置される全学的組織である研究審査委員会において、社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性を判定している。研究審査委員会は学生が提出した学位論文計画書に基づき研究倫理審査の要否を判断する。人を対象とする研究の場合には研究倫理審査が必要となる。研究倫理審査が必要と判断された場合には、学生は倫理審査申請書を提出する。研究審査委員会はこれに基づいて審査を実施し、研究審査委員会での承認後、研究調査を実施する。研究審査委員会は、原則毎月1回開催しているが、論文計画書のみを審議するための委員会を別途7月に開催している。

<資料27> 南山大学研究活動上の行動規範

<資料28> 南山大学研究審査規程

<資料29> 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

(5) 修了要件

本博士前期課程の修了要件は次の通りとする。

- ① 2年以上在学すること。
- ② 専門共通科目および専門分野科目から18単位以上（研究倫理特論を含め、専門共通科目6単位以上を含む）、専門演習科目を4単位以上（民事法演習、公法演習、刑事法演習の内、いずれかの演習からの2単位以上を含む）、研究指導科目を8単位を含め、計30単位以上

を修得すること。

- ③ 必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。

<資料18> 【履修モデル】(法学研究科博士前期課程)

5. 2 博士後期課程

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

① 指導教員の決定方法

毎年4月に1年次生を対象にオリエンテーションを開催し、研究科の概念、カリキュラム、履修方法について説明を行う。また、学生便覧などを作成し、学生が常時情報を得る機会を提供する。1年次生は、4月に、オリエンテーションを踏まえて専門分野を決定する。そのうえで、指導教員は、学生が、この専門分野の研究指導を担当する教員の中から、自己の研究テーマに最も適切と思われる教員を1名選択し、この学生の希望を受けて、研究科委員会が決定する。指導教員は、研究指導のほか、4月にある履修科目の選択など学修全般について指導や助言にあたる。

また、指導教員以外に、研究テーマとの関連で助言や指導を与える論文指導補助教員である副指導教員をおく。副指導教員は、指導教員と学生が相談して、研究テーマに沿うように1名選択し、これを受けて、研究科委員会が決定する。副指導教員は、指導教員との連携を図りながらも、学生の求めに応じて、指導教員とは異なる専門性や観点に基づいた助言や指導を随時行う。

さらに、3. 2. 2(3)で触れたように、法律用語の詳細について、必ずしも日本語能力が十分とはいええない学生が入学する可能性は否定できない。そこで、中国語を母国語とする学生には中国語を母国語とする教員が、韓国語を母国語とする学生には韓国語を研究している教員が指導に協力する。それ以外の学生には、主に英語を使用して、国連の委員として活動するなど外国語運用能力の高い教員を中心に指導に協力する。

②履修指導の方法と研究指導の方法

指導教員は、学生が研究を行おうとする研究テーマを踏まえて、適切な特講科目を選択するよう指導し、研究科での研究の基盤となる専門的知識を身につけさせる。

研究指導は博士後期課程に在学中の3年間で博士論文を完成させることを目標に行う。研究指導は、指導教員が副指導教員と協力して行う。研究指導では、博士論文執筆に向けて、

学生の研究の進捗状況に対応して、随時個別に助言を与えながら、先行研究および関連する研究の適切な理解、研究の方法論、論文構成法、研究発表の方法等を含めて指導する。

③指導体制

研究指導科目においては、学生が決定した研究テーマでの博士論文の作成を目指して、指導教員と副指導教員が協力して指導を行う一方で、特講科目においては、各科目の担当教員が、博士論文の作成に資するべく、それぞれの科目に関わる法の整備を含む内容の講義を行う。

④ 履修指導・研究指導の具体的な手順・方法

履修指導・研究指導の手順・方法は、以下の通りである。

入学当初

4月

- ・1年次生全員を対象としたオリエンテーションの開催。
- ・個別面談会を経て、指導教員、副指導教員を決定。
- ・オフィスアワーの時間を設定。

1年次

前期

「後期研究指導Ⅰ」

- ・3年間の研究指導計画の作成。
- ・適切な特講科目の履修の指導。
- ・専門知識、分析能力の養成と先行研究について指導。

[単位認定の基準]: 研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を培っている、かつ、先行研究の内容や課題について理解していると判断されること。

後期

「後期研究指導Ⅱ」

- ・研究テーマの設定についての指導。
- ・資料収集と分析視点についての指導。

[単位認定の基準]: 博士論文として取り組む研究テーマを設定し、そのうえで、テーマに沿った文献や判例等の資料を収集し、分析の視点を設定していると判断されること。

2年次

前期

「後期研究指導Ⅲ」

- ・博士論文の全体的構想について指導。
- ・論文の目的、資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性について指導。
- ・必要があれば、研究計画の見直し。

[単位認定の基準]：博士論文の全体的構想が固まり、かつ、論文の目的、資料、論理展開、結論の点での妥当性について見通しが得られたと判断されること。

後期

「後期研究指導Ⅳ」

- ・論理展開や結論の妥当性など、論文の内容について指導。

[単位認定の基準]：論理展開や結論などの博士論文の内容の妥当性について見通しが得られたと判断されること。

3年次

前期

「後期研究指導Ⅴ」

- ・論文の完成に至る研究計画の立案について支援。
- ・論文全体の構成について指導。
- ・中間報告に向けた指導。

[単位認定の基準]：博士論文の構成が確定され、かつ、7割から8割程度、執筆がなされていること。

後期

「後期研究指導Ⅵ」

- ・博士論文の完成および最終審査に向けて、論文の問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について指導。
- ・中間報告において学位審査委員から指摘された問題点の解決方法について指導。
- ・博士論文提出後の口述試験の準備。

[単位認定の基準]：博士論文を完成させ、提出されていること。

<資料30>修了までのスケジュール（博士後期課程）

(2) 学位審査体制

- ① 中間報告の後、学位審査委員会を構成する。学位審査委員会は、研究科委員会で選出された、指導教員及び副指導教員を含む、博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員で構成され、学位審査を行う。審査委員会の主査は指導教員以外から選び、また、中間報告および最終審査は公開で行い、透明性と公平性を保障する。審査委員会は、必要に応じて本研究科所属教員以外の当該分野の専門家に審査委員を依頼する。論文の可否の原案は審査委員会が作成し、研究科委員会で可否を決定する。
- ② 学位審査を通過し、学位を授与した博士論文については、南山大学機関リポジトリを利用して、インターネット上で全文を公表する。

<資料26>南山大学学位規程

(3) 博士論文の審査の基準

博士論文は、専攻分野についての研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

- (ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、実務的意義を有している。
- (イ) 新規性、独創性が認められる。
- (ウ) 理論的または実証的研究の十分な成果を含んでいる。
- (エ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。
- (オ) 論文の体系性が認められる。
- (カ) 専攻分野の高度な研究に必要な専門性を示している。

口述試験においては、提出された博士論文が上記基準を満たすものであるのかを口頭試問を通じて確認する。上記基準を満たすことを確認するための質疑応答により、評価する。

(4) 博士論文提出要件

博士論文は、本学の各研究科で実施する外国語の学力に関する試験に合格した上でなければ、これを提出することができない。本研究科では、国際社会からの要因、比較法からの要因、国民・企業からの要因による法整備を研究するために、最低限度の英語の学力が必要であると考えられることから、英語の学力に関する試験として、英語の法律論文読解試験を実施する。ただし、既に外国法を対象とした研究論文を公表している場合等は英語の学力に関する試験を免除する。

(5) 研究の倫理審査体制

まず、学生は入学時に研究倫理教育・コンプライアンス教育の e-learning 教材を受講する。次に、学生は必修科目である研究倫理特講を受講する。また、研究指導においても研究倫理についての指導がなされる。

そのうえで、博士論文の倫理的な審査は、南山大学で設置されている研究審査委員会で行う。提出されるすべての学位論文は、論文計画書作成段階で研究科の外部に設置される全学的組織である研究審査委員会において、社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性を判定している。研究審査委員会は学生が提出した学位論文計画書に基づき研究倫理審査の要否を判断する。人を対象とする研究の場合には研究倫理審査が必要となる。研究倫理審査が必要と判断された場合には、学生は倫理審査申請書を提出する。研究審査委員会はこれに基づいて審査を実施し、研究審査委員会での承認後、研究調査を実施する。研究審査委員会は、原則毎月1回開催しているが、論文計画書のみを審議するための委員会を別途7月に開催している。

<資料27> 南山大学研究活動上の行動規範

<資料28> 南山大学研究審査規程

<資料29> 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

(6) 修了要件

本博士後期課程の修了要件は次の通りとする。

- ① 3年以上在学すること。
- ② 特講科目 6 単位以上（研究倫理特講および法学研究特講の計 2 単位を含む）、研究指導科目 12 単位を含め、合計 18 単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受け、提出要件である本研究科で実施する英語の学力に関する試験に合格したうえで、博士論文を提出し、その審査および試験に合格すること。

<資料20> 【履修モデル】（法学研究科博士後期課程）

6. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

キャンパスの校地面積は129,626㎡であり、自然の起伏を活かす形で校舎が配置されている。キャンパス内には芝生の広場であるグリーンエリア（4,039㎡）や屋上緑化スペースなどを設け、学生は休息等のため自由に利用できる。また、学生向けの厚生施設としては、食堂、書店、コンビニエンスストアなどがある。

(2) 校舎等施設・設備の整備計画

2004（平成16）年度の法務研究科（法科大学院）の設置に伴い、新たに法務研究科専用校舎としてA棟を建築した。法務研究科の開設当初の規模は入学定員50名、収容定員150名であったため、それに見合う教室数および大学院学生研究室数を整備したが、2016（平成28）年度に入学定員を20名に削減した。これにより、法学研究科が開設する2019（平成31）年度時点では法務研究科の収容定員は60名となり、A棟の教室に余裕が生じるため、A棟の教室8室を法務研究科・法学研究科の共用教室に変更する。さらには、A棟に隣接するB棟の小教室6室を既存学部・研究科と共用することにより、法学研究科の授業運営のために必要な教室数を確保する。教室以外の施設・設備についても、新たに整備する予定はないが、現有の施設・設備を共用することにより、法学研究科における教育研究環境を十分確保することが可能である。

また、A棟内には法学研究科で講義・研究指導を行う専任教員のための個人研究室が20室用意されている。

(3) 学生自習室

法務研究科の収容定員減に伴い、法務研究科生用としていた大学院学生研究室に余裕ができたため、そのうちの2室を法学研究科の学生用に転用する。また、大学院学生研究室内に整備された備品等の設備についても、法学研究科の学生用に転用する。大学院学生研究室では個々に研究を行うためのスペースを提供し、情報コンセントが配置され、随時ネットワークに接続することが可能となっている。

<資料3 1>研究室の見取図

(4) 図書等の資料および図書館

法学研究科における教育研究に必要な資料は、主に図書館に所蔵されている。法学研究科用図書として、洋書189冊（民法、憲法、行政法、刑法、国際法、その他）（資料3 2）を年次進行で整備（予算規模約360万円）することで、当該分野に関する図書46,122冊、The weekly law reports や法曹時報など当該分野に関する学術雑誌1,019タイトルが完成年度までに整備されるほか、1,254タイトルの電子ジャーナル、電子書籍、デジタルデータベースの利用が可能となる。館内には、閲覧席として813席を備えるほか、レファレンスカウンター、複写機器、情報検索のための端末、マルチメディア資料を閲覧できる機器を配置している。また、授業終了後も利用できるよう、平日は午前9時から午後10時、土曜日は午前9時から午後8時まで開館している。また授業・試験期間中の日曜日については、午前10時から午後5時まで開館し、学生の勉学の便宜を図っている。

図書館間協力も積極的に行っており、近隣大学図書館等との相互利用、国立情報学研究所をはじめ OCLC 等海外との相互文献貸借、文献複写のサービスの利用が可能である。さらに継続して当該分野に関する資料の系統的収集に努めるほか、電子ジャーナル、電子書籍、デジタルデータベースの導入・利用を推進している。

7. 基礎となる学部や研究科博士前期課程との関係

法学研究科は、本学法学部を基礎とした研究科である（資料3 3参照）。カリキュラムは法学部と法学研究科は別個・独立の物であるが、法学部においても、民法分野、公法分野、刑事法分野を中心に、基礎法・外国法・国際法・政治学といった分野を置いており、法学研究科博士前期課程においては、それを基礎にして、基礎法・外国法・国際法・政治学分野を中心に専門共通科目を設け、法学部の民法分野、公法分野、刑事法分野からさらに専門性を高めた専門分野科目を配置している。また、博士前期課程においては、専門演習科目として、民法分野、公法分野、刑事法分野のそれぞれの法分野ごとに連携して、最新の研究論文を検討したり、諸外国やわが国における立法に向けた資料を検討したりする。

また、法学研究科博士後期課程においては、博士前期課程等における知識を前提に、民法分野、公法分野、刑事法分野からより特定の専攻分野を選び、豊かな学識と高度の研究能力をもって、専門的なテーマに関してどのように法的価値が選択されているか、独自の観点からの博士論文を執筆できるように、民法分野、公法分野、刑事法の内から選んだ専門分野についてさらに深く学ぶことができるような特講科目を置き、それぞれの分野での研究指導を受ける。

8. 入学者選抜の概要

8. 1 法学研究科のアドミッション・ポリシー

8. 1. 1 博士前期課程のアドミッション・ポリシー

博士前期課程では、本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)を深く理解し、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を備え、かつ法学部のディプロマ・ポリシーに示す力と同等の力を備えている人、とりわけ本専攻の専門性に鑑み、その目的を達成することに強い意欲を持つ人、および入学後に法律に関する諸問題を独自の法律学的な視点から分析・判断できる能力を身につけられる人を受け入れる。

このように、法学を学んだ学生だけでなく、他学部出身の学生や、実務経験を有する社会人、

国内外の外国人にも、広く入学の機会を開くために、一般入学試験、社会人入学試験、推薦入学試験、飛び級入学試験、国外在住者入学試験、国内在住外国人入学試験等の入学試験を設け、多様な学生の能力を評価する。

さらに社会人を対象に、就業等の事情で2年間での課程修了が困難であり、3年の在学を希望する人に対しては、「長期履修制度」を設ける。

<資料34>南山大学法学部ディプロマ・ポリシー

8. 1. 2 博士後期課程のアドミッション・ポリシー

博士後期課程では、本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)を深く理解し、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を備え、かつ本専攻前期課程のディプロマ・ポリシーに示す力と同等の力を備えている人、とりわけ本専攻の専門性に鑑み、法学に関する強い探求心・十分な知識、論理的な考察力、基礎的分析能力、文章表現力および専門的文献の読解力を有する人、および入学後に現実に生じている様々な法律問題に対して、その問題解決策を探求しつつ積極的に議論に加わりディスカッションのできる能力を身につけ、修了後に本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を体現した大学等の研究者や高度専門職業人を志す人を受け入れる。

このように、博士後期課程では、他の大学院を含めて大学院において修士の学位やそれに相当する専門職学位を取得した者、実務経験を有する社会人、外国人にも、広く入学の機会を開くために、一般入学試験、社会人入学試験、国外在住者入学試験等の入学試験を設け、多様な学生の能力を評価する。

8. 2 出願資格

8. 2. 1 博士前期課程の出願資格

博士前期課程の出願資格は、次のいずれかに該当する者または入学時に該当見込みの者とする。

- ①大学を卒業した者
- ②大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- ⑤わが国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑦文部科学大臣の指定した者
- ⑧南山大学法学部に 3 年以上在学した者で、本研究科が定める所定の単位を優秀な成績で修得した者
- ⑨本学大学院法学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者で、かつ入学時まで 22 歳に達している者

8. 2. 2 博士後期課程の出願資格

博士後期課程の出願資格は、次のいずれかに該当する者または入学時に該当見込みの者とする。

- ①修士の学位または専門職学位を有する者
- ②外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤文部科学大臣の指定した者
- ⑥本学大学院法学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者で、かつ入学時まで 24 歳に達している者

8. 3 入学試験・審査形態および入学試験科目

8. 3. 1 博士前期課程の入学試験・審査形態および入学試験科目

上記のようなアドミッション・ポリシーに対応して、本研究科博士前期課程は、多様な背景

を持った志願者が受験できるような試験を実施する。

本研究科の博士前期課程の入学試験・審査は、①一般入学試験、②社会人入学試験、③推薦・飛び級入学試験、④国外在住者入学試験、⑤国内在住外国人入学試験、⑥南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験からなる六つの入学試験種別を設けて実施する。入学時期は4月とする。①一般入学試験、②社会人入学試験、③推薦・飛び級入学試験のうち推薦入学試験、⑤国内在住外国人入学試験の入学者の選抜は、2019（平成31）年度入学生に対する入試については秋季と春季、それ以降の入試については夏季と春季の年2回行う。③推薦・飛び級入学試験のうち飛び級入学試験については、春季に入試を行う。④国外在住外国人入学試験の入学者の選抜は、5月～11月に出願期間を設定し、書類審査のみで実施する。ただし、2019（平成31）年度入学生に対する入試は2018（平成30）年9月～11月に出願期間を設定する。⑥南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験の入学者の選抜は、9～11月および翌年1月に出願期間を設定し、書類審査のみで実施する。

入学試験の各種別の試験の内容は、下記の表のとおりである。いずれも、アドミッション・ポリシーに挙げた能力を有するか、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を有するかを測るために行うものである。多様な種別の入学試験において、以下のような能力を評価して選抜を行う。

①一般入学試験では、筆記試験（選択した専門科目に関する論述試験）により学部教育において修得した内容の問題を出題し、専門分野の研究を行う能力の有無、論理的な考察力、基礎的な分析能力、文章表現力を評価する。研究テーマも含めて記入することを求める志望理由書等の書類や法律学の基礎知識を対象とした口述試問によつて的確な分析・判断能力や法学研究への強い意欲・法的関心を評価する。英語（英文読解）によつて本研究科の特徴である法的価値の選択、とりわけ比較法的分析をするために必要な英語文献の基礎的読解能力を評価する。

②社会人入学試験では、2年以上の実務経験を有する者に受験資格を与え、法律に関する時事問題で問う小論文試験によつて、問題発見能力、分析・判断能力等を評価する。研究計画書をはじめとする提出書類の内容、志望理由および法律学の基礎知識等を対象に行う口述試問によつて的確な分析・判断能力や法学研究への強い意欲・法的関心等を評価する。司法書士、行政書士等の資格も参考にする。

③推薦・飛び級入学試験では、優秀な学業成績を有することが前提となっており、提出書類として求めている研究テーマも含めて記入することになる志望理由書等の書類審査によつて、法学研究への強い意欲・法的関心や問題発見能力等を、口述試問によつて、的確な分析・判断

能力や法学研究への強い意欲・法的関心等を評価する。

④国外在住者入学試験では、書類審査のみで入学試験を行うが、出願要件や提出書類において日本語の能力を確認すると同時に、提出書類として求めている志望理由書やこれまでの勉学や職務経験、南山大学大学院を志望する理由、専攻分野・研究課題、修了後のキャリア計画等を含む研究計画書によって、法学研究への強い意欲、法的関心の具体性・適切性や計画性等を評価し、法学研究を行う能力の有無を判定する。

⑤国内在住外国人入学試験では、出願要件や提出書類において日本語の能力を確認すると同時に、書類審査によって、提出書類として求めている、本研究科を志望する理由、研究科における研究計画や修了後の計画を記載した研究計画書を重視し、法的関心の具体性・適切性や計画性等を評価し、法律に関する時事問題で問う小論文試験によって、問題発見能力、分析・判断能力等を評価する。さらに、提出された書類を参考に、志望動機、勉学意欲を中心に行う口述試問によって、法学研究への強い意欲・法的関心等を評価する。

⑥南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験では、国外在住者入学試験と同じく、書類審査のみで入学試験を行うが、出願要件や提出書類において日本語の能力を確認すると同時に、提出書類として求めている志望理由書やこれまでの勉学や職務経験、南山大学大学院を志望する理由、専攻分野・研究課題、修了後のキャリア計画等を含む研究計画書によって、法学研究への強い意欲、法的関心の具体性・適切性や計画性等を評価し、法学研究を行う能力の有無を判定する。

種別	試験の内容	対象
①一般入学試験	筆記試験＋英語＋口述試問	大学を卒業した者および当該年度卒業見込みの者等
②社会人入学試験	小論文試験＋口述試問	2年以上の実務経験を有する者
③推薦・飛び級入学試験	書類審査＋口述試問	推薦入学試験については、南山大学の学部卒業見込みの者で、在学中（3年次まで）の学業成績が在籍学科の上位30%以内の者 飛び級入学試験については、

		南山大学法学部に3年以上在学している者で、本研究科が定める所定の単位を修得し、通算GPA3.00以上の者
④国外在住者入学試験	書類審査	国外に在住する者（短期留学を除く）で、かつ、日本語が第一言語でなく、本研究科が求める日本語能力を有する者
⑤ 国内在住外国人入学試験	書類審査＋口述試問＋小論文試験	外国の国籍を有する日本在住者で、かつ、日本語が第一言語でなく、本研究科が求める日本語能力を有する者
⑥南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験	書類審査	南山大学外国人留学生別科留学生課程を修了した者および当該年度修了見込みの者（いずれも日本語で、文献・資料を読み、レポートを書き、教室で発言することのできる程度の日本語能力を有すること）

上記の種別のうち、④国外在住者入学試験、⑤国内在住外国人入学試験と⑥南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験においては、資料39に示したような日本語能力を求めており、それは、概ね幅広い場面で使われる日本語を理解できる程度の日本語能力である。

8. 3. 2 博士後期課程の入学試験・審査形態および入学試験科目

上記のようなアドミッション・ポリシーに対応して、本研究科博士後期課程は、多様な背景を持った志願者が受験できるような試験を実施する。

本博士後期課程の入学試験は、①一般入学試験、②社会人入学試験、③国外在住者入学試験、④南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験からなる4つの入学試験種別を設けて実施す

る。入学時期は、4月とする。①一般入学試験、②社会人入学試験の入学者の選抜は、2019（平成31）年度入学生に対する入試については秋季と春季、それ以降の入試については夏季と春季の年2回行う。③国外在住外国人入学試験の入学者の選抜は、5月～11月に出願期間を設定し、書類審査のみで実施する。ただし、2019（平成31）年度入学生に対する入試は2018（平成30）年9月～11月に出願期間を設定する。④南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験の選抜は、9～11月および翌年1月に出願期間を設定し、書類審査のみで実施する。

入学試験の各種別の試験の内容は、下記の表のとおりである。いずれも、アドミッション・ポリシーに挙げた能力を有するか、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を有するかを測るために行うものである。多様な種別の入学試験において、以下のような能力を評価して選抜を行う。

①一般入学試験では、筆記試験（選択した専門科目に関する論述試験）により博士後期課程において、理論的・実践的に重要な法的課題についての研究能力を備えているかを評価する。研究テーマも含めて記入することを求める志望理由書等の書類や法律学の基礎知識を対象とした口述試問によって今後の専攻分野に関する研究能力、学問的探求心、論理的思考力を評価する。英語（英文読解）によって国際的ルールへの調査や比較法研究を行う上での必要な英語文献の読解能力を評価する。

②社会人入学試験では、2年以上の実務経験を有する者に受験資格を与え、提出書類として求めている研究計画書については、他とは別に独自に配点をし、それによって、法的関心の具体性・適切性や計画性を評価し、また、書類審査によって、それ以外の提出書類として求めている修士論文等によって、的確な分析・判断能力を評価し、司法書士、行政書士等の資格も参考にする。さらに、提出論文や研究計画書に関する内容を対象に口述試問によって今後の専攻分野に関する研究能力、学問的探求心、論理的思考力を評価する。

③国外在住者入学試験と④南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験では、いずれにおいても書類審査のみで入学試験を行うが、出願要件や提出書類において日本語の能力を確認すると同時に、提出書類として求めている修士論文または修士論文に相当する論文その他によって今後の専攻分野に関する研究能力、学問的探求心、論理的思考力を評価し、また、同じく提出書類として求めている志望理由書やこれまでの勉学や経験、南山大学大学院を志望する理由、専攻分野・研究課題、修了後のキャリア計画等を含む研究計画書によって、法的関心の具体性・適切性や計画性等の多様な能力を評価する。

種別	試験の内容	対象
①一般入学試験	筆記試験＋英語＋口述試問	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度修了見込みの者等
②社会人入学試験	書類審査＋口述試問＋研究計画書	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度修了見込みの者等であり、かつ、2年以上の実務経験を有する者
③国外在住者入学試験	書類審査	国外に在住する者（短期留学を除く）で、かつ、日本語が第一言語でなく、本研究科が求める日本語能力を有し、修士の学位または専門職学位を有する者等
④南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験	書類審査	南山大学外国人留学生別科留学生課程を修了した者および当該年度修了見込みの者（いずれも日本語で、文献・資料を読み、レポートを書き、教室で発言することのできる程度の日本語能力を有すること）

上記の種別のうち、③国外在住者入学試験と④南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験においては、**資料39**に示したような日本語能力を求めており、それは、概ね幅広い場面で使われる日本語を理解できる程度の日本語能力である。

9. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

博士前期課程および博士後期課程において、高度専門職業人または研究者として活躍することを目指して、民間企業や官公庁で勤務しながら、教育を受けることを望む社会人が一定割合存在すると考えられる。そのような社会人入学者の履修の便宜を図るために、博士前期課程および博士後期課程の両課程において、大学院設置基準第14条に規定する教育方法の特例に基づき教育を行う。

9. 1 修業年限

法学研究科の博士前期課程の標準修業年限は2年を原則とするが、社会人学生の存在も考慮して、「長期履修制度」を導入し、本人の希望に応じて3年の選択も可能とする。また、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

9. 2 履修指導および研究指導の方法

社会人学生の場合には、個々に状況が異なり、日常的に教員に接する機会が限られる者もいる可能性があることから、平日の夜間や週末における履修の機会も含め、社会人学生の修業や履修状況に合わせて履修指導や研究指導を行い、相談の機会をもつと同時に、メール等を利用しつつ、密にコミュニケーションをとる。

<資料35> 修了までのスケジュール (博士前期課程・長期履修者)

9. 3 授業の実施方法

社会人学生の場合、就業状況によっては、日中に授業を受講することが困難な者がいることも予想されることから、博士前期課程および博士後期課程の両課程において、社会人学生が「研究指導科目」を含む授業の一部を必要に応じて夜間や週末に履修できるようにする。

<資料36> 時間割モデル (博士前期課程)

<資料37> 時間割モデル (博士後期課程)

9. 4 教員の負担の程度

教育方法の特例により、社会人学生の修業や履修状況に合わせて平日の夜間や週末における授業が必要になる可能性がある。現在、法学部や法務研究科の授業は平日の4限目までを原則としているが、平日の5限・6限と土曜日に授業を入れることになる。社会人学生の希望を考

慮しつつ、特定の教員に負担が集中しないように、原則として、週1日または2日、平日の夜間や週末に授業を担当すれば良いように教員全体で負担を調整していく。

教員の講義負担は法学研究科での講義・研究指導と、基礎となる学部である法学部での講義・演習、また法務研究科での講義を合わせて、平均して、年間24単位程度であるが、年間26単位程度に収めることが可能であり、その内、法学部の演習科目がおおよそ6単位と想定しており、個々の教員負担は過大ではないと考えられる。また、特に学部においては、クォーター制を導入していることから、クォーターによって研究に専念できる期間を確保する。

9.5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

窓口事務については、通常の窓口（平日午前9時～午後5時）のほか、時間外窓口（平日午後5時～午後10時10分、土曜日午前9時～午後5時）を設けており、社会人学生に対応できるよう事務取次ぎを行っている。図書館については平日午後10時、土曜日午後8時まで開館し、社会人学生も利用することができる。授業・試験期間中の日曜日については、午前10時から午後5時まで開館し、社会人学生の教育研究に支障がないよう配慮している。また、情報センターでは、コンピュータ教室、ラーニング・コモンズ、学内無線LAN、オンデマンドプリント等の情報環境を整えることで利用者サービスの向上を図っており、併せて学内ネットワークの利用申請等の利用者サポートについても平日午前9時～午後8時30分、土曜日午前9時～午後5時まで行っているため、社会人学生も利用することができる。厚生施設については、食堂、書店、コンビニエンスストアなどがあり、一部を除いて土曜日も営業するほか、コンビニエンスストアについては平日・土曜日どちらも午後8時まで営業しており、社会人学生に配慮した営業時間となっている。

9.6 社会人に必要とされる分野であること

現在の法の転換期であるわが国にとって、民事法分野、公法分野や刑事法分野といった法学分野において、民事法分野を中心にした高度の法的知識による、複雑な法的事案の全体像の理解、法文書作成や法的問題の解決、法的紛争の未然の防止等の業務を担当する法的専門職や民間企業の法務専門職員のような高度専門職業人や、公法分野を中心にした高度の法的知識による、法的問題の解決、法令等の立法作業、採用可能な様々な手法を比較検討した対処等を担当する公共公益団体の職員等の人材を養成することは、国際社会、他国の法である比較法、国内の国民・企業等からの要因を受けて法的価値の選択をしなければならぬ法の転換期において必

要なものとなっていることから、これらの社会人学生に適合した教育研究環境を整える。

10. 管理運営

法学研究科の管理運営は、大学院学則に基づき設置される法学研究科委員会による。研究科委員会は法学研究科委員会規程に基づき、本研究科の博士前期課程および博士後期課程の研究指導担当者で構成される。講義担当者はオブザーバーとして研究科委員会に参加できる。研究科委員会は少なくとも毎月1回開催し、在学生の身分に関する問題、教務関係、教員人事、入学審査関係の諸問題、研究科の将来構想などについて審議し、研究科としての意思決定を行う。研究科の自治を尊重しつつ、学長のリーダーシップによる全学的な大学の方針にも沿った方向で運営が行われる。

法律学専攻の管理運営は、必要に応じて開催される専攻会議による。専攻会議では、専攻個別の問題について、専攻において研究指導、講義を担当する教員全員によって意思決定を行う。

大学院学則に基づき、研究科間の連絡調整や諸規程の制定改廃などを審議する大学院委員会が設置されているほか、時間割編成や履修登録、試験の実施など大学院全体の教務に関する事項を円滑に実施するための大学院教務委員会が設置されており、各研究科委員会との緊密な連携のもとに運営がなされる。

研究科委員会において管理運営の中心を担う研究科長は、法学研究科長候補者選挙規程に基づき、研究科委員会構成員の選挙（単記無記名投票）によって候補者が決定される。選出された研究科長候補者は、大学評議会を経て、理事会において最終的に研究科長として決定される。

<資料38> 南山大学大学院法学研究科委員会規程

11. 自己点検・評価

南山大学では、1991（平成3）年度に全学機関として、教学担当副学長を委員長とする「南山大学自己点検・評価委員会」を設置して以来、「自己点検・評価報告書」の毎年発行（1996（平成8）年より）など、組織的・継続的に自己点検・評価を実施している。

それぞれの部局（学部・学科、研究科・専攻、各種委員会、各事務課室等、組織体ではないが毎年度出される「学長方針」や「事業計画」も対象とする）は、1. 現状の説明（本年度の状況及び前年度の自己点検・評価結果を踏まえた改善状況）、2. 点検・評価（本年度の目標の設定とそれを実現するための手段、及びその達成度）、3. 長所と問題点（長所、改善された点及び残された問題点の整理）、4. 将来の改善・改革に向けた方策（残された問題点についての改

善方策)の4つの観点に基づいた報告書の作成・提出が毎年義務付けられている。提出された自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会のもとで大学全体の報告書としてまとめられ、2005(平成17)年度以降、公式Webページで全文を公開している。加えてそれぞれの部局の報告書を自己点検・評価委員会委員が分析し、改善すべきところをまとめた『「自己点検・評価報告書」評価報告書』を作成し、それぞれの部局にフィードバックすることにより自己点検・評価の形骸化を防いでいる。これらのプロセスを通して、それぞれの部局は部局長を中心に毎年改善・改革を行ってきている。

2013(平成25)年度に受審した(財)大学基準協会の認証評価において、自己点検・評価を行う体制として、「南山大学自己点検・評価規程」を制定し、全学的な「自己点検・評価委員会」を設置し、2012(平成24)年には、「理念・目的に基づく方針や具体的な目標を設定し、それを実現・達成するための諸活動を自らの責任において定期的・継続的に点検・評価する」ことなどを明記した内部質保証の方針を策定したことに対し評価を得ている。

全学的な自己点検・評価の一環として、法学研究科においても2019(平成31)年度(開設年度)から毎年、自己点検・評価に取り組み、改善すべき点の発見とその改善を行うとともに、教育面での改善を期末の講義の中のアンケート調査を利用して行っていく。

12. 情報の公表

法学研究科や大学全体に関わる情報は、大学の公式Webページ

(<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>)や大学案内等の出版物、大学院説明会などの大学行事や各種の広報活動、高校訪問などの機会を通じて受験生や広く社会一般に公開しており、法学研究科でもこれを継続する。

情報提供の中心である公式Webページを利用して具体的に提供している教育研究活動の状況に関する情報には、以下のようなものがある。

①大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/rinen/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koho/catholic/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/torikumi/grand/index.html>

②教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/kenkyu/ic/index.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/shokuin.html#01>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kyoin.html>

<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>

④入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関する
こと

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/policy.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/zaiseki.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/gakui.html>

<http://office.nanzan-u.ac.jp/CAREER/toukei/>

http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/recruit_glad.html

⑤授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://office.nanzan-u.ac.jp/KYUMU/>

⑥学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1010.pdf>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1020.pdf>

⑦校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/GAKUSEI/kagai/index.html>

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/gakuhi.html>

⑨大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

<http://office.nanzan-u.ac.jp/CAREER/>

<http://office.nanzan-u.ac.jp/student-services/campus-life/c004.html>

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/index.html>

1 3. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1 3.1 FD活動等

南山大学では、2005（平成17）年度より南山大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、建学の理念に基づく教育活動の質的向上を目指している。そして、2008（平成20）年4月の大学設置基準の改正によるFDの義務化「教育力向上のための必要な措置」としての「授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究の実施」を受けて、ますます活発な活動と、教員の専門分野や担当科目の性質に合致した、学部・研究科で独自の取り組みへの働きかけを強め、それを受けて、法学部・法務研究科で独自の取り組みを行っている。そして、教員ばかりではなく、職員も参加することによって、組織的な研修となっている。

講演会や研修会以外にFD委員会が全学的に継続的に実施している取り組みとしては、「学生による授業評価」（1999（平成11）年度～）や、事前アンケートにより見学を了承した教員の授業を参観する「日常的授業参観」（2003（平成15）年度～）がある。また、FD活動に関する情報を広く教員に提供するため、FD活動に関するWebページを開設し、委員会や学部等の取り組みを紹介するとともに、教育活動支援情報として、学内外で開催されるFD関連の研究会や研修会、教育力の向上に役立つ書籍や視聴覚資料、学内授業GPの授業研究会の記録などを紹介している。あわせて図書館にFD関連指定図書コーナーを設置し、Webページで紹介した資料をすぐに閲覧できる体制を整備している。

法学部・法務研究科では、期末アンケート（2017（平成29）年度前は学期末、法学部のみ2017（平成29）年度からはクォーター末）の結果をもとに授業の改善を図っている。教員に

は明確な学修目標の提示と、学修目標に沿った授業を展開することを求めている。FD活動としては、学部内のFD委員が実施する講演会や毎年度、期末アンケートで指摘された講義の内容等について学部の全教員に対して学生からの意見をフィードバックする機会をとり、教員の資質の維持向上を図っている。

全学レベルでのFDの項目や方法等についての規程は存在しないが、法学部・法務研究科における従来の経験に倣い、ICTの活用を含めたより効果的な授業方法の模索や解釈論にとどまらない「法の基礎となった価値原理間の衝突を調整すること」ができるアプローチ等をテーマとし、また、法学研究科においては学生に論文執筆を求めることになることから、論文指導に向けた効果的な指導方法について、FDを実施していく。全員参加を保障するために、研究科委員会の会議の前後に別途FDの機会を設けることとする。また、法学部・法務研究科と同様に授業アンケート等を行い、授業の改善に役立てていく。

研究活動の活性化は、講義内容の充実に不可欠との考えから、教員の留学制度、研究休暇制度、短期海外外出制度を利用して、教員の研究活動を活性化している。法学部・法務研究科の教員のうち1名は、ほぼ毎年留学している。研究休暇制度も多数の者が利用している。また、研究活動についても、定期的な点検の機会を設け、毎年研究業績をWeb上で報告するとともに、「法学部『教員評価』に関する内規」または「法務研究科『教員評価』に関する内規」に基づき、3年に1度、『教員評価報告書』を作成している。

法学研究科においても、これらと同様に、留学制度、研究休暇制度、短期海外研究出張制度の利用を保障し、教員の研究活動を活性化していく。また、研究活動についても、同様に、定期的な点検の機会を設け、毎年研究業績をWeb上で報告するとともに、教員評価を行い、研究科長を含む教員評価委員会において、教員評価を実施し、『教員評価報告書』を作成する。『教員評価報告書』の内容として、各教員に、研究に関して「著書・学術論文・その他（翻訳、学会報告、外部資金獲得状況等）」、教育に関して「担当授業科目・単位数・教材冊子等」、大学運営に関して「役職・全学委員・学部委員等」、社会貢献に関して「学会役職・審議会委員等」の記入を求める。3年間に1編の著書または学術論文の公刊がない教員には、教員評価委員会がヒアリングを行い、改善を図っていく。

13.2 SD活動

南山大学では、2017（平成29）年4月の大学設置基準の改正によるスタッフ・ディベロップメント（SD）の義務化「SDの機会を設けることや、SDの実施方針・計画を全学的に策

定する」を受け、具体的な取り組みを行っている。2017（平成29）年度より、南山大学SD委員会を設置し、大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させることを目指している。

従来より、南山大学では、教育職員を対象とする研修ではなく、事務職員を対象とした研修を、長年にわたり行ってきた。1985（昭和60）年から南山学園事務職員等研修委員会を設け、新採用の事務職員に対して本学園の基本的な心構えを身につける「ガイダンス研修」、情報倫理や学内情報提供システムの利用方法について学ぶ「コンピュータ研修」、新採用者の研修の総まとめである「フォローアップ研修」を実施している。また、南山学園事務職員等研修委員会が毎年研修テーマを設定し、全職員を対象に「学園の建学の理念」、「危機管理研修」、「事例対応研修」、「学校法人の財務分析」といったテーマの研修を実施し、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。さらに、事務職員に特化したものとして、業務に関連した自己啓発については南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金による支援を制度化している。

南山大学では、これらに加えて、いわば「教職協働」的な活動ないし研修も行っている。毎年4月1日に、学長が、A4判6～8頁にわたる「学長方針」をすべての教員および職員に配布しているが、これに関して質疑応答の会を設け、全学的なレベルで問題意識の共有や共通了解の確立を図り、教職一体となった業務遂行を実現することができるよう努力している。秋には、前年度の入試動向について、外部の専門家を招き、教育職員および事務職員の参加のもと、入試動向検討会を行っている。私立大学にとっては、重要な研修である。

さらに、教育職員を構成員とする南山学会なる組織があり、毎秋、公開シンポジウムを実施しているが、近年は、事務職員の参加も得て、クォーター制やeポートフォリオに関するシンポジウムを行っており、「教職協働」のための貴重な活動、研修となっている。

法学研究科も、こうしたSD活動に積極的にかかわっていく予定である。実際、法学研究科に所属する予定の教員および事務職員も、すでにこれらの活動に参加しており、その意味では、SD活動の体制ができ、実績もある。

2017（平成29）年に設置された南山大学SD委員会は、従来の実績を活用するため、総務担当副学長を委員長に、南山学園事務職員等研修委員会委員長および南山大学FD委員会委員長をその委員に加えている。南山学園事務職員等研修委員会および南山大学FD委員会とも連携をとりながら、南山大学SD委員会を中心に、南山大学のSD活動を進めていくことを予定している。その中には、当然、法学研究科も組み込まれることになる。同委員会は、その実施

方針として、大学運営に必要な知識および技能を習得させ、ならびにその能力および資質を向上させるための研修（SD）を実施することをあげ、大学において研究会等を計画・実施し、外郭団体が主催する研修会等への派遣を積極的に活用することなどを定めている。一方で、業務に関連した自己啓発については、南山学園事務職員等神言会特別研修奨励金を活用した支援を行っている。

SD活動の年度毎の実施計画は、南山大学SD委員会が所管し、南山学園事務職員等研修委員会および南山大学FD委員会との連携・調整を図った上で、立案する。

資料目次

資料No.	資料名
資料 1	日本学術会議『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野』（平成 24 年）
資料 2	閣議決定『産業競争力の強化に関する実効計画（2017 年版）』（平成 29 年）（全 文）
資料 3	閣議決定『未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—』（平成 29 年）（80 頁～101 頁）
資料 4	閣議決定『経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産 性向上～』（平成 29 年）
資料 5	公益財団法人あいち産業振興機構『2015 年における愛知県内企業の海外事業 活動』（平成 28 年）5 頁
資料 6	独立行政法人中小企業基盤整備機構『平成 28 年度中小企業海外事業活動実態 調査報告書』（平成 29 年）10 頁、30 頁
資料 7	小島武司・米田憲市監修、経営法友会法務部門実態調査検討委員会編『会社法 務部【第 11 次】実態調査の分析報告』x～xi、20 頁～21 頁、56 頁～60 頁、106 頁～107 頁、259 頁～265 頁
資料 8	地方分権改革有識者会議『個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革 の総括と展望～』（平成 26 年）22 頁～23 頁
資料 9	日本学術会議『法学研究者養成の危機打開の方策—法学教育・研究の再構築を 目指して』（平成 23 年）（1 頁～4 頁）
資料 10	日本学術会議『法学研究者養成および法曹養成に関するアンケート中間報告書 （第 1 次基礎集計）』（平成 29 年）（1 頁～13 頁）
資料 11	法学研究科設置の概念図
資料 12	『平成 28 年度学校基本調査』5 研究別大学院入学状況
資料 13	日本私立学校振興・共済事業団『平成 29（2017）年度 私立大学・短期大学 等入学志願者動向』65 頁
資料 14	『平成 29 年度学校基本調査』10 関係学科別学生数、15 関係学科別大学入 学状況
資料 15	南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）への入学意向に関するアンケ ート調査報告（抜粋）
資料 16	日本学術会議『学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言』（平 成 29 年）10 頁～11 頁、23 頁
資料 17	豊田市総務部法務課「豊田市政策法務推進計画」（平成 28 年）

資料 18	【履修モデル】（法学研究科博士前期課程）
資料 19	法学研究科法律学専攻博士前期課程 カリキュラムマップ
資料 20	【履修モデル】（法学研究科博士後期課程）
資料 21	法学研究科法律学専攻博士後期課程 カリキュラムマップ
資料 22	南山大学就業規則（抜粋）
資料 23	南山大学職員規則（抜粋）
資料 24	南山大学大学院教授規程
資料 25	博士前期課程における修了までのスケジュール表
資料 26	南山大学学位規程
資料 27	南山大学研究活動上の行動規範
資料 28	南山大学研究審査規程
資料 29	南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
資料 30	博士後期課程における修了までのスケジュール表
資料 31	学生研究室の見取り図（法学研究科法律学専攻博士前期課程） 学生研究室の見取り図（法学研究科法律学専攻博士後期課程）
資料 32	法学研究科用に整備する図書リスト
資料 33	法学部と法学研究科博士前期課程と博士後期課程の関係図
資料 34	南山大学法学部法律学科ディプロマ・ポリシー
資料 35	修了までのスケジュール（博士前期課程・長期履修者）
資料 36	時間割モデル（博士前期課程）
資料 37	時間割モデル（博士後期課程）
資料 38	南山大学大学院法学研究科委員会規程
資料 39	南山大学大学院法学研究科入学者の日本語能力

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 1】 全 7 ページ

2. 日本学術会議
大学教育の分野別質保証推進委員会
法学分野の参照基準検討分科会

3. 「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野」
(平成 24 年 11 月 30 日) (表紙及び 3 ページから 8 ページ)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h166-2.pdf>

4. 4 ページ、5 ページに、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料2】 全45ページ
2. 閣議決定
「産業競争力の強化に関する実行計画（2017年版）」（全文）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keikaku_honbun_170210.pdf
3. 1ページに、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 3】 全 23 ページ

2. 閣議決定

「未来投資戦略 2017－Society5.0 の実現に向けた改革－」（平成 29 年 6 月 9 日）

（表紙及び 80 ページから 101 ページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 4】 全 49 ページ

2. 閣議決定

「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～」
(平成 29 年 6 月 9 日) (全文)

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/2017_basicpolicies_ja.pdf

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 5】 全 2 ページ
2. 公益財団法人あいち産業振興機構 編集・発刊
3. 「2015 年における愛知県内企業の海外事業活動」(2016 年 9 月) (表紙及び 5 ページ)
http://www.aibsc.jp/Portals/0/kokusai/jigyokatsudou_2015.pdf
4. 5 ページに、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 6】 全 3 ページ
2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 発刊
3. 「平成 28 年度中小企業海外事業活動実態調査報告書」(平成 29 年 3 月)(表紙及び 10 ページ、30 ページ)
http://www.smrj.go.jp/doc/research_case/jittaichousa_houkokusho_H28.pdf
4. 10 ページ、30 ページ図表 36 に、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 7】 全 20 ページ
2. 小島武司・米田憲市 監修
経営法友会法務部門実態調査検討委員会 編
3. 「会社法務部【第 11 次】実態調査の分析報告」(株式会社商事法務)(平成 28 年)
(表紙・裏表紙及び x~xi、20 ページから 21 ページ、56 ページから 60 ページ、
106 ページ~107 ページ、259 ページ~265 ページ)
4. 60 ページ図表 II-11、106 ページ図表 III-8、259 ページ図法 VI-4、264 ページ図表 VI-9
に、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

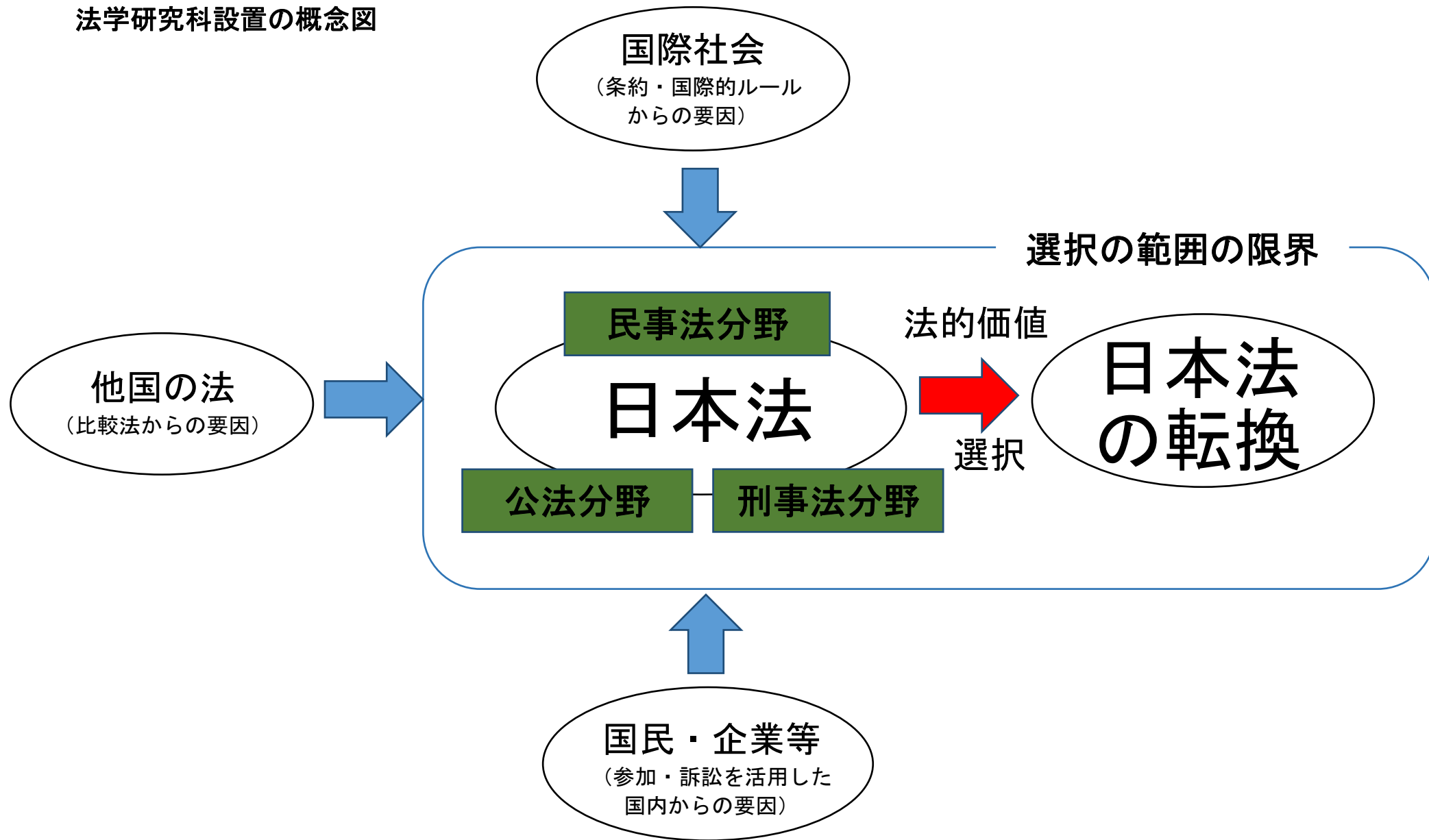
1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 8】 全 3 ページ
2. 地方分権改革有識者会議
3. 「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」
(平成 26 年 6 月 24 日) (表紙及び 22 ページ～23 ページ)
http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/260624_soukatsutotenbou-honbun.pdf

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料9】全5ページ
2. 日本学術会議
法学委員会法学系大学院分科会
3. 「提言 法学研究者養成の危機打開の方策—法学教育・研究の再構築を目指して」
(平成23年9月22日)(表紙及び1ページ～4ページ)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t135-5.pdf>
4. 2ページに、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料9】全5ページ
2. 日本学術会議
法学委員会法学系大学院分科会
3. 「提言 法学研究者養成の危機打開の方策—法学教育・研究の再構築を目指して」
(平成23年9月22日)(表紙及び1ページ～4ページ)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t135-5.pdf>
4. 2ページに、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 10】 全 14 ページ
2. 日本学術会議（第 23 期）法学委員会
同「学術と法」分科会
3. 「法学研究者養成および法曹養成に関するアンケート中間報告書（第 1 次基礎集計）」
（2017 年 7 月）（表紙及び 1 ページ～13 ページ）
※日本学術会議公開シンポジウム「法科大学院時代の法曹養成・法学研究者養成の課題と
展望」（2017 年 7 月 29 日）配布資料
4. 7 ページ I-9 に、引用部分を示すため該当箇所にハイライトを付与。また、I-9(1)の
表の、「1 あてはまる」の部分を枠線で囲んで強調した。

法学研究科設置の概念図



5 研究科別 大学院 入学状況 (15 - 8)

2 博士課程

区分	計						国立						公立						私立						区分	
	入学志願者			入学者			入学志願者			入学者			入学志願者			入学者			入学志願者			入学者				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
平成27年度	18,846	12,616	6,230	15,283	10,492	4,791	12,509	8,649	3,860	10,162	7,213	2,949	1,320	866	454	1,054	720	334	5,017	3,101	1,916	4,067	2,559	1,508	平成27年度	
平成28年度	18,124	12,154	5,970	14,972	10,333	4,639	11,959	8,240	3,719	9,862	6,998	2,864	1,172	752	420	969	656	313	4,993	3,162	1,831	4,141	2,679	1,462	平成28年度	
文学研究科	24	366	360	536	270	266	268	137	131	197	102	95	24	10	14	17	9	8	434	219	215	322	159	163	文学研究科	
外国語研究科	20	14	6	8	6	3	—	—	—	—	—	—	4	2	2	4	2	2	20	6	14	17	6	11	外国語研究科	
神学研究科	121	52	69	86	34	52	—	—	—	—	—	—	31	15	16	20	10	10	90	37	53	66	24	42	神学研究科	
人文学研究科	22	9	13	17	8	9	21	9	12	16	8	8	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	1	人文学研究科	
人文学教育部(府)	20	9	11	17	9	8	20	9	11	17	9	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人文学教育部(府)	
国際関係研究科	3	1	2	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	2	2	1	1	国際関係研究科	
比較文化研究科	10	5	5	9	4	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	5	5	9	4	5	比較文化研究科	
心理学研究科	29	15	14	22	12	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	15	14	22	12	10	心理学研究科	
文化科学研究科	26	13	13	9	4	5	26	13	13	9	4	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文化科学研究科	
国際関係研究科	13	10	3	6	5	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	10	3	6	5	1	国際関係研究科	
言語文化研究科	55	19	36	35	12	23	52	18	34	32	11	21	—	—	—	—	—	—	3	1	2	3	1	2	言語文化研究科	
言語科学研究科	10	5	5	7	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	5	5	7	4	3	言語科学研究科	
言語社会研究科	43	11	32	18	5	13	43	11	32	18	5	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	言語社会研究科	
国際言語文化研究科	27	7	20	15	4	11	27	7	20	15	4	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国際言語文化研究科	
教育学研究科	8	5	3	6	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	5	3	6	4	2	教育学研究科	
応用言語学研究科	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	応用言語学研究科
国際文化研究科	32	14	18	22	10	12	18	8	10	12	5	7	4	3	1	3	3	—	10	3	7	7	2	5	国際文化研究科	
国際文化研究科	19	9	10	16	9	7	18	8	10	15	8	7	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	1	—	国際文化研究科	
言語コミュニケーション文化研究科	3	1	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	2	2	—	—	2	言語コミュニケーション文化研究科
人間文化研究科	4	2	2	3	1	2	—	—	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	2	—	2	—	—	—	2	人間文化研究科
人間文化研究科	41	6	35	40	5	35	28	—	28	28	—	28	7	5	2	6	4	2	6	1	5	6	1	5	人間文化研究科	
心理学研究科	4	3	1	4	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3	1	4	3	1	心理学研究科	
人間学研究科	3	—	3	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	—	—	人間学研究科
国際地域学研究科	6	4	2	4	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	4	2	4	3	1	国際地域学研究科	
人間発達(科)学研究科	5	2	3	2	1	1	—	—	—	—	—	—	5	2	3	2	1	1	—	—	—	—	—	—	人間発達(科)学研究科	
人間科学研究科	109	54	55	75	38	37	66	34	32	43	22	21	—	—	—	—	—	—	43	20	23	32	16	16	人間科学研究科	
臨床心理学研究科	5	4	1	3	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	4	1	3	2	1	臨床心理学研究科	
現代心理学研究科	2	1	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	2	1	—	現代心理学研究科	
情報コミュニケーション研究科	3	2	1	3	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	1	3	2	1	情報コミュニケーション研究科	
キャリアスト教学研究科	4	4	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	2	2	—	—	キャリアスト教学研究科
東アジア文化研究科	14	4	10	14	4	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	4	10	14	4	10	東アジア文化研究科	
総合文化研究科	191	104	87	111	67	44	191	104	87	111	67	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総合文化研究科
法学研究科	295	222	73	182	136	46	141	111	30	79	61	18	1	—	1	1	—	—	153	111	42	102	75	27	法学研究科	
法学政治学研究科	42	32	10	17	14	3	42	32	10	17	14	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	法学政治学研究科
社会学研究科	122	74	48	74	47	27	59	39	20	30	23	7	—	—	—	—	—	—	63	35	28	44	24	20	社会学研究科	
社会福祉学研究科	30	11	19	26	10	16	—	—	—	—	—	—	3	3	—	3	3	—	27	8	19	23	7	16	社会福祉学研究科	
社会学研究科	46	28	18	30	18	12	14	5	9	8	—	8	6	5	1	6	5	1	26	18	8	16	13	3	社会学研究科	
政治学研究科	27	17	10	17	13	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	17	10	17	13	4	政治学研究科	
政治経済学研究科	4	3	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	3	1	1	—	—	政治経済学研究科	
経営・流通学研究科	277	202	75	199	150	49	175	126	49	126	94	32	15	11	4	8	6	2	87	65	22	65	50	15	経営・流通学研究科	
法学教育部(府)	2	1	1	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	1	2	1	—	—	法学教育部(府)
経済学教育部(府)	10	6	4	4	3	1	10	6	4	4	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経済学教育部(府)
環境情報学研究科	13	11	2	10	8	2	13	11	2	10	8	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	環境情報学研究科
環境情報学研究科	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1	—	—	環境情報学研究科
国際マネジメント研究科	3	3	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	国際マネジメント研究科
人間福祉学研究科	2	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人間福祉学研究科
人びと研究科	2	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人びと研究科
ビジネス科学研究科	46	37	9	20	14	6	46	37	9	20	14	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ビジネス科学研究科
東アジア研究科	11	4	7	8	4	4	11	4	7	8	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	東アジア研究科
社会システム研究科	6	1	5	4	1	3	—	—	—	—	—	—	6	1	5	4	1	3	—	—	—	—	—	—	—	社会システム研究科
ビジネスデザイン研究科	10	6	4	7	5	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	6	4	7	5	2	ビジネスデザイン研究科	
総合福祉(学)研究科	4	3	1	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	総合福祉(学)研究科
商学研究科	93	62	31	62	42	20	17	13	4	14	11	3	—	—	—	—	—	—	76	49	27	48	31	17	商学研究科	
経営学研究科	88	62	26	59	43	16	30	20	10	26	17	9	10	8	2	8	7	1	48	34	14	25	19	6	経営学研究科	
政策科学研究科	4	2	2	3	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	2	2	3	1	2	政策科学研究科

（2）博士課程及び博士後期課程

研究科名称の表記は、集計数3以上の研究科とし、集計数2以下は「その他」とした。

区分 研究科名	集計研究科数			入学定員（人）			志願者（人）			入学者数（人）			入学定員充足率（%）		
	28年度	29年度	増減	28年度	29年度	増減	28年度	29年度	増減	28年度	29年度	増減	28年度	29年度	増減
医学	28	28	0	1,453	1,453	0	1,210	1,228	18	1,135	1,140	5	78.11	78.46	0.35
歯学	17	17	0	358	358	0	334	326	△8	306	315	9	85.47	87.99	2.52
歯学研究科	13	13	0	274	274	0	277	262	△15	251	252	1	91.61	91.97	0.36
その他	4	4	0	84	84	0	57	64	7	55	63	8	65.48	75.00	9.52
薬学	49	49	0	237	235	△2	220	228	8	205	209	4	86.50	88.94	2.44
保健系	62	64	2	360	366	6	361	383	22	305	335	30	84.72	91.53	6.81
看護学研究科	20	22	2	92	98	6	111	134	23	86	104	18	93.48	106.12	12.64
生命科学研究科	4	4	0	32	32	0	25	19	△6	23	19	△4	71.88	59.38	△12.50
医療福祉学研究科	4	4	0	67	67	0	85	92	7	81	88	7	120.90	131.34	10.44
栄養科学研究科	3	3	0	7	7	0	4	5	1	4	5	1	57.14	71.43	14.29
その他	31	31	0	162	162	0	136	133	△3	111	119	8	68.52	73.46	4.94
理・工学系	115	116	1	1,780	1,773	△7	797	792	△5	695	717	22	39.04	40.44	1.40
工学研究科	43	43	0	471	455	△16	148	157	9	142	149	7	30.15	32.75	2.60
理工学研究科	24	24	0	674	667	△7	335	316	△19	281	290	9	41.69	43.48	1.79
理学研究科	11	11	0	93	100	7	43	54	11	38	46	8	40.86	46.00	5.14
情報科学研究科	5	5	0	24	24	0	4	3	△1	2	2	0	8.33	8.33	0.00
その他	32	33	1	518	527	9	267	262	△5	232	230	△2	44.79	43.64	△1.15
農学系	17	17	0	188	188	0	117	122	5	103	115	12	54.79	61.17	6.38
農学研究科	5	5	0	87	87	0	41	45	4	36	42	6	41.38	48.28	6.90
獣医学研究科	3	3	0	23	23	0	30	27	△3	26	24	△2	113.04	104.35	△8.69
その他	9	9	0	78	78	0	46	50	4	41	49	8	52.56	62.82	10.26
人文科学系	126	128	2	1,304	1,309	5	664	618	△46	497	460	△37	38.11	35.14	△2.97
文学研究科	63	64	1	936	938	2	438	421	△17	328	317	△11	35.04	33.80	△1.24
人文科学研究科	14	14	0	145	145	0	91	76	△15	67	55	△12	46.21	37.93	△8.28
心理学研究科	12	13	1	46	49	3	29	25	△4	22	18	△4	47.83	36.73	△11.10
神学研究科	6	6	0	19	19	0	20	12	△8	8	5	△3	42.11	26.32	△15.79
外国語学研究科	6	6	0	34	34	0	21	21	0	18	16	△2	52.94	47.06	△5.88
仏教学研究科	3	3	0	13	13	0	9	6	△3	7	6	△1	53.85	46.15	△7.70
言語文化研究科	3	3	0	14	14	0	3	2	△1	3	2	△1	21.43	14.29	△7.14
心理科学研究科	3	3	0	9	9	0	4	1	△3	4	1	△3	44.44	11.11	△33.33
その他	16	16	0	88	88	0	49	54	5	40	40	0	45.45	45.45	0.00
社会科学系	246	246	0	1,562	1,545	△17	716	688	△28	487	452	△35	31.18	29.26	△1.92
経済学研究科	56	56	0	335	332	△3	98	90	△8	71	63	△8	21.19	18.98	△2.21
法学研究科	44	44	0	330	326	△4	155	127	△28	102	74	△28	30.91	22.70	△8.21
経営学研究科	30	30	0	134	134	0	48	45	△3	25	32	7	18.66	23.88	5.22
商学研究科	19	19	0	166	158	△8	86	70	△16	52	43	△9	31.33	27.22	△4.11
社会学研究科	16	16	0	110	110	0	63	78	15	44	43	△1	40.00	39.09	△0.91
社会福祉学研究科	8	8	0	26	26	0	27	27	0	23	22	△1	88.46	84.62	△3.84
経営情報学研究科	7	7	0	32	32	0	6	7	1	5	6	1	15.63	18.75	3.12
政治学研究科	5	5	0	55	55	0	37	21	△16	21	13	△8	38.18	23.64	△14.54
社会科学研究科	3	3	0	36	36	0	29	30	1	18	15	△3	50.00	41.67	△8.33
総合政策研究科	3	3	0	21	19	△2	7	5	△2	3	3	0	14.29	15.79	1.50
その他	55	55	0	317	317	0	160	188	28	123	138	15	38.80	43.53	4.73
家政学	16	16	0	59	59	0	30	30	0	27	24	△3	45.76	40.68	△5.08
人間生活学研究科	6	6	0	24	24	0	12	10	△2	11	8	△3	45.83	33.33	△12.50
家政学研究科	3	3	0	9	9	0	6	9	3	6	7	1	66.67	77.78	11.11
その他	7	7	0	26	26	0	12	11	△1	10	9	△1	38.46	34.62	△3.84
教育学	15	16	1	102	106	4	116	113	△3	71	72	1	69.61	67.92	△1.69
教育学研究科	6	7	1	51	56	5	46	60	14	28	42	14	54.90	75.00	20.10
その他	9	9	0	51	50	△1	70	53	△17	43	30	△13	84.31	60.00	△24.31
芸術系	21	21	0	118	118	0	89	94	5	57	57	0	48.31	48.31	0.00
芸術研究科	7	7	0	50	50	0	27	28	1	16	23	7	32.00	46.00	14.00
音楽研究科	5	6	1	25	28	3	19	29	10	14	14	0	56.00	50.00	△6.00
その他	9	8	△1	43	40	△3	43	37	△6	27	20	△7	62.79	50.00	△12.79
その他	117	116	△1	916	909	△7	714	691	△23	509	474	△35	55.57	52.15	△3.42
人間科学研究科	8	8	0	70	70	0	43	43	0	32	31	△1	45.71	44.29	△1.42
国際文化研究科	5	5	0	17	17	0	13	8	△5	10	4	△6	58.82	23.53	△35.29
スポーツ健康科学研究科	4	4	0	25	25	0	34	29	△5	34	24	△10	136.00	96.00	△40.00
人間文化研究科	4	4	0	19	19	0	6	7	1	6	5	△1	31.58	26.32	△5.26
国際関係学研究科	4	4	0	21	21	0	28	30	2	10	12	2	47.62	57.14	9.52
国際学研究科	4	4	0	17	17	0	6	11	5	4	9	5	23.53	52.94	29.41
人間社会研究科	3	3	0	23	23	0	11	12	1	10	7	△3	43.48	30.43	△13.05
国際コミュニケーション研究科	3	3	0	18	18	0	32	36	4	17	12	△5	94.44	66.67	△27.77
総合情報学研究科	3	3	0	16	16	0	6	15	9	6	15	9	37.50	93.75	56.25
臨床心理学研究科	3	3	0	9	9	0	5	5	0	3	4	1	33.33	44.44	11.11
その他	76	75	△1	681	674	△7	530	495	△35	377	351	△26	55.36	52.08	△3.28
合計	829	834	5	8,437	8,419	△18	5,368	5,313	△55	4,397	4,370	△27	52.12	51.91	△0.21

『平成29年度学校基本調査』集計結果より

10 関係学科別学生数(9-1)

<資料14>

1 計			区分																																																
区	分	計	計			1 年次			2 年次			3 年次			4 年次			5 年次			6 年次			区	分																										
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女																												
平成28年度	成人文学史哲	2,567,030	1,425,605	1,141,425	626,865	343,513	283,352	621,352	343,519	277,833	604,919	333,903	271,016	666,793	379,785	287,008	22,420	11,792	10,628	24,681	13,093	11,588	平平成28年度	成人文学史哲	2,567,030	1,425,605	1,141,425	626,865	343,513	283,352	621,352	343,519	277,833	604,919	333,903	271,016	666,793	379,785	287,008	22,420	11,792	10,628	24,681	13,093	11,588						
	社会科学の学	2,582,670	1,426,649	1,156,021	638,542	347,888	290,654	632,184	341,720	280,464	612,789	335,689	277,100	661,051	376,079	284,972	23,455	12,304	11,151	24,649	12,969	11,680	平平成29年度	社会科学の学	2,582,670	1,426,649	1,156,021	638,542	347,888	290,654	632,184	341,720	280,464	612,789	335,689	277,100	661,051	376,079	284,972	23,455	12,304	11,151	24,649	12,969	11,680						
	工学	364,621	126,799	237,822	89,982	30,871	58,111	88,116	30,619	57,497	87,541	29,559	57,982	99,982	35,750	64,232	-	-	-	-	-	-	-	工学	364,621	126,799	237,822	89,982	30,871	58,111	88,116	30,619	57,497	87,541	29,559	57,982	99,982	35,750	64,232	-	-	-	-	-	-						
	機械工学	137,899	40,335	97,064	33,225	9,755	23,470	33,223	9,644	23,579	33,339	9,572	23,767	31,611	11,364	26,248	-	-	-	-	-	-	-	機械工学	137,899	40,335	97,064	33,225	9,755	23,470	33,223	9,644	23,579	33,339	9,572	23,767	31,611	11,364	26,248	-	-	-	-	-	-	-	-				
	電気電子	25,950	14,347	11,603	6,273	3,490	2,783	6,385	3,492	2,893	6,338	3,494	2,844	6,954	3,871	3,083	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	25,950	14,347	11,603	6,273	3,490	2,783	6,385	3,492	2,893	6,338	3,494	2,844	6,954	3,871	3,083	-	-	-	-	-	-	-	-				
	化学	43,450	17,167	26,283	10,869	4,191	6,678	10,999	4,413	6,586	10,112	3,862	6,250	11,470	4,701	6,769	-	-	-	-	-	-	-	化学	43,450	17,167	26,283	10,869	4,191	6,678	10,999	4,413	6,586	10,112	3,862	6,250	11,470	4,701	6,769	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	生物	157,822	54,950	102,872	38,615	13,435	25,180	37,509	13,070	24,439	37,752	12,631	25,121	43,946	15,814	28,132	-	-	-	-	-	-	-	生物	157,822	54,950	102,872	38,615	13,435	25,180	37,509	13,070	24,439	37,752	12,631	25,121	43,946	15,814	28,132	-	-	-	-	-	-	-	-				
	物理	833,256	541,279	291,977	208,780	133,794	74,986	203,920	131,703	72,217	198,920	127,767	71,153	221,636	148,015	73,621	-	-	-	-	-	-	-	物理	833,256	541,279	291,977	208,780	133,794	74,986	203,920	131,703	72,217	198,920	127,767	71,153	221,636	148,015	73,621	-	-	-	-	-	-	-	-				
	数物化生	158,239	107,172	51,067	38,157	25,173	12,984	39,302	26,318	12,984	37,755	25,487	12,268	43,025	30,194	12,831	-	-	-	-	-	-	-	数物化生	158,239	107,172	51,067	38,157	25,173	12,984	39,302	26,318	12,984	37,755	25,487	12,268	43,025	30,194	12,831	-	-	-	-	-	-	-	-				
	工学	456,301	321,823	134,478	115,147	80,294	34,943	111,468	78,306	33,162	108,700	76,023	32,577	120,986	87,790	32,696	-	-	-	-	-	-	-	工学	456,301	321,823	134,478	115,147	80,294	34,943	111,468	78,306	33,162	108,700	76,023	32,577	120,986	87,790	32,696	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	電気電子	136,252	61,808	74,444	33,871	15,368	18,503	32,450	14,483	17,967	33,374	14,692	18,682	36,557	17,265	19,292	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	136,252	61,808	74,444	33,871	15,368	18,503	32,450	14,483	17,967	33,374	14,692	18,682	36,557	17,265	19,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	機械工学	82,464	50,476	31,988	21,605	13,049	8,556	20,700	12,596	8,104	19,091	11,565	7,526	21,068	13,266	7,802	-	-	-	-	-	-	-	機械工学	82,464	50,476	31,988	21,605	13,049	8,556	20,700	12,596	8,104	19,091	11,565	7,526	21,068	13,266	7,802	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	電気電子	79,008	57,479	21,529	18,744	13,464	5,280	19,150	13,767	7,881	19,440	14,047	5,393	21,674	16,201	5,473	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	79,008	57,479	21,529	18,744	13,464	5,280	19,150	13,767	7,881	19,440	14,047	5,393	21,674	16,201	5,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	数物化生	15,968	13,038	2,930	3,662	2,943	719	3,882	3,132	750	3,981	3,257	724	4,443	3,706	737	-	-	-	-	-	-	-	数物化生	15,968	13,038	2,930	3,662	2,943	719	3,882	3,132	750	3,981	3,257	724	4,443	3,706	737	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	工学	11,870	10,119	1,751	2,497	2,086	411	2,863	2,384	479	2,974	2,543	431	3,536	3,106	430	-	-	-	-	-	-	-	工学	11,870	10,119	1,751	2,497	2,086	411	2,863	2,384	479	2,974	2,543	431	3,536	3,106	430	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	電気電子	11,321	7,960	3,361	2,473	1,716	757	2,766	1,926	840	2,692	1,837	855	3,390	2,481	909	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	11,321	7,960	3,361	2,473	1,716	757	2,766	1,926	840	2,692	1,837	855	3,390	2,481	909	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	数物化生	9,511	5,716	3,795	2,356	1,462	894	2,337	1,391	946	2,383	1,406	977	2,435	1,457	978	-	-	-	-	-	-	-	数物化生	9,511	5,716	3,795	2,356	1,462	894	2,337	1,391	946	2,383	1,406	977	2,435	1,457	978	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	工学	3,004	2,199	805	637	457	180	738	550	188	557	539	212	858	633	225	-	-	-	-	-	-	-	工学	3,004	2,199	805	637	457	180	738	550	188	557	539	212	858	633	225	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	電気電子	27,334	18,447	8,887	7,119	4,800	2,319	6,564	4,384	2,180	6,639	4,445	2,194	7,012	4,818	2,194	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	27,334	18,447	8,887	7,119	4,800	2,319	6,564	4,384	2,180	6,639	4,445	2,194	7,012	4,818	2,194	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	機械工学	384,724	328,749	55,975	91,219	77,172	14,047	91,549	77,861	13,688	97,421	83,173	14,248	104,502	90,511	13,991	33	32	1	-	-	-	-	機械工学	384,724	328,749	55,975	91,219	77,172	14,047	91,549	77,861	13,688	97,421	83,173	14,248	104,502	90,511	13,991	33	32	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気電子	68,254	64,791	3,563	15,148	14,318	830	16,166	15,299	867	17,886	16,879	1,007	19,148	18,289	859	6	6	-	-	-	-	-	電気電子	68,254	64,791	3,563	15,148	14,318	830	16,166	15,299	867	17,886	16,879	1,007	19,148	18,289	859	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
	機械工学	112,325	102,603	9,722	25,530	23,913	1,617	27,112	24,683	2,429	28,844	26,303	2,541	30,831	28,416	2,415	8	8	-	-	-	-	-	機械工学	112,325	102,603	9,722	25,530	23,913	1,617	27,112	24,683	2,429	28,844	26,303	2,541	30,831	28,416	2,415	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気電子	57,693	46,311	11,382	14,182	13,520	3,030	13,561	10,806	2,755	14,465	11,678	2,787	15,474	12,664	2,810	11	11	-	-	-	-	-	電気電子	57,693	46,311	11,382	14,182	13,520	3,030	13,561	10,806	2,755	14,465	11,678	2,787	15,474	12,664	2,810	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-		
	機械工学	32,950	24,540	8,410	7,430	5,470	1,960	8,131	6,037	2,094	8,364	6,165	2,199	9,017	6,861	2,156	8	7	1	-	-	-	-	機械工学	32,950	24,540	8,410	7,430	5,470	1,960	8,131	6,037	2,094	8,364	6,165	2,199	9,017	6,861	2,156	8	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気電子	9,039	8,037	1,002	2,051	1,820	231	2,286	2,016	270	2,236	1,974	262	2,466	2,227	239	-	-	-	-	-	-	-	電気電子	9,039	8,037	1,002	2,051	1,820	231	2,286	2,016	270	2,236	1,974																

15 関係学科別 大学入学状況 (3-1)

1 計

区分	計	国立																		公立						私立						区分
		入学志願者			入学者			入学志願者			入学者			入学志願者			入学者			入学志願者			入学者									
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女							
平成28年度	4,151,981	2,439,241	1,712,740	618,423	337,756	280,667	387,947	242,511	145,436	100,146	62,147	37,999	159,575	80,296	79,279	31,307	13,544	17,763	3,604,459	2,116,434	1,488,025	486,970	262,065	224,905	平成28年度							
平成29年度	4,414,843	2,602,228	1,812,615	629,733	342,108	287,625	386,075	242,035	144,400	99,462	61,815	37,647	161,605	80,452	81,153	31,979	13,892	18,087	3,867,163	2,279,741	1,587,422	498,292	266,401	231,891	平成29年度							
人文科学	622,424	238,830	383,594	88,074	30,357	57,717	25,007	9,940	15,067	6,584	2,467	4,117	22,665	8,285	14,380	4,706	1,508	3,198	574,752	220,605	354,147	76,784	26,382	50,402	人文科学							
文学	250,854	84,762	166,092	32,853	9,556	23,297	123	133	290	104	25	79	8,484	2,447	6,037	1,777	452	1,325	241,947	82,182	159,765	30,972	9,079	21,893	文学							
史学	58,652	34,247	24,405	6,234	3,461	2,773	473	103	70	20	18	38	20	18	20	96	42	54	57,976	33,906	24,070	6,100	3,399	2,701	史学							
社会学	75,753	31,566	44,187	10,785	4,136	6,649	273	131	154	35	20	35	164	35	129	35	35	75,216	31,447	43,869	10,695	4,116	6,579	社会学								
政治学	237,165	88,255	148,910	38,202	13,204	24,998	24,338	11,987	14,561	6,387	2,402	3,985	13,514	5,598	7,916	2,798	1,014	1,784	194,513	73,070	126,443	29,017	9,788	19,229	政治学							
経済学	1,535,538	1,021,525	514,013	206,331	132,258	74,073	57,851	37,947	19,904	11,515	5,463	46,460	26,600	19,860	8,922	4,589	4,589	4,333	1,431,227	956,978	474,249	182,831	118,554	64,277	経済学							
法学	296,872	199,901	96,971	47,914	24,990	12,924	11,535	7,250	4,285	3,202	1,901	1,301	1,824	1,005	819	427	204	223	283,513	191,646	91,867	34,288	22,885	11,400	法学							
商学	855,903	615,467	240,436	113,800	79,295	34,505	31,279	17,755	9,504	7,915	5,287	2,628	27,133	17,409	9,724	5,087	3,065	2,022	797,491	576,283	221,208	100,798	70,943	29,855	商学							
社会学	235,186	114,837	120,349	33,258	15,032	18,226	2,552	1,160	1,392	599	267	332	8,592	3,763	4,829	1,881	660	1,221	224,042	109,914	114,128	30,778	14,105	16,673	社会学							
理学	147,577	91,320	56,257	21,359	12,941	8,418	12,485	7,762	4,723	2,862	1,660	1,202	8,911	4,423	4,488	1,527	660	867	126,181	79,135	47,046	16,970	10,621	6,349	理学							
数理学	158,026	113,248	44,778	18,357	13,158	5,199	24,417	17,536	6,881	6,570	4,795	1,775	4,323	2,664	1,659	616	368	248	129,286	93,048	36,238	11,171	7,995	3,176	数理学							
物理学	32,421	26,195	6,226	3,347	2,845	702	3,649	2,821	828	779	612	167	189	157	32	28	5	1,966	1,424	542	1219	151	68	物理学								
化学	23,390	19,403	3,987	2,425	2,021	404	3,251	2,688	563	767	637	130	204	177	27	33	4	19,935	16,538	3,397	1,619	1,349	270	化学								
生物科学	24,265	16,377	7,888	2,401	1,667	734	2,325	1,591	734	599	417	182	181	106	75	42	26	16	21,759	14,680	7,079	1,760	1,224	536	生物科学							
工学	20,979	13,077	7,902	2,313	1,438	875	2,970	1,791	1,179	742	449	293	1,257	667	590	112	69	47	16,752	10,619	6,133	1,455	920	535	工学							
機械工学	3,514	2,561	953	623	447	176	1,472	1,079	393	386	285	101	76	58	18	11	7	1,866	1,424	542	219	151	68	機械工学								
電気工学	54,547	35,635	17,822	7,048	4,740	2,308	10,750	7,566	3,184	3,297	2,395	902	2,416	1,499	917	373	204	169	40,291	26,570	13,721	3,378	2,141	1,237	電気工学							
電子工学	748,265	633,945	114,320	89,880	75,961	13,919	100,388	84,115	16,273	26,767	22,646	4,121	25,246	20,390	4,856	4,351	3,353	998	622,631	529,440	93,191	58,762	49,962	8,800	電子工学							
化学工学	142,068	133,349	8,719	14,901	14,087	8,114	15,675	14,479	1,196	4,283	3,995	288	4,691	4,371	320	624	590	34	121,702	114,499	7,203	9,994	9,502	492	化学工学							
材料工学	220,405	198,507	21,898	25,095	22,783	8,312	26,820	24,296	2,524	6,570	5,998	572	7,155	6,332	823	1,162	1,000	162	186,430	167,879	18,551	17,363	15,785	1,478	材料工学							
建築学	144,505	112,657	31,848	14,056	11,047	3,009	8,754	6,557	2,197	2,134	1,647	487	1,138	864	274	196	141	55	134,613	105,236	29,377	11,726	9,259	2,467	建築学							
環境工学	3,595	1,828	1,767	7,312	5,273	1,939	9,774	6,963	2,818	3,064	2,218	846	2,205	1,645	560	287	211	76	45,101	34,858	10,643	3,961	2,944	1,617	環境工学							
都市工学	11,243	9,277	1,966	2,030	1,803	227	2,800	2,553	247	739	676	63	-	-	-	-	-	-	8,443	7,174	1,269	1,291	1,127	1,617	都市工学							
船舶工学	732	658	74	95	90	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	732	658	74	95	90	5	船舶工学							
航空工学	225	159	66	65	40	25	225	159	66	65	40	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	航空工学							
航宙工学	359	307	52	63	52	11	359	307	52	63	52	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	航宙工学							
航空宇宙工学	2,277	1,956	321	428	371	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	航空宇宙工学							
船舶工学	14,774	12,298	2,476	1,654	1,341	313	10	6	4	-	-	-	102	70	32	39	22	17	14,662	12,222	2,440	1,615	1,319	296	船舶工学							
航宙工学	3,434	2,372	1,061	333	340	193	14	6	8	11	4	7	-	-	-	-	-	-	3,419	2,366	1,053	522	336	185	航宙工学							
航空宇宙工学	151,157	118,889	32,268	23,648	18,634	5,014	35,950	28,789	7,161	9,838	8,016	1,822	9,955	7,108	2,847	2,043	1,389	654	105,252	82,992	22,260	11,767	9,229	2,538	航空宇宙工学							
農学	130,743	75,069	55,674	17,798	9,575	8,223	24,004	12,733	11,271	6,175	3,565	3,150	5,125	2,755	2,370	1,055	528	527	101,614	59,581	42,033	10,028	5,482	4,546	農学							
農学	23,033	14,599	8,434	2,628	1,537	1,091	3,207	1,641	1,566	951	475	476	471	261	210	91	53	38	19,355	12,697	6,658	1,586	1,009	577	農学							
農学	13,184	6,759	6,425	1,421	712	709	1,218	632	586	381	207	174	233	95	138	42	13	29	11,733	6,032	5,701	988	492	506	農学							
農学	3,045	2,059	986	569	391	178	273	189	84	100	65	35	212	118	94	46	24	22	2,560	1,752	808	423	302	121	農学							
農学	3,595	1,828	1,767	4,146	3,322	3,447	176	171	101	52	49	234	389	172	59	59	113	2,625	1,418	1,207	305	135	170	農学								
農学	2,278	1,480	798	352	218	134	529	331	198	171	106	62	44	39	24	16	16,43	1,087	556	434	307	47	47	農学								
畜産学	19,481	9,052	10,429	2,033	809	1,224	2,747	1,191	1,553	552	225	327	342	175	167	43	24	19	16,392	7,683	8,709	1,438	560	878	畜産学							
畜産学	15,330	11,188	4,142	1,597	1,088	509	3,055	1,889	1,166	633	395	238	369	278	91	50	41	9	11,906	9,021	2,885	914	652	262	畜産学							
畜産学	50,797	28,104	22,693	8,630	4,574	4,068	12,628	6,681	5,947	3,818	2,038	1,780	2,769	1,532	1,237	572	291	281	35,400	19,991	15,509	4,239	2,245	1,985	畜産学							
畜産学	503,898	205,296	298,602	70,478	24,680	45,698	50,526	24,227	26,299	10,696	4,595	6,101	28,889	8,199	20,690	6,337	1,328	5,009	424,483	172,870	251,613	53,345	18,757	34,588	畜産学							
畜産学	142,740	89,084	53,656	9,013	5,837	3,176	26,720	17,353	9,367	4,526	2,991	1,535	5,177	3,496	1,681	842	572	270	110,843	68,235	42,608	3,645	2,274	1,371	畜産学							
畜産学	11,036	6,733	4,303	2,281	1,274	1,007	2,588	1,399	1,189	499	256	243	511	280	231	95	43	52	7,937	5,054	2,883	1,687	975	712	畜産学							

南山大学大学院 法学研究科 法律学専攻（仮称）への
入学意向に関するアンケート調査報告

平成29年12月

一般財団法人 日本開発構想研究所

南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）への
入学意向に関するアンケート調査報告

1. 調査概要

(1) 調査目的

平成 31 年 4 月に予定している南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）の開設に向けて、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

調査対象者	対象数(人)
① 南山大学法学部、大学院法務研究科に所属する学生	231
② 南山大学法学部を卒業、または大学院法務研究科、旧法学研究科を修了したOB	1,144
③ 企業、自治体等の公共団体、弁護士事務所等に勤務する法務実務者	2,402
計	3,777

(3) 調査方法

①南山大学法学部、大学院法務研究科に所属する学生、計 231 人に対し、アンケート用紙及び南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）の概要を配布し、教室等で直接アンケート用紙に記入する方法により実施。回答用紙は一般財団法人日本開発構想研究所へ大学から郵送。

②南山大学法学部を卒業、または大学院法務研究科、旧法学研究科を修了したOB、計 1,144 人に対し、アンケート用紙及び南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）の概要を送付し、アンケートを実施。回答用紙は一般財団法人日本開発構想研究所へ回答者から直接郵送。

③企業等に勤務する法務実務者 2,402 人に対し、アンケート用紙及び南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）の概要を送付し、アンケートを実施。回答用紙は一般財団法人日本開発構想研究所へ回答者から直接郵送。

この結果、①と②と③を合わせて、364 人から有効回答（有効回収率約 9.6%）があった。集計結果より、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（仮称）への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

平成 29 年 10 月～平成 29 年 11 月

(5) 有効回収率等

調査対象者数： 3,777 人

有効回答者数： 364 人

有効回収率 : 約 9.6%

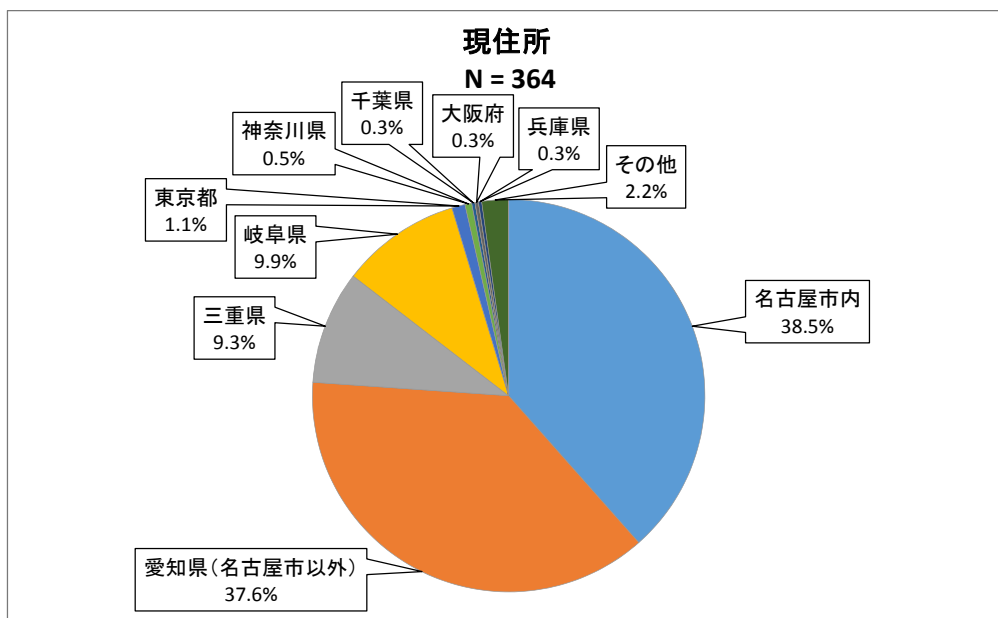
※設置を構想している南山大学大学院法学研究科法律学専攻は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

2. 調査結果

(1) 現住所について

現住所について調査した結果、回答者 364 人のうち、「名古屋市内」が 140 人 (38.5%) と最も多く、次いで「愛知県 (名古屋市以外)」137 人 (37.6%)、「岐阜県」36 人 (9.9%)、「三重県」34 人 (9.3%)、「その他」8 人 (2.2%)、「東京都」4 人 (1.1%)、「神奈川県」2 人 (0.5%)、「千葉県」1 人 (0.3%)、「大阪府」1 人 (0.3%)、「兵庫県」1 人 (0.3%) の順になっている。

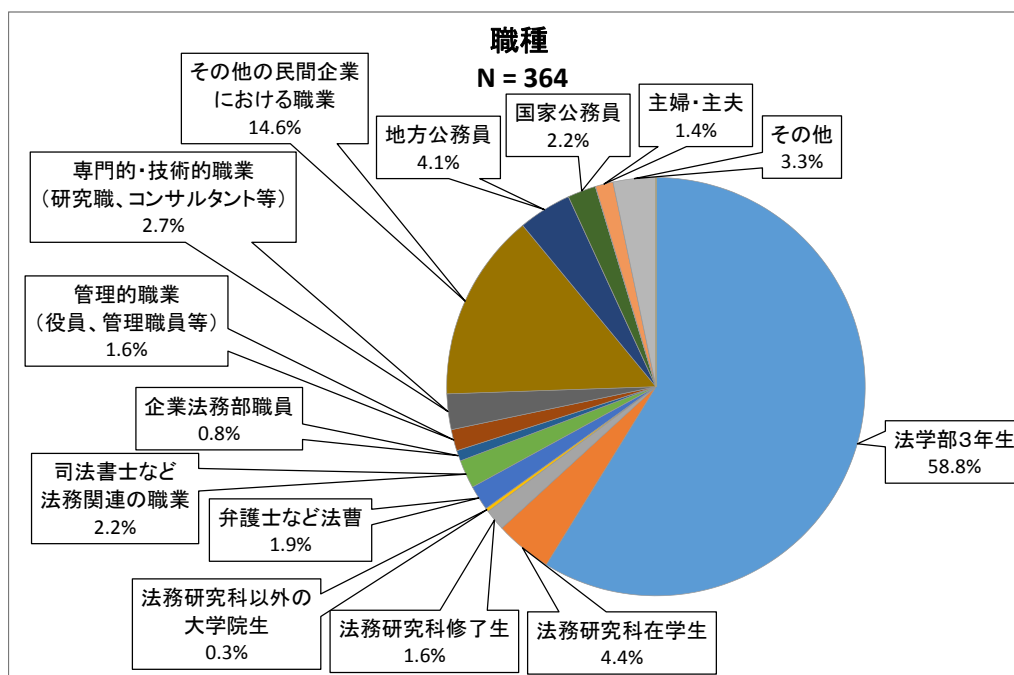
現住所			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	名古屋市内	140	38.5
2	愛知県(名古屋市以外)	137	37.6
3	三重県	34	9.3
4	岐阜県	36	9.9
5	東京都	4	1.1
6	神奈川県	2	0.5
7	千葉県	1	0.3
8	埼玉県	0	0.0
9	大阪府	1	0.3
10	京都府	0	0.0
11	兵庫県	1	0.3
12	その他	8	2.2
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	364	100



(2) 職種について

職種について調査した結果、回答者 364 人のうち、1.0%以上の割合を占めたものを挙げると、「法学部3年生」が 214 人 (58.8%) と最も多く、次いで「その他の民間企業における職業」53 人 (14.6%)、「法務研究科在学学生」16 人 (4.4%)、「法務研究科修了生」6 人 (1.6%)、「地方公務員」15 人 (4.1%)、「その他」12 人 (3.3%)、「専門的・技術的職業 (研究職、コンサルタント等)」10 人 (2.7%)、「司法書士など法務関連の職業」8 人 (2.2%)、「国家公務員」8 人 (2.2%)、「弁護士など法曹」7 人 (1.9%)、「法務研究科修了生」6 人 (1.6%)、「管理的職業 (役員、管理職員等)」6 人 (1.6%)、「主婦・主夫」5 人 (1.4%) の順になっている。

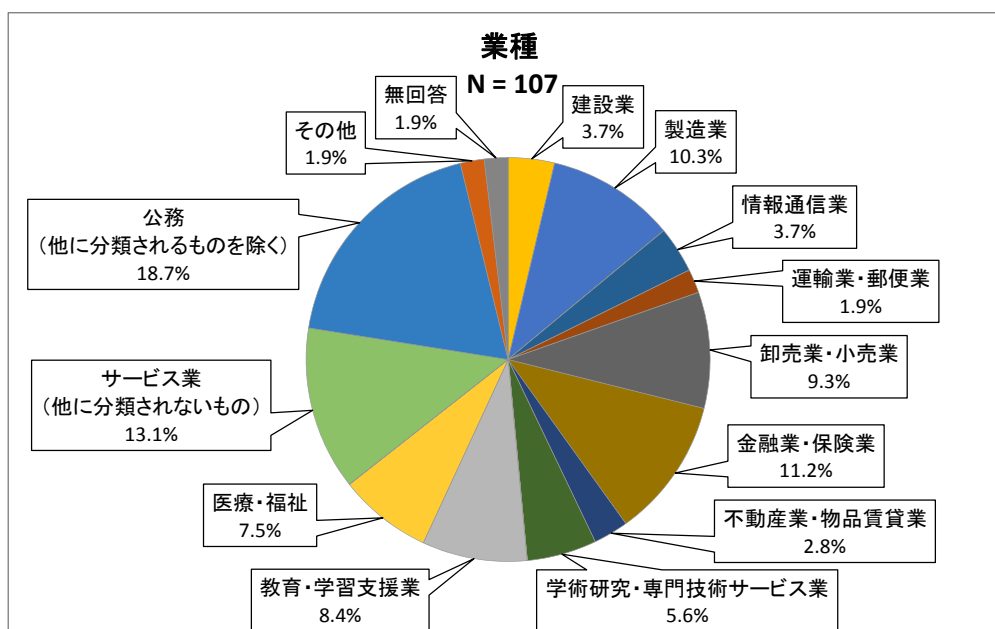
職種			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	法学部3年生	214	58.8
2	法務研究科在学学生	16	4.4
3	法務研究科修了生	6	1.6
4	法務研究科以外の大学院生	1	0.3
5	弁護士など法曹	7	1.9
6	司法書士など法務関連の職業	8	2.2
7	企業法務部職員	3	0.8
8	管理的職業(役員、管理職員等)	6	1.6
9	専門的・技術的職業(研究職、コンサルタント等)	10	2.7
10	その他の民間企業における職業	53	14.6
11	地方公務員	15	4.1
12	国家公務員	8	2.2
13	議員	0	0.0
14	主婦・主夫	5	1.4
15	その他	12	3.3
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	364	100



(3) 業種について

「(2) 職種について」にて「企業法務部職員」、「管理的職業（役員、管理職員等）」、「専門的・技術的職業（研究職、コンサルタント等）」、「その他の民間企業における職業」、「地方公務員」、「国家公務員」、「その他」と回答した 107 人に、業種について調査した。その結果は、「公務（他に分類されるものを除く）」が 20 人（18.7%）と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」14 人（13.1%）、「金融業・保険業」12 人（11.2%）、「製造業」11 人（10.3%）、「卸売業・小売業」10 人（9.3%）、「教育・学習支援業」9 人（8.4%）、「医療・福祉」8 人（7.5%）、「学術研究・専門技術サービス業」6 人（5.6%）、「建設業」4 人（3.7%）、「情報通信業」4 人（3.7%）、「不動産業・物品賃貸業」3 人（2.8%）、「運輸業・郵便業」2 人（1.9%）、「その他」2 人（1.9%）、「無回答」2 人（1.9%）の順になっている。

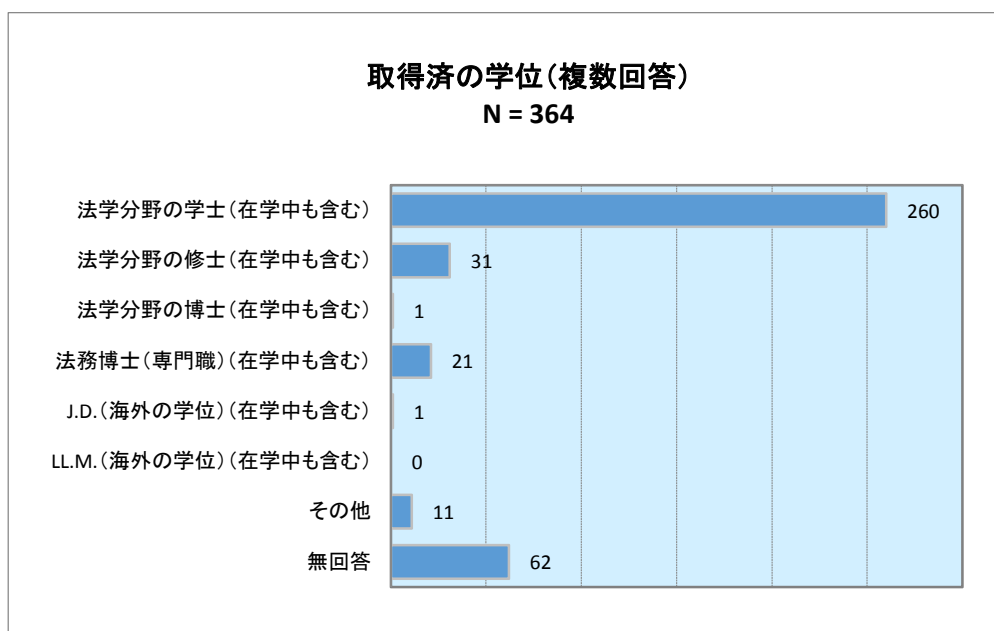
業種			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業	0	0.0
2	漁業	0	0.0
3	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
4	建設業	4	3.7
5	製造業	11	10.3
6	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
7	情報通信業	4	3.7
8	運輸業・郵便業	2	1.9
9	卸売業・小売業	10	9.3
10	金融業・保険業	12	11.2
11	不動産業・物品賃貸業	3	2.8
12	学術研究・専門技術サービス業	6	5.6
13	宿泊業・飲食サービス業	0	0.0
14	生活関連サービス業・娯楽業	0	0.0
15	教育・学習支援業	9	8.4
16	医療・福祉	8	7.5
17	複合サービス業	0	0.0
18	サービス業（他に分類されないもの）	14	13.1
19	公務（他に分類されるものを除く）	20	18.7
20	その他	2	1.9
	無回答	2	1.9
	N (%ベース)	107	100



(4) 取得済の学位について（複数回答）

取得済の学位について調査した結果、回答者 364 人のうち、「法学分野の学士（在学中も含む）」が 260 人（71.4%）と最も多く、次いで「無回答」62 人（17.0%）、「法学分野の修士（在学中も含む）」31 人（8.5%）、「法務博士（専門職）（在学中も含む）」21 人（5.8%）、「その他」11 人（3.0%）、「法学分野の博士（在学中も含む）」1 人（0.3%）、「J.D.（海外の学位）（在学中も含む）」1 人（0.3%）の順になっている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	法学分野の学士(在学中も含む)	260	71.4
2	法学分野の修士(在学中も含む)	31	8.5
3	法学分野の博士(在学中も含む)	1	0.3
4	法務博士(専門職)(在学中も含む)	21	5.8
5	J.D.(海外の学位)(在学中も含む)	1	0.3
6	LL.M.(海外の学位)(在学中も含む)	0	0.0
7	その他	11	3.0
	無回答	62	17.0
	N (%ベース)	364	100

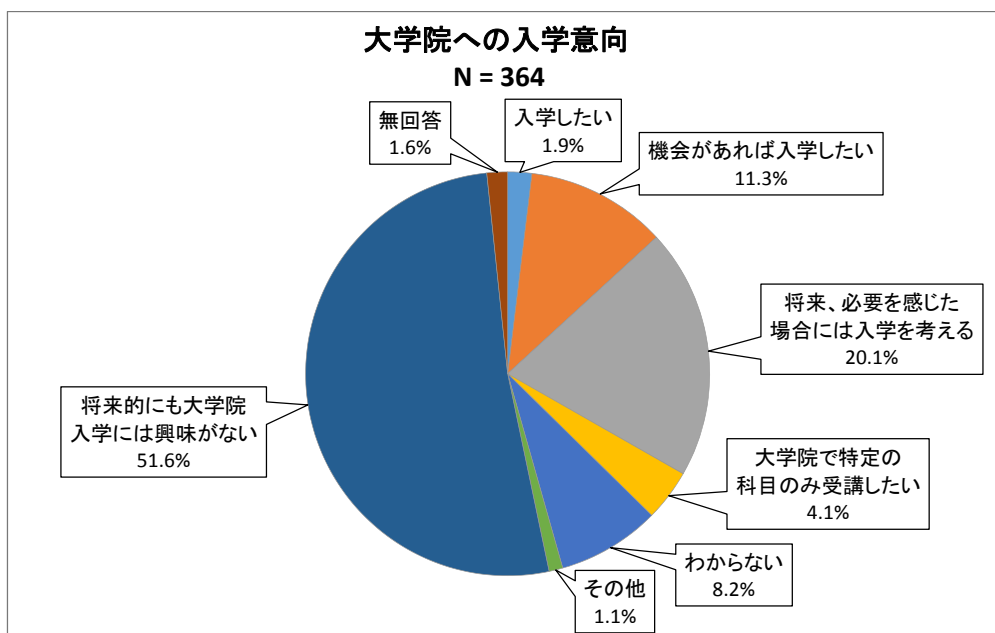


(5) 大学院への入学意向について

大学院への入学意向について調査した結果、回答者 364 人のうち、「将来的にも大学院入学には興味がない」が 188 人 (51.6%) と最も多く、次いで「将来、必要を感じた場合には入学を考える」73 人 (20.1%)、「機会があれば入学したい」41 人 (11.3%)、「わからない」30 人 (8.2%)、「大学院で特定の科目のみ受講したい」15 人 (4.1%)、「入学したい」7 人 (1.9%)、「無回答」6 人 (1.6%)、「その他」4 人 (1.1%) の順になっている。

大学院への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学したい	7	1.9
2	機会があれば入学したい	41	11.3
3	将来、必要を感じた場合には入学を考える	73	20.1
4	大学院で特定の科目のみ受講したい	15	4.1
5	わからない	30	8.2
6	その他	4	1.1
7	将来的にも大学院入学には興味がない	188	51.6
	無回答	6	1.6
	N (%ベース)	364	100



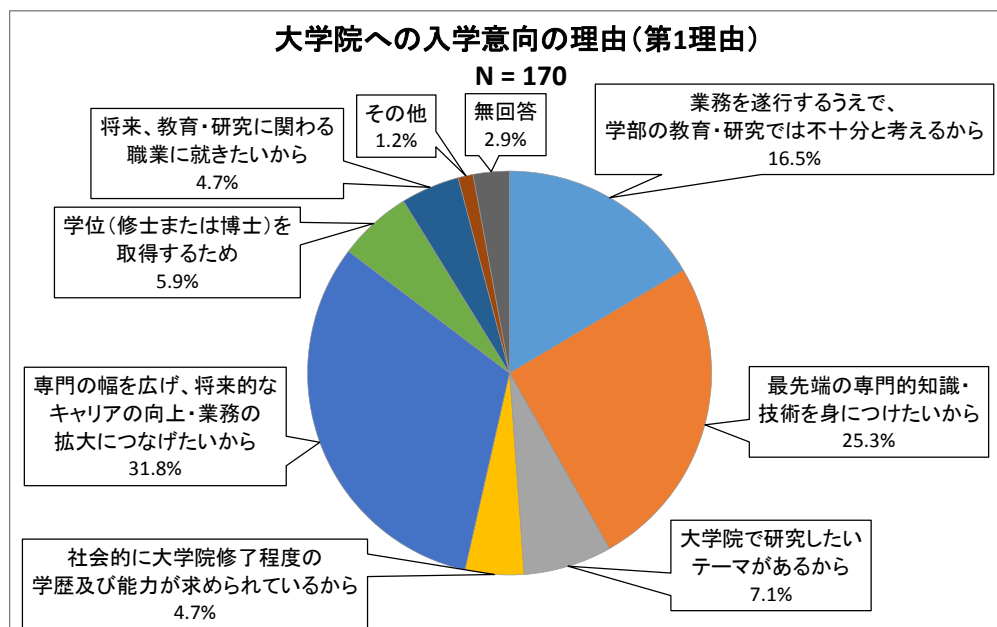
(6) 大学院への入学意向の理由について

6-1 大学院への入学意向の理由（第1理由）について

「(5) 大学院への入学意向について」にて「将来的にも大学院入学には興味がない」と回答した188人、無回答6人を除く170人に、大学院への入学意向の理由（第1理由）について調査した。その結果は、「専門の幅を広げ、将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから」が54人（31.8%）と最も多く、次いで「最先端の専門的知識・技術を身につけたいから」43人（25.3%）、「業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから」28人（16.5%）、「大学院で研究したいテーマがあるから」12人（7.1%）、「学位（修士または博士）を取得するため」10人（5.9%）、「社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから」8人（4.7%）、「将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから」8人（4.7%）、「無回答」5人（2.9%）、「その他」2人（1.2%）の順になっている。

大学院への入学意向の理由(第1理由)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから	28	16.5
2	最先端の専門的知識・技術を身につけたいから	43	25.3
3	大学院で研究したいテーマがあるから	12	7.1
4	社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから	8	4.7
5	専門の幅を広げ、将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから	54	31.8
6	学位(修士または博士)を取得するため	10	5.9
7	将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから	8	4.7
8	その他	2	1.2
	無回答	5	2.9
	N (%ベース)	170	100

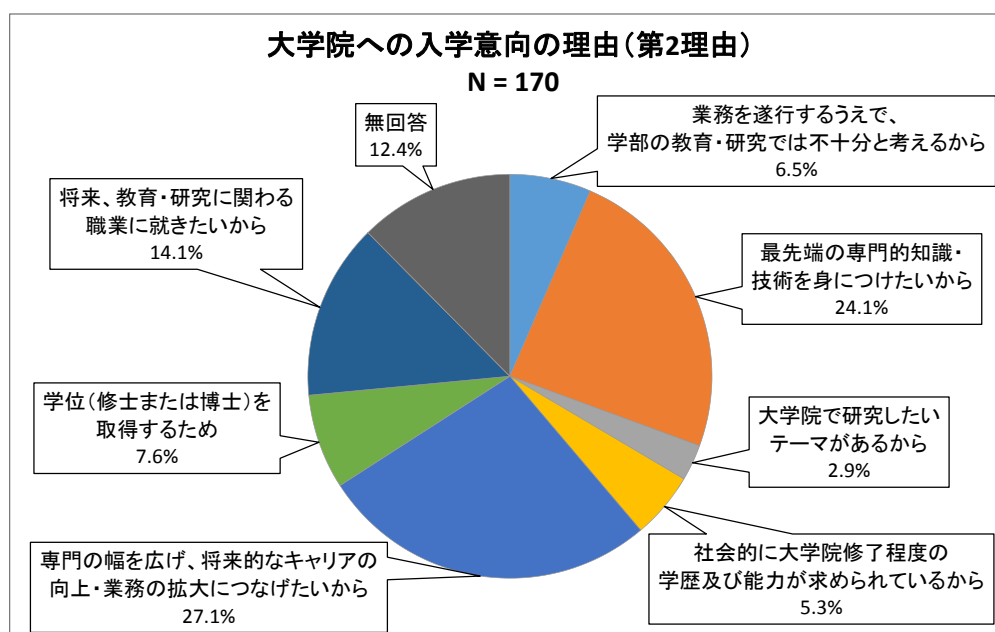


6-2 大学院への入学意向の理由（第2理由）について

「(5) 大学院への入学意向について」にて「将来的にも大学院入学には興味がない」と回答した188人、無回答6人を除く170人に、大学院への入学意向の理由（第2理由）について調査した。その結果は、「専門の幅を広げ、将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから」が46人（27.1%）と最も多く、次いで「最先端の専門的知識・技術を身につけたいから」41人（24.1%）、「将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから」24人（14.1%）、「無回答」21人（12.4%）、「学位（修士または博士）を取得するため」13人（7.6%）、「業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから」11人（6.5%）、「社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから」9人（5.3%）、「大学院で研究したいテーマがあるから」5人（2.9%）の順になっている。

大学院への入学意向の理由(第2理由)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	業務を遂行するうえで、学部の教育・研究では不十分と考えるから	11	6.5
2	最先端の専門的知識・技術を身につけたいから	41	24.1
3	大学院で研究したいテーマがあるから	5	2.9
4	社会的に大学院修了程度の学歴及び能力が求められているから	9	5.3
5	専門の幅を広げ、将来的なキャリアの向上・業務の拡大につなげたいから	46	27.1
6	学位(修士または博士)を取得するため	13	7.6
7	将来、教育・研究に関わる職業に就きたいから	24	14.1
8	その他	0	0.0
	無回答	21	12.4
	N (%ベース)	170	100



(7) 将来入学・受講したい分野について

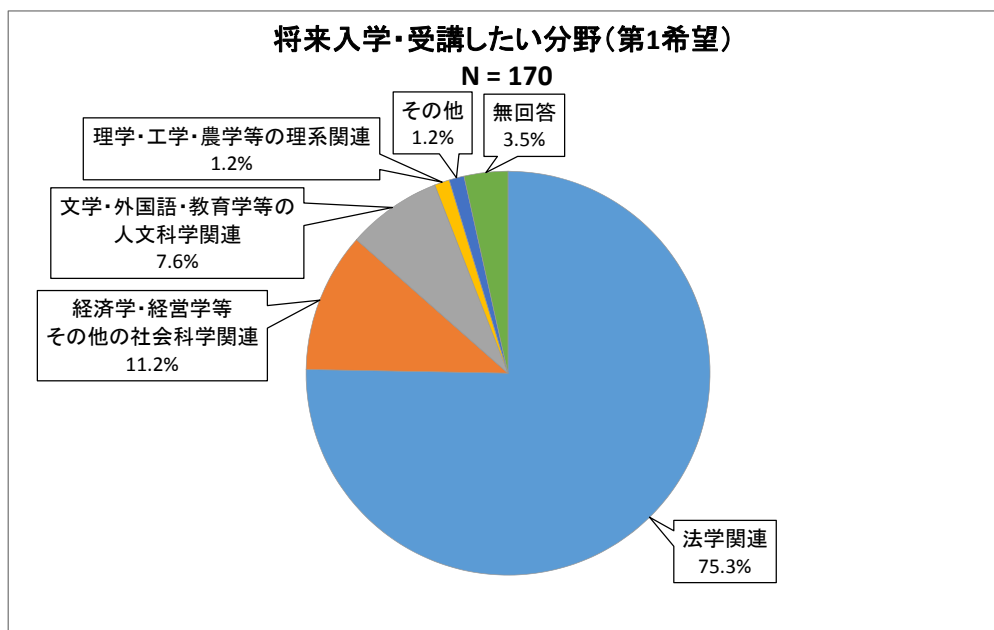
7-1 将来入学・受講したい分野（第1希望）について

「(5) 大学院への入学意向について」にて「将来的にも大学院入学には興味がない」と回答した188人、無回答6人を除く170人に、将来入学・受講したい分野（第1希望）について調査した。その結果は、「法学関連」が128人（75.3%）と最も多く、次いで「経済学・経営学等その他の社会科学関連」19人（11.2%）、「文学・外国語・教育学等の人文科学関連」13人

（7.6%）、「無回答」6人（3.5%）、「理学・工学・農学等の理系関連」2人（1.2%）、「その他」2人（1.2%）の順になっている。

将来入学・受講したい分野（第1希望）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	法学関連	128	75.3
2	経済学・経営学等その他の社会科学関連	19	11.2
3	文学・外国語・教育学等の人文科学関連	13	7.6
4	理学・工学・農学等の理系関連	2	1.2
5	その他	2	1.2
	無回答	6	3.5
	N (%ベース)	170	100

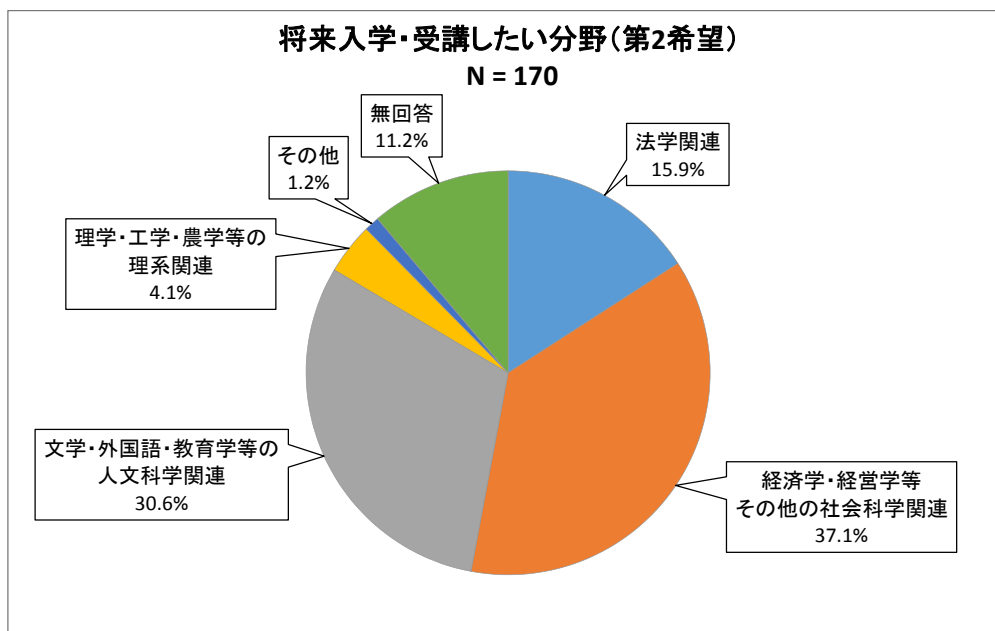


7-2 将来入学・受講したい分野（第2希望）について

「(5) 大学院への入学意向について」にて「将来的にも大学院入学には興味がない」と回答した188人、無回答6人を除く170人に、将来入学・受講したい分野（第2希望）について調査した。その結果は、「経済学・経営学等その他の社会科学関連」が63人（37.1%）と最も多く、次いで「文学・外国語・教育学等の人文科学関連」52人（30.6%）、「法学関連」27人（15.9%）、「無回答」19人（11.2%）、「理学・工学・農学等の理系関連」7人（4.1%）、「その他」2人（1.2%）の順になっている。

将来入学・受講したい分野（第2希望）

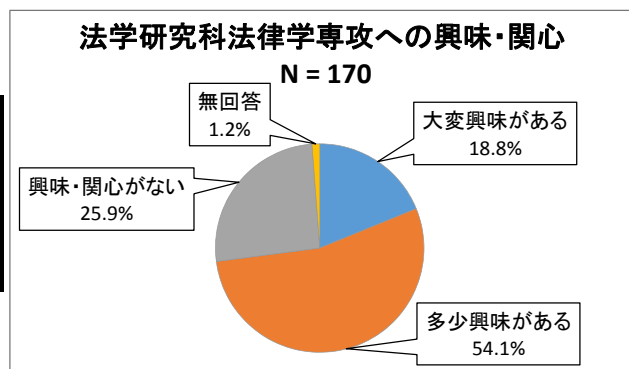
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	法学関連	27	15.9
2	経済学・経営学等その他の社会科学関連	63	37.1
3	文学・外国語・教育学等の人文科学関連	52	30.6
4	理学・工学・農学等の理系関連	7	4.1
5	その他	2	1.2
	無回答	19	11.2
	N (%ベース)	170	100



(8) 法学研究科法律学専攻への興味・関心について

「(5) 大学院への入学意向について」にて「将来的にも大学院入学には興味がない」と回答した 188 人、無回答 6 人を除く 170 人のうち、南山大学大学院法学研究科法律学専攻について「大変興味がある」と回答したのは 32 人 (18.8%) である。また、「多少興味がある」92 人 (54.1%) との回答があり、「大変興味がある」、「多少興味がある」の合計 124 人 (72.9%) が南山大学大学院法学研究科法律学専攻に興味を示している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大変興味がある	32	18.8
2	多少興味がある	92	54.1
3	興味・関心がない	44	25.9
	無回答	2	1.2
	N (%ベース)	170	100



(9) 興味の理由について（複数回答）

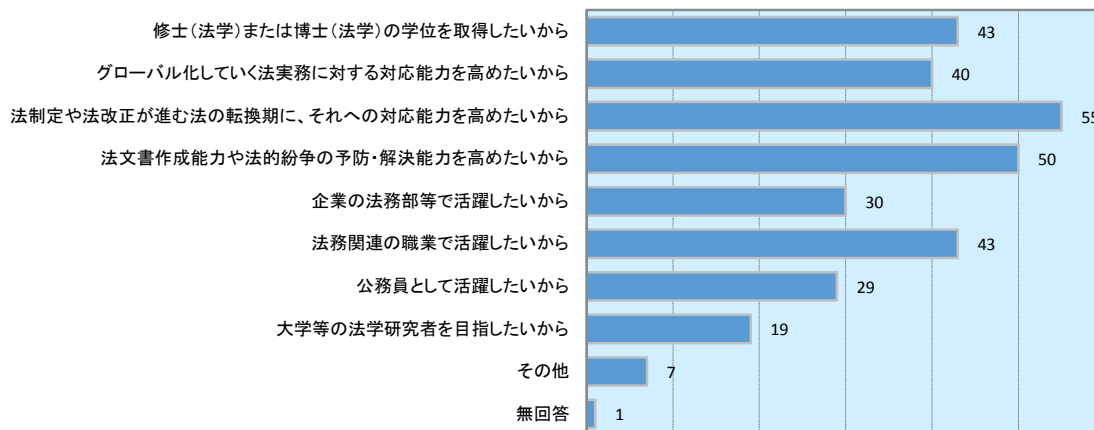
興味の理由については、「(8) 法学研究科法律学専攻への興味・関心について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻に興味を示した 124 人のうち、「法制定や法改正が進む法の転換期に、それへの対応能力を高めたいから」が 55 人（44.4%）と最も多く、次いで「法文書作成能力や法的紛争の予防・解決能力を高めたいから」50 人（40.3%）、「修士（法学）または博士（法学）の学位を取得したいから」43 人（34.7%）、「法務関連の職業で活躍したいから」43 人（34.7%）、「グローバル化していく法実務に対する対応能力を高めたいから」40 人（32.3%）、「企業の法務部等で活躍したいから」30 人（24.2%）、「公務員として活躍したいから」29 人（23.4%）、「大学等の法学研究者を目指したいから」19 人（15.3%）、「その他」7 人（5.6%）、「無回答」1 人（0.8%）の順になっている。

興味の理由(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	修士(法学)または博士(法学)の学位を取得したいから	43	34.7
2	グローバル化していく法実務に対する対応能力を高めたいから	40	32.3
3	法制定や法改正が進む法の転換期に、それへの対応能力を高めたいから	55	44.4
4	法文書作成能力や法的紛争の予防・解決能力を高めたいから	50	40.3
5	企業の法務部等で活躍したいから	30	24.2
6	法務関連の職業で活躍したいから	43	34.7
7	公務員として活躍したいから	29	23.4
8	大学等の法学研究者を目指したいから	19	15.3
9	その他	7	5.6
	無回答	1	0.8
	N (%ベース)	124	100

興味の理由(複数回答)

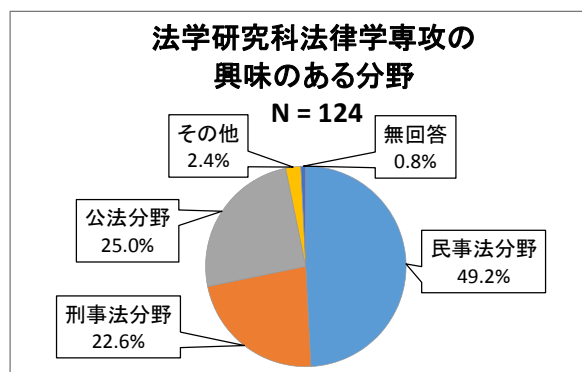
N = 124



(10) 法学研究科法律学専攻の興味のある分野について

南山大学大学院法学研究科法律学専攻の興味のある分野については「(8) 法学研究科法律学専攻への興味・関心について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻に興味を示した124人のうち、「民事法分野」が61人(49.2%)と最も多く、次いで「公法分野」31人(25.0%)、「刑事法分野」28人(22.6%)、「その他」3人(2.4%)、「無回答」1人(0.8%)の順になっている。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	民事法分野	61	49.2
2	刑事法分野	28	22.6
3	公法分野	31	25.0
4	その他	3	2.4
	無回答	1	0.8
	N(%ベース)	124	100

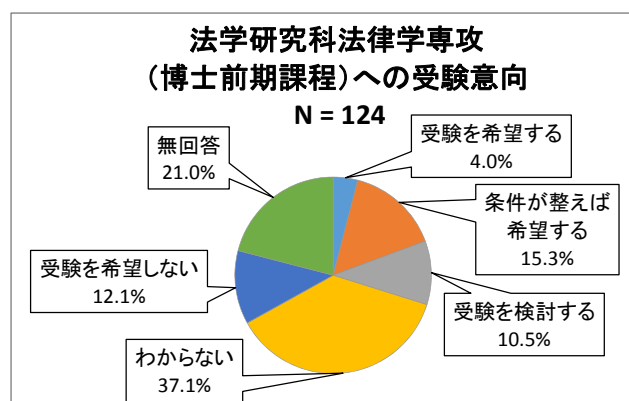


(11) 法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への受験意向について

「(8) 法学研究科法律学専攻への興味・関心について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻に興味を示した124人に、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への受験意向について調査した。

その結果は、「受験を希望する」が5人（4.0%）、「条件が整えば希望する」が19人（15.3%）、「受験を検討する」が13人（10.5%）となり、合計37人（29.8%）が南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への受験意向を示している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験を希望する	5	4.0
2	条件が整えば希望する	19	15.3
3	受験を検討する	13	10.5
4	わからない	46	37.1
5	受験を希望しない	15	12.1
	無回答	26	21.0
	N (%ベース)	124	100

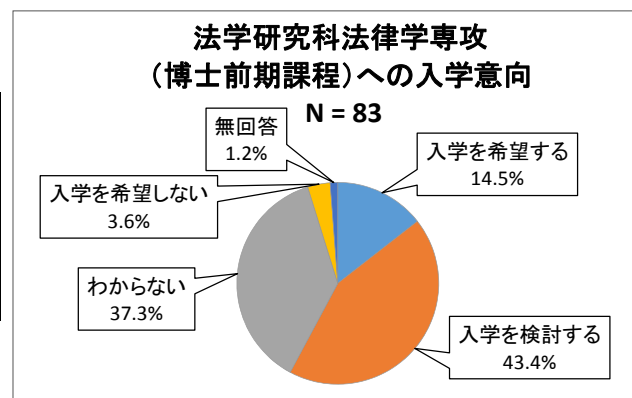


(12) 法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への入学意向について

「(11) 法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への受験意向について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への受験に意向を示した37人と、「わからない」と回答した46人の合計83人に、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への入学意向について調査した。

その結果は、「入学を希望する」が12人（14.5%）、「入学を検討する」が36人（43.4%）となり、合計48人（57.9%）が南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への入学意向を示している。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	12	14.5
2	入学を検討する	36	43.4
3	わからない	31	37.3
4	入学を希望しない	3	3.6
	無回答	1	1.2
	N (%ベース)	83	100



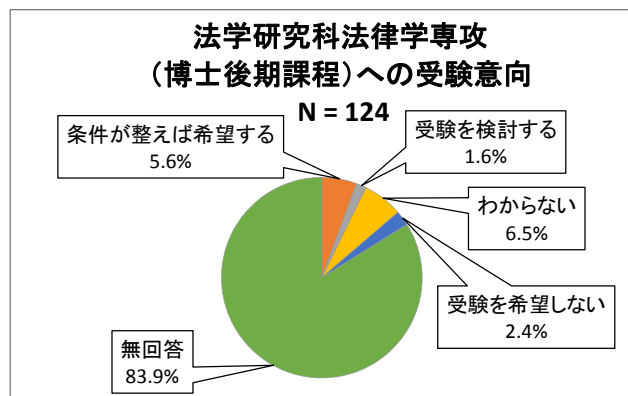
(13) 法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への受験意向について

「(8) 法学研究科法律学専攻への興味・関心について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻に興味を示した124人に、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への受験意向について調査した。

その結果は、「条件が整えば希望する」が7人（5.6%）、「受験を検討する」が2人（1.6%）となり、合計9人（7.2%）が南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への受験意向を示している。

法学研究科法律学専攻(博士後期課程)への受験意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験を希望する	0	0.0
2	条件が整えば希望する	7	5.6
3	受験を検討する	2	1.6
4	わからない	8	6.5
5	受験を希望しない	3	2.4
	無回答	104	83.9
	N (%ベース)	124	100



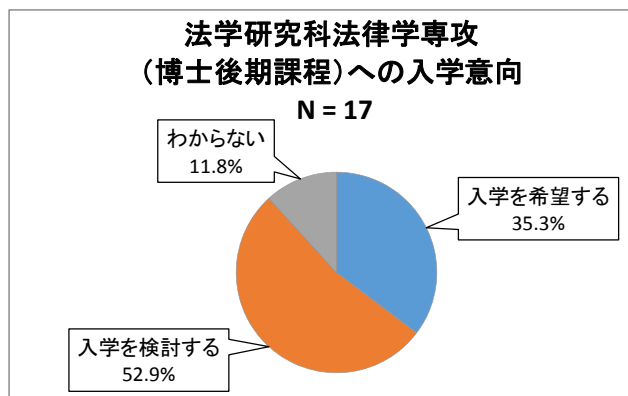
(14) 法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への入学意向について

「(13) 法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への受験意向について」にて南山大学大学院法学研究科法律学専攻への受験に意向を示した9人と、「わからない」と回答した8人の合計17人に、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への入学意向について調査した。

その結果は、「入学を希望する」が6人（35.3%）、「入学を検討する」が9人（52.9%）となり、合計15人（88.2%）が南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への入学意向を示している。

法学研究科法律学専攻(博士後期課程)への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	6	35.3
2	入学を検討する	9	52.9
3	わからない	2	11.8
4	入学を希望しない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	17	100



3. 調査結果のまとめ

法学研究科法律学専攻博士前期課程

「(12) 法学研究科法律学専攻（博士前期課程）への入学意向について」より、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）へ「入学を希望する」と回答した回答者は 12 人いることがわかる。これによって、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）の入学定員 6 人に対して 2.0 倍の入学意向を確保しているといえる。

また、「入学を希望する」、「入学を検討する」と回答した回答者が、合算で 48 人いることから、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士前期課程）の入学定員 6 人に対して 8.0 倍の入学意向を示したといえる。

法学研究科法律学専攻博士前期課程への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	12	14.5
2	入学を検討する	36	43.4
3	わからない	31	37.3
4	入学を希望しない	3	3.6
	無回答	1	1.2
	N (%ベース)	83	100

法学研究科法律学専攻博士後期課程

「(14) 法学研究科法律学専攻（博士後期課程）への入学意向について」より、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）へ「入学を希望する」と回答した回答者は 6 人いることがわかる。これによって、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の入学定員 3 人に対して 2.0 倍の入学意向を確保しているといえる。

また、「入学を希望する」、「入学を検討する」と回答した回答者が、合算で 15 人いることから、南山大学大学院法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の入学定員 3 人に対して 5.0 倍の入学意向を示したといえる。

法学研究科法律学専攻博士後期課程への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	6	35.3
2	入学を検討する	9	52.9
3	わからない	2	11.8
4	入学を希望しない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	17	100

以上の調査結果と、調査対象の学生、OB、法務実務者等以外の進学も考えられることから、南山大学大学院法学研究科法律学専攻の各課程の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものとする。

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 16】 全 4 ページ
2. 日本学術会議
第一部 人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会
3. 「提言 学術の総合的發展をめざして—人文・社会科学からの提言—」
(平成 29 年 6 月 1 日) (表紙及び 10 ページ～11 ページ、23 ページ)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t242-2.pdf>

1. 設置の趣旨等を記載した書類【資料 17】 全 8 ページ

2. 豊田市総務部法務課

3. 「豊田市政策法務推進計画」(平成 28 年)(全文)

http://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/621/keikaku.pdf

【履修モデル】 法学研究科博士前期課程

- ・すべての科目を2単位で開講。
- ・研究倫理特論および研究指導は必修科目、その他は選択科目。
- ・専門共通科目および専門分野科目は講義科目。
- ・専門演習科目は1年後期から履修。

(A) 法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示す公法研究者

*科目名の後の丸付き数字は単位数

	前期	後期
1年次 22単位	研究倫理特論② 西洋政治思想史特論② 人権特論② 国際法特論② 東アジア法特論②	情報法特論② 統治機構特論② 行政法特論② 自治体法務演習②
	前期研究指導Ⅰ②	前期研究指導Ⅱ②
2年次 8単位	環境法特論② 公法演習②	
	前期研究指導Ⅲ②	前期研究指導Ⅳ②
単位数	計30単位以上	

(B) 契約実務などにおいて主導的な役割を果たすことができる民間企業の法務部職員等

*科目名の後の丸付き数字は単位数

	前期	後期
1年次 20単位	研究倫理特論② 英米法特論② 財産法特論②	西洋法制史特論② 家族法特論② 企業法特論② 民事手続法特論② 企業法務演習②
	前期研究指導Ⅰ②	前期研究指導Ⅱ②
2年次 10単位	知的財産法特論② 労働法特論② 民事法演習②	
	前期研究指導Ⅲ②	前期研究指導Ⅳ②
単位数	計30単位以上	

法学研究科法律学専攻博士前期課程 カリキュラムマップ

人材育成の目標(南山大学法学研究科)			目指す人材像				
<p>法学研究科では、法の転換期において、法的価値の選択に焦点を当てて、その意義や限界を明らかにし、さらに、その法的価値の選択がその後の法の適用解釈に与える影響を分析する教育研究により、国内外で活躍する人材を養成することを目的としている。</p> <p>博士前期課程では、高度の法的知識を用いて、法文書作成や法的問題の解決等の業務を担当できる人材、法令等の立法作業や法的問題の解決等の業務に携わることができる人材、特定のテーマに関する法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示すことができる人材を養成する。</p>			<p>1) 民事法分野を中心とした高度の法的知識を用いて、法文書作成や法的問題の解決等の業務を担当できる法的専門職や民間企業の法務専門職員</p> <p>2) 公法分野を中心とした高度の法的知識を用いて、法令等の立法作業や法的問題の解決等の業務に携わることができる公共公益団体の職員等</p> <p>3) 高度の法的知識を有し、特定のテーマに関する法的価値の選択状況を明確にする研究成果を示すことができる研究者</p>				
科目区分	科目名	配当年次 単位	修了要件 (計30単位以上)	DP ①	DP ②	DP ③	ディプロマ・ポリシー (DP:学位授与方針)
専門 共通 科目	研究倫理特論 【必修】	1前 2	計18単位以上 (研究倫理特論を含め、専門共通科目6単位以上を含む)	◎	◎	◎	DP① ・国際社会や国内外における法的価値について客観的な判断を行い、適切な選択を行い、説明することができる能力 DP② ・わが国の制定法や判例に関する深い学識を有し、それらの法的価値の分析を通して、法的問題の解決を行うことができる能力 DP③ ・専門とする法分野に関する不可欠な資料を収集し、その資料を理解して、高度の法的専門性を有した法的問題の解決や研究成果を示すことができる能力 【評価方法】 履修科目の評価および修士論文の質、最終試験の結果にて評価する。
	情報法特論 【選択】	1後 2		○	◎	◎	
	法哲学特論 【選択】	1前 2		◎	○	○	
	法社会学特論 【選択】	1後 2		◎	○	◎	
	西洋法制史特論 【選択】	1後 2		◎	○	○	
	英米法特論 【選択】	1前 2		◎	○	○	
	東アジア法特論 【選択】	1前 2		◎	○	○	
	国際法特論 【選択】	1前 2		◎	○	○	
	西洋政治思想史特論 【選択】	1前 2		◎	○	○	
	専門 分野 科目	民法 法 分 野		財産法特論 【選択】	1前 2	◎	
家族法特論 【選択】			1後 2	◎	◎	○	
企業法特論 【選択】			1後 2	◎	◎	○	
民事手続法特論 【選択】			1後 2	◎	◎	○	
労働法特論 【選択】			2前 2	◎	◎	○	
経済法特論 【選択】			2前 2	◎	◎	○	
公法 分 野		国際私法特論 【選択】	1後 2	◎	◎	○	
		知的財産法特論 【選択】	2前 2	◎	◎	○	
		人権特論 【選択】	1前 2	◎	◎	○	
		統治機構特論 【選択】	1後 2	◎	◎	○	
		行政法特論 【選択】	1後 2	◎	◎	○	
		環境法特論 【選択】	2前 2	◎	◎	○	
刑事 法 分 野		刑法特論 【選択】	1前 2	◎	◎	○	
		刑事訴訟法特論 【選択】	1後 2	◎	◎	○	
	少年法特論 【選択】	2前 2	◎	◎	○		
	刑事政策特論 【選択】	2前 2	◎	◎	○		
専門 演 習 科目	民法法演習 【選択必修】	2前 2	計4単位以上 (民法法演習、公法演習、刑事法演習の内、いずれかの演習からの2単位以上を含む)	◎	◎	○	
	公法演習 【選択必修】	2前 2		◎	◎	○	
	刑事法演習 【選択必修】	2前 2		◎	◎	○	
	企業法務演習 【選択】	1後 2		○	◎	◎	
	自治体法務演習 【選択】	1後 2		○	◎	◎	
	日本法研究演習 【選択】	1後 2		◎	◎	○	
	研究指導科目	前期研究指導 I 【必修】		1前 2	必修として計8単位	◎	◎
前期研究指導 II 【必修】	1後 2	◎	◎	◎			
前期研究指導 III 【必修】	2前 2	◎	◎	◎			
前期研究指導 IV 【必修】	2後 2	◎	◎	◎			

◎:DP1に関する能力形成に特に関与、○:DP1に関する能力形成に関与

<カリキュラム・ポリシー>

- ① 専門分野の研究を行う前提として、本研究科の特徴である法的価値の選択に焦点を当てた研究に必要な知識を得るために、講義科目である研究科選択専門共通科目を配置する。
- ② 民事法分野、公法分野や刑事法分野の専門的知識を習得するために、講義科目である研究科選択専門分野科目を配置する。
- ③ 現代社会の法的課題について分野横断的に学ぶことで、深い学識を得るために、演習科目である研究科選択専門演習科目を配置する。
- ④ 特定の分野について、課題を発見し、分析し、修士論文にまとめるために、修士論文執筆を指導する研究科必修研究指導科目を配置する。

<アドミッション・ポリシー>

- ・本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)を深く理解し、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を備え、かつ 法学部のディプロマ・ポリシーに示す力と同等の力を備えている人、とりわけ本専攻の専門性に鑑み、その目的を達成することに強い意欲を持つ人、および入学後に法律に関する諸問題を独自の法律学的な視点から分析・判断できる能力を身につけられる人を受け入れる。
- ・法学を学んだ学生だけでなく、他学部出身の学生や、実務経験を有する社会人、国内外の外国人にも、広く入学の機会を開くために、一般入学試験、社会人入学試験、推薦入学試験、飛び級入学試験、国外在住者入学試験、国内在住外国人入学試験等の入学試験を設け、多様な学生の能力を評価する。
- ・社会人を対象に、就業等の事情で2年間の課程修了が困難であり、3年の在学を希望する人に対しては、「長期履修制度」を設ける。

【履修モデル】法学研究科博士後期課程

- ・研究倫理特講、法学研究特論は1単位、それ以外の科目は2単位で開講。
- ・研究倫理特講、法学研究特論および研究指導は必修科目、専門特講は選択科目。
- ・共通特講および専門特講は講義科目。

(A) 法的価値の選択を理論的・政策的に解明する公法研究者

*科目名の後の丸付き数字は単位数

	前期	後期
1年次 10単位	研究倫理特講① 法学研究特論① 公法特講（憲法）②	公法特講（行政法）②
	後期研究指導Ⅰ②	後期研究指導Ⅱ②
2年次 4単位	後期研究指導Ⅲ②	後期研究指導Ⅳ②
3年次 4単位	後期研究指導Ⅴ②	後期研究指導Ⅵ②
単位数	計18単位以上	

(B) 契約実務などにおいて主導的な役割を果たすことができる民間企業の法務部職員等

*科目名の後の丸付き数字は単位数

	前期	後期
1年次 10単位	研究倫理特講① 法学研究特論① 民事法特講（財産法）②	民事法特講（企業法）②
	後期研究指導Ⅰ②	後期研究指導Ⅱ②
2年次 4単位	後期研究指導Ⅲ②	後期研究指導Ⅳ②
3年次 4単位	後期研究指導Ⅴ②	後期研究指導Ⅵ②
単位数	計18単位以上	

法学研究科法律学専攻博士後期課程 カリキュラムマップ

人材育成の目標(南山大学法学研究科)			目指す人材像					
<p>法学研究科では、法の転換期において、法的価値の選択に焦点を当てて、その意義や限界を明らかにし、さらに、その法的価値の選択がその後の法の適用解釈に与える影響を分析する教育研究により、国内外で活躍する人材を養成することを目的としている。</p> <p>博士後期課程では、高度専門的法的知識を応用して、法的価値の選択を理論的・政策的に解明し、特定のテーマに関して、独自の観点から新たな知を創造できる人材、高度専門的法的知識を応用して、法文書を作成し、法的紛争の発生を未然に防止し、適切に対処することができる人材、条約や法令等の規定が相互に関連し、新規の問題が発生する複雑な状況において法令等の立法作業に携わり、適切な対処をすることができる人材を養成する。</p>			<p>1) わが国や東アジア諸国などにおいて、大学等の法学研究者として教育研究を行っていくことができるよう、高度専門的法的知識を応用して、法的価値の選択を理論的・政策的に解明し、特定のテーマに関して、独自の観点から新たな知を創造できる研究者</p> <p>2) 高度専門的法的知識を応用して、複雑な法的事案の全体像を理解しつつ、法文書を作成し、法的紛争の発生を未然に防止したり、様々な解決方法について比較検討して適切に対処したりすることができる法的専門職・民間企業の法務専門職員や、条約、法律、政省令、条例・規則等の規定が相互に関連したり、新規の問題が発生したりする複雑な状況において法令等の立法作業を行い、採用可能な様々な手法を比較検討して適切な対処をすることができる公共公益団体の職員等</p>					
	科目名	配当年次 単位	修了要件 (計18単位以上)	DP ①	DP ②	DP ③	ディプロマポリシー (DP:学位授与方針)	
特講科目	共通特講	研究倫理特講 【必修】	1前 1	計6単位以上(研究倫理特講および法学研究特講の計2単位を含む)	◎	◎	◎	DP① ・国際社会や国内外における法的紛争について、その文化的・社会的背景を含めた法的価値に関する豊かな学識をもって、的確に把握し対処できる能力
		法学研究特講 【必修】	1前 1		◎	◎	◎	
	専門特講	民事法特講(財産法) 【選択】	1前 2		◎	◎	○	DP② ・わが国の法制度や法の実態に対する広い視野を用いて、現在生じているまたは将来生じうる法的紛争を解決することに応用できる能力
		民事法特講(企業法) 【選択】	1後 2		◎	◎	○	
		民事法特講(民事手続法) 【選択】	1後 2		◎	◎	○	DP③ ・専門とする法分野に関する先行研究・資料の高度な分析を基に、専門分野における研究で独自の観点から新たな知を創造することができる能力
		民事法特講(国際私法) 【選択】	1後 2		◎	◎	○	
		公法特講(憲法) 【選択】	1前 2		◎	◎	○	
		公法特講(行政法) 【選択】	1後 2		◎	◎	○	
		刑事法特講(刑法) 【選択】	1前 2		◎	◎	○	
		刑事法特講(刑事訴訟法) 【選択】	1後 2		◎	◎	○	
研究指導科目	後期研究指導Ⅰ 【必修】	1前 2	必修として計12単位	◎	◎	◎	【評価方法】 履修科目の評価、博士論文の質および最終試験の結果にて評価する。	
	後期研究指導Ⅱ 【必修】	1後 2		◎	◎	◎		
	後期研究指導Ⅲ 【必修】	2前 2		◎	◎	◎		
	後期研究指導Ⅳ 【必修】	2後 2		◎	◎	◎		
	後期研究指導Ⅴ 【必修】	3前 2		◎	◎	◎		
	後期研究指導Ⅵ 【必修】	3後 2		◎	◎	◎		

◎: DPIに関する能力形成に特に関与、○: DPIに関する能力形成に関与

<カリキュラム・ポリシー>

- 民事法分野、公法分野や刑事法分野の中から選択した分野について、さらに深い学識を得るために、講義科目である研究科選択必修特講科目を配置する。
- 理論的にも、実践的にも重要な法的課題について、独自に深く分析し、博士論文にまとめることができるよう指導する研究科必修研究指導科目を配置する。

<アドミッション・ポリシー>

・本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)を深く理解し、カリキュラム・ポリシーにそって編成した教育課程を修めるために十分な学力を備え、かつ本専攻前期課程のディプロマ・ポリシーに示す力と同等の力を備えている人、とりわけ本専攻の専門性に鑑み、法学に関する強い探求心・十分な知識、論理的な考察力、基礎的分析能力、文章表現力および専門的文献の読解力を有する人、および入学後に現実に生じている様々な法律問題に対して、その問題解決策を探究しつつ積極的に議論に加わりディスカッションのできる能力を身につけ、修了後に本学の教育モットーである「人間の尊厳のために」を体現した大学等の研究者や高度専門職業人を志す人を受け入れる。

・他の大学院を含めて大学院において修士の学位やそれに相当する専門職士の学位を取得した者、実務経験を有する社会人、外国人にも、広く入学の機会を開くために、一般入学試験、社会人入学試験、国外在住者入学試験等の入学試験を設け、多様な学生の能力を評価する。

南山大学就業規則

(教員の定年に関する規定の抜粋)

(省 略)

第 5 節 定 年

第25条 職員の定年を次のとおりとする。

1 教 育 職 員

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 南山大学職員規則第4条第2項に定める大学院教授 | 満70歳 |
| (2) (1)以外の者 | 満65歳 |

2 事 務 職 員 等

- | | |
|------------------|------|
| (1) 主任以上の職能にある者 | 満65歳 |
| (2) (1)以外の職能にある者 | 満60歳 |
| (3) 削 除 | |

② 前項第2号(1)の定めにかかわらず、満60歳に達する以前に、降格処分を受けた後、前職能に復帰しなかった事務職員等の定年については、満60歳とする。ただし、降格処分を受けた後、降格後の職能に相当する職階上の役職にある者で、勤務成績が良好である場合は、事務職員等人事委員会の議を経て、満65歳を定年とすることができる。

③ 満60歳を過ぎて降格処分を受けた場合は、降格した年度末を定年とする。

第25条の2 第25条第1項第2号(2)および第25条第2項ならびに第25条第3項による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、「南山学園事務職員等の再雇用制度に関する規程」により満65歳に達した年度末までの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用する。

第26条 業務の都合で第25条第1項第1号(2) および第25条第1項第2号(1) ならびに第25条第1項第2号(2) の年齢を超える者を教育職員または事務職員として採用する場合の取扱いについては、「南山大学職員規則」の定めるところによる。

(省 略)

南山大学職員規則

(教員の区分に関する規定の抜粋)

(省 略)

第4条 教育職員は、これを教授（次項に定める大学院教授を含む）、准教授、講師および助教とする。

② 教授は、専攻分野について教育上、研究上、または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。教授のうち、専門職学位課程を除く大学院博士後期課程の研究指導または研究指導補助に従事するために大学院の所属教授として委嘱された者を、大学院教授とする。

③ 准教授は、専攻分野について教育上、研究上、または実務上の優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

④ 講師は、教授または准教授に準ずる業務に従事する。

⑤ 助教は、専攻分野について教育上、研究上、または実務上の知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

(省 略)

南山大学大学院教授規程

(趣旨)

第1条 南山大学職員規則第4条第2項に定める大学院教授の資格、およびその審査にかかる手続き（以下「大学院教授資格審査手続」という。）は、この規程の定めるところによる。

(大学院教授の資格)

第2条 大学院教授は、専門職学位課程を除く大学院博士後期課程の設置または改組等に際して、研究指導および研究指導補助に従事するために大学院の所属教授として委嘱された者でなければならない。

② 現に大学院教授となっている者であっても、満65歳の年度末までに「南山大学就業規則」第124条の懲戒を受けた者は、満65歳の年度末をもって大学院教授でなくなり、南山大学教授としての再任用もできない。

(大学院教授資格審査手続)

第3条 大学院教授資格審査手続は、現に本学のいずれかの学部または研究科に所属する教授にかかるものについては、当該教授が満65歳を迎える年度に開始し、当該年度内に終了するものとする。

② 大学院の設置時に、文部科学省の審査において、研究指導もしくは研究指導補助の資格ありと判定された候補者については、この規程の定める大学院教授資格審査手続を省略することができる。

(大学院教授資格審査手続の開始)

第4条 大学院教授資格審査手続は、審査対象とする教授に博士後期課程の研究指導または研究指導補助に従事させることを相当とする研究科と将来構想担当副学長との協議にもとづく発議により、協議会および将来構想委員会の議を経て開始するものとする。

② 前項の発議は、次の各号のいずれかの場合に行うことができる。

- 1 新たに研究科もしくは専攻を設置、または改組する場合
- 2 前号に定める場合のほか、既存の研究科または専攻において必要が生じた場合
- 3 他大学等からの移籍による教授任用の手続きが行われる場合

(研究科における審査)

第5条 前条第1項の発議を行なった研究科、または同項に基づき将来構想担当副学長が行なった発議にかかる研究科は、大学院教授資格審査手続の対象となる教授について業績の審査を行ない、別に定める様式の審査報告書を学長に提出するものとする。

② 当該研究科は、審査に先立ち、外部の審査機関に対象となる教授の業績に関する意見を求めることができる。

③ 各研究科は、必要に応じて、大学院教授資格審査にかかる要件をそれぞれの内規において

定めることができるものとする。

(大学院教授資格審査委員会)

第6条 学長は、前条第1項の審査報告書の提出を受けたときは、その都度、南山大学大学院教授資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

② 委員会は3名で構成し、うち1名を委員長とする。

③ 委員および委員長は、学長が大学評議会に諮って、候補者の専攻する分野に応じてこれを任命する。ただし、特に緊急を要する場合には、学長は研究科長と諮ってこれを任命することができる。

④ 委員長は、前条第1項に定める研究科の審査報告書その他の審査に必要な資料を収集し、委員会を招集してその議長となる。

(委員会における審査)

第7条 委員会は、候補者の学識、技能その他を審査し、別に定める様式の審査報告書を大学評議会に提出するものとする。

② 委員長は、大学評議会の要請があるときは、大学評議会に出席し、審査の概要を報告しなければならない。

(大学院教授の委嘱)

第8条 大学院教授は、大学評議会の議を経て、学長の申請により理事長がこれを委嘱する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

博士前期課程における修了までのスケジュール表

	学生	指導教員	研究科委員会 (学位審査委員会)
1 年 次	<p>4月 専門分野のための基礎固めと準備 研究分野を決定して、指導教員を選択する。また、指導教員と相談して、副指導教員を選択する。研究倫理教育・コンプライアンス教育のe-learning教材を受講する。</p> <p>前期研究指導Ⅰの履修</p> <p>専門分野のための科目履修</p> <p>9月 専門共通科目および専門分野科目の履修 専門演習科目の履修 前期研究指導Ⅱの履修</p>	<p>以後、副指導教員と協力して、修士論文執筆に向けて、研究指導を行う。</p> <p>学生に対し、履修すべき科目を履修指導する。 2年間の研究指導計画を作成する。</p> <p>前期研究指導Ⅰの中で、学生が研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養う。また、研究分野における先行研究の内容や課題について指導する。</p> <p>前期研究指導Ⅱの中で、研究テーマの設定について指導し、かつ、資料収集と分析視点について指導する。</p>	<p>オリエンテーションを開催し、研究科の概念、カリキュラム、履修方法を説明する。 学生の希望を聞いて、指導教員を決定する。そのうえで、指導教員と相談した学生の希望を聞いて、副指導教員を決定する。</p>
	<p>研究の継続・修士論文作成</p> <p>4月 専門分野科目の履修 専門演習科目の履修 前期研究指導Ⅲの履修</p> <p>6月 学位論文計画書の提出</p> <p>7月 研究審査委員会において研究倫理審査が必要と判断された場合には、倫理審査申請書を提出する。</p> <p>9月 前期研究指導Ⅳの履修</p> <p>11月 修士論文の中間報告において論文の中間報告を行う。</p> <p>1月 修士論文提出</p> <p>2月 修士論文発表会において修士論文の発表を行う（最終試験）。</p> <p>3月 修士課程の修了および学位授与</p>	<p>前期研究指導Ⅲの中で、修士論文の完成に至る研究計画の立案について指導する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。</p> <p>前期研究指導Ⅳの中で、修士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。</p> <p>学位審査委員から指摘された問題点の解決方法について指導する。</p>	<p>大学が設置した研究審査委員会で学位論文計画書について、研究倫理審査が必要か必要でないかを判断する。また、研究科委員会において、学位審査委員会の設置について決定する。</p> <p>研究審査委員会は、学生から提出された倫理審査申請書に基づいて審査を実施する。研究審査委員会での承認を経て、研究調査を実施する。</p> <p>学位審査委員会は修士論文の中間報告を行う。学生の報告を受け、学生が研究内容を修正できるよう、複数の学位審査委員から助言を与える。 また、実施後は実施報告書を研究科長宛に速やかに提出する。</p> <p>学位審査委員会は、修士論文の発表会を行い、修士論文成果、発表内容を審査する（最終試験）。</p> <p>学位審査委員会は修士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。</p> <p>研究科委員会は、学位審査委員会からの審査結果報告ならびに当該学生の単位取得状況により、修士の学位の授与について可否を判定し、その結果を学長に報告する。</p> <p>学長は学位記を交付して学位を授与する。</p>

南山大学学位規程（抜粋）

（省略）

（学位論文の審査および最終試験）

第10条 学位論文等の審査および最終試験は、当該研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。

② 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された本学または他の大学院、研究所等の研究指導を担当できる教育職員3名以上の学位審査委員をもって組織する。

③ 前項の定める学位審査委員会の主査は、教授でなければならない。ただし、学位を取得しようとする者の指導教授は、その学位審査委員会の主査になることはできない。

④ 研究科委員会において必要があると認めたときは、教授以外の者にも調査を委嘱することができる。

⑤ 最終試験は、論文等の審査が終わった後、筆記または口頭で行う。

⑥ 修士試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について、また博士試験は、学位論文の内容およびこれと関連する学識と研究能力について審査するものとする。

第10条の2 前条第2項に定める研究指導を担当できる教育職員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 1 教授であって、当該研究科における研究指導または演習担当者として、大学院研究科委員会委員を委嘱された者
- 2 准教授であって、教授相当の業績を有し、大学院委員会において、研究指導を行うに適格であると認められた者
- 3 他の大学院、研究所等の教育職員については、本条第1号および第2号に定めるものと同等の資格を有する者
- 4 大学院の設置認可申請に係る教員資格審査において、文部科学省から、研究指導担当教員として適格の判定を受けた者

（省略）

（学力の確認）

第11条 第5条第2項による学位論文の提出があったときは、学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験と併せて学力を確認するための試験を行うものとする。なお、本学大学院研究科の博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者がその後5年以上を経過し、博士論文を提出し審査を請求するとき、また同じとする。

② 学力を確認するための試験は、筆記および口頭で行い、外国語については2種類を課する。ただし、当該研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部または一部を免除することができる。

(審査の期間)

第12条 修士の学位論文等の審査および最終試験ならびにビジネス修士および法務博士の最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

② 博士の学位論文の審査、最終試験および学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間は6カ月を超えない範囲で延長することができる。

(学位授与の判定)

第13条 学士の学位授与の判定は、各学部教授会および大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

第14条 修士および博士の学位授与の判定は、次のとおりとする。

1 学位審査委員会は、学位論文等の審査、最終試験および学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨ならびにその審査、最終試験および学力の確認の結果の各要旨に、学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、意見書のみとすることができる。

2 研究科委員会は、前号の報告にもとづき学位を授与すべきか否かについての研究科委員会原案を審議決定する。

3 学位授与に関する研究科委員会原案を決定するにあたり、当該研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を必要とする。

4 研究科委員会は、前号にもとづき学位の授与に関する研究科委員会原案を決定したときは、本条第1号に掲げる書類（意見書を除く。）に当該原案を添え、学長に報告しなければならない。ただし、修士の学位については、本条第1項に掲げる書類を不要とする。

5 不合格者については、その旨ならびにその氏名のみを学長に報告するものとする。

(省略)

(学位授与および学位簿の登録)

第15条 学長は、前条の報告にもとづき、学位の授与を決定する。学位を授与すべき者については、学位記を交付して学位を授与し、学位簿に登録する。また学位を授与できない者には、その旨を通知する。

② 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。

③ 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、所定様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

② 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、すでに公表したものは、この限りでない。

③ 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約

したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

④ 学位授与後に公表する場合は、南山大学審査学位論文と明記することを要する。

⑤ 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学附属図書館が実施する南山大学機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

(学位論文の保管)

第17条 修士の学位論文1部は、本学附属図書館に保管する。

(省略)

南山大学研究活動上の行動規範

(目的)

第1条 南山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）およびそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

② この規範において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(基本理念)

第3条 研究者および研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におこななければならない。

- 1 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- 2 生命と人間の尊厳および人権の尊重
- 3 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- 4 個人情報保護の徹底
- 5 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- 6 捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- 7 法令、本学の諸規程および学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「南山大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究審査委員会)

第5条 研究者は、本学の規程等により研究審査委員会の審査を受けなければならない研究を実施しようとする場合は、当該研究についてその審査を受けなければならない。

② 前項のほか、法令または当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、その審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざんおよび盗用の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行ってはならない。

- 1 捏造（存在しないデータの作成）
- 2 改ざん（データの変造、偽造）
- 3 盗用（他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用）

② 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等（以下「指導下にある研究者等」という。）によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

（研究データの保存・開示）

第7条の2 研究者は、研究成果の検証可能性を確保するために、必要な資料、データおよび研究実施経過に関する記録（実験ノート等）を適切な期間保存しなければならない。なお、具体的な保存期間等については、別に定める。

② 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合には、原則として開示に応じなければならない。

（研究費の不正使用の防止）

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令および本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

② 研究者および研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

（不正行為を知り得た時の対応）

第9条 研究者および研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

（研究成果の適切な発表）

第10条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

② 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

（利益相反）

第11条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行なわなければならない。

（公正な審査）

第12条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査または学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行なうことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行なわなければならない。

② 前項の審査を行なった研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

（指導下にある研究者等への配慮）

第13条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行なうことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

(安全管理)

第14条 研究者は、実験等に用いる機器、装置および薬品等が、研究に従事する者はもとより、その他の本学構成員および学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

② 研究で用いた廃液、薬品および材料等は、法令および本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

② 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規範は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2016年10月1日から施行する。

南山大学研究審査規程

(目的)

第1条 この規程は、南山大学の建学の理念に則り、本学構成員が行う研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第2条 本学構成員が行う研究の審査について、南山大学研究審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

1 学長の指名する教育職員 若干名

2 教育・研究事務部長

3 教育・研究支援事務室長

② 本委員会の委員長は、学長が指名する者とする。

③ 委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。

④ 研究審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

(管掌事項)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

1 本学構成員が行う研究のうち別表第1に定める規程等の適用を受ける研究（研究指導を含む。）の実施および成果の公開について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること

2 その他研究審査に関する学長の諮問事項

(議事の運営)

第4条 本委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

② 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第5条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(専門委員会)

第6条 本委員会の下に、必要に応じて利益相反マネジメント専門委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 本委員会の事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2006年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年1月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

別 表 第1

- 1 南山大学奨学寄附金規程
- 2 南山大学受託研究規程
- 3 南山大学学外共同研究規程
- 4 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
- 5 南山大学学位規程第4条第3項または第5条第2項第2号
- 6 南山大学機関リポジトリ運用規程

南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下、「研究者」という。）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、南山大学の建学の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（「南山大学個人情報保護に関する規程第2条」）。

4. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱（管理方法、保存期間、廃棄方法

など) および発表の方法などに関わる事項を含むものとする。

- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示をその保存期間中に求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、委員会の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 授業等における収集・採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 個人の情報、データ等の保存

- (1) 研究者は、個人の情報、データ等を保存する場合は、可能な限り匿名化して厳重に管理しなければならない。また、保存の必要がなくなった個人の情報、データ等は、適切な方法で廃棄しなくてはならない。
- (2) 個人の情報、データ等の保存期間は、南山大学における研究データの保存に関するガイドラインの定めに従わなければならない。

9. 研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等(以下「研究計画等」という。)の審査は、研究(申請)者からの事前の申請書(様式1)、研究計画書およびその他の添付資料に基づき、南山大学研究審査委員会(以下「委員会」という。)で審査を行うものとする。審査に当たっては、南山大学研究審査規程第2条第4項に基づき、研究内容の重要性に応じて、迅速審査または本審査にて行うものとする。通常は委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行い、申請者に通知し委員会に報告する。迅速審査として審査できない重要な内容は、本審査として委員会審議を行う。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- (3) 自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

10. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

11. 改 廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2017年4月1日から施行する。

南山大学「人を対象とする研究」倫理審査申請書

年 月 日提出

南山大学研究審査委員会委員長 殿

所 属 _____

職 名 _____

申請者 _____ (印)

1. 審査事項	研究計画	研究経過	研究計画変更	その他
2. 課 題 名 (研究費の種類も記入)				
3. 研 究 組 織				
①研究組織名 _____				
②研究実施者名 _____ (所属 _____ 職名 _____)				
③研究責任者名(指導教員名) _____ (所属 _____ 職名 _____)				
4. 研究概要 (審査対象となる研究計画書を添付すること)				
(1) 目的				
(2) 研究方法 (研究デザイン、研究データの収集方法、データ管理の方法、データ解析の方法等)				
5. 研究結果の公表方法等				

6. 研究における科学的合理性と倫理的妥当性について

(1) 研究の対象となる個人に理解を求め了承を得る方法(説明文および同意文書を添付すること)

(2) 研究の対象となる個人の人権の保護および安全の確保(対象者に与える身体的・精神的な侵襲について記載することおよび個人情報漏洩などの危険が最小限になるよう講じる予防対策を記載すること)

(3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合判断

7. 研究(予定)期間

年 月 日 ~ 年 月 日

<留意事項>

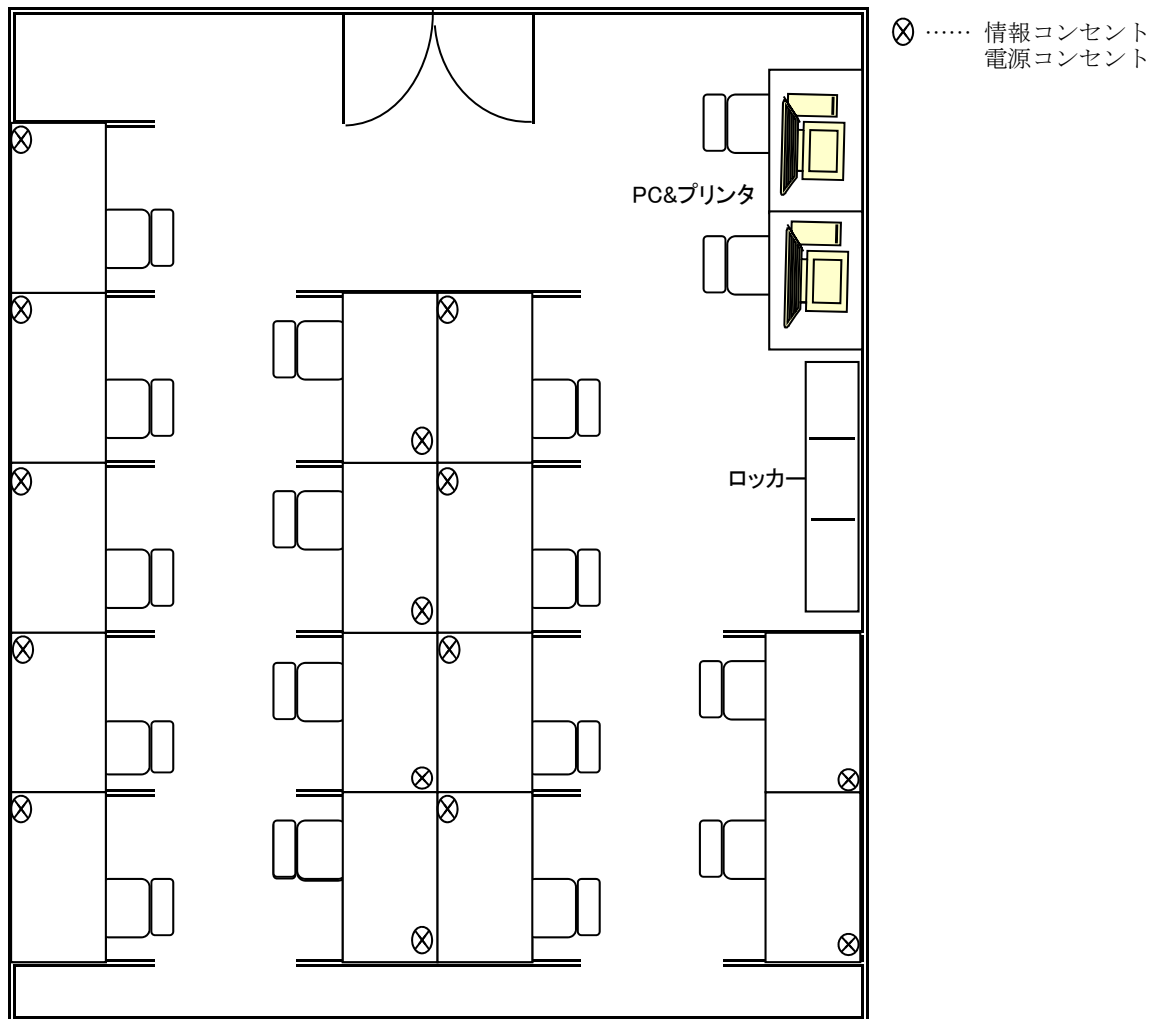
1. 他の施設との共同研究として実施する場合は、本申請が研究全体についての審査か、あるいは本学で実施する分担部分のみについての審査かを明記すること
2. 提出先：教育・研究事務部教育・研究支援事務室
3. 「南山大学個人情報保護に関する規程」および「南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」を十分に参照すること

博士後期課程における修了までのスケジュール表

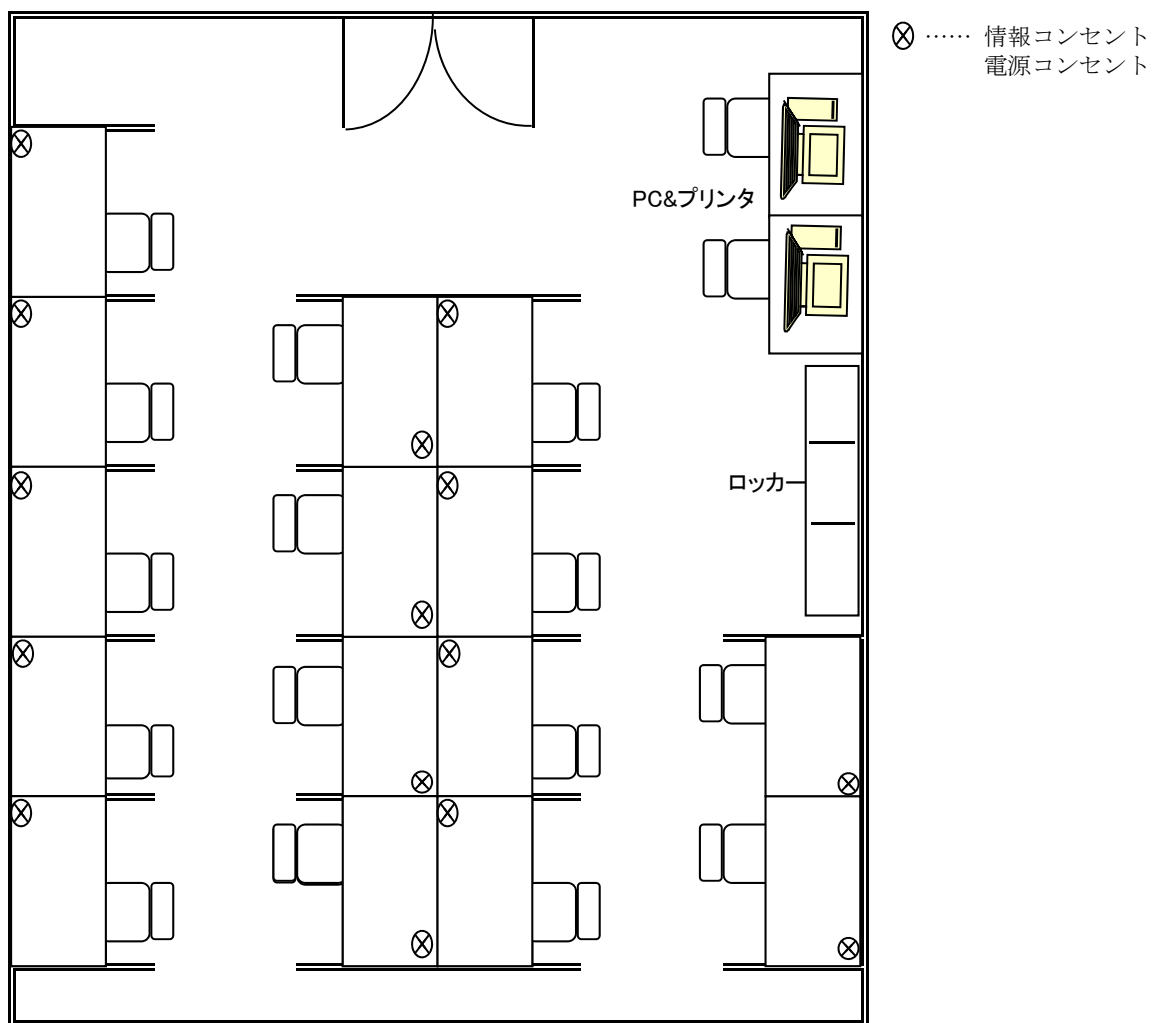
	学生	指導教員	研究科委員会 (学位論文審査委員会)
1 年次	<p><u>研究のための基礎固めと準備</u></p> <p>4月 研究分野を決定して、指導教員を選択する。また、指導教員と相談して、副指導教員を選択する。 研究倫理教育・コンプライアンス教育のe-learning教材を受講する。</p> <p>特講科目の履修</p> <p>後期研究指導Ⅰの履修</p> <p><u>専門分野のための科目履修</u></p> <p>9月 特講科目の履修</p> <p>後期研究指導Ⅱの履修</p>	<p>以後、副指導教員と協力して、博士論文の執筆に向けて、研究指導を行う。</p> <p>学生に対し、履修すべき科目を履修指導する。</p> <p>3年間の研究指導計画を作成する。</p> <p>後期研究指導Ⅰの中で、学生が研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題について指導する。</p> <p>後期研究指導Ⅱの中で、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献や判例等の資料収集、分析視点の導出について指導する。</p>	<p>オリエンテーションを開催し、研究科の概念、カリキュラム、履修方法を説明する。 学生の希望を聞いて、指導教員を決定する。そのうえで、指導教員と相談した学生の希望を聞いて、副指導教員を決定する。</p>
	<p><u>論文の目的、テーマ等を設定し、構想を固める</u></p> <p>4月 後期研究指導Ⅲの履修</p> <p>6月</p> <p>9月 後期研究指導Ⅳの履修</p> <p>2月 本研究科で実施する英語の学力に関する試験を受験する。</p> <p>3月 博士論文の中核部分の公表</p>	<p>後期研究指導Ⅲの中で、博士論文の全体的構想を固めていく。論文の目的、資料の妥当性、論理展開、結論の妥当性について指導する。</p> <p>研究計画の見直し、確認</p> <p>後期研究指導Ⅳの中で、博士論文の進捗を確認しながら、論理展開や結論の妥当性など、論文の内容について指導する。</p> <p>博士論文の中核部分の公表を指導する。</p>	<p>英語の学力に関する試験を実施する。</p>
	<p><u>研究の継続・博士論文作成</u></p> <p>4月 後期研究指導Ⅴの履修</p> <p>6月 学位論文計画書提出</p> <p>7月 研究審査委員会において研究倫理審査が必要と判断された場合には、倫理審査申請書を提出する。 本研究科で実施する英語の学力に関する試験を受験する。</p> <p>9月 後期研究指導Ⅵの履修</p> <p>11月 博士論文の中間報告において論文の中間報告を行う。</p> <p>1月 博士論文を学位申請書、論文要旨および履歴書を添えて提出。 2月 博士論文の最終審査を受ける。</p>	<p>後期研究指導Ⅴの中で、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。</p> <p>後期研究指導Ⅵの中で、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。</p> <p>学位審査委員から指摘された問題点の解決方法について指導する。 研究科長宛に中間報告実施報告書を速やかに提出する。</p>	<p>大学が設置した研究審査委員会が学位論文計画書について、研究倫理審査が必要か必要でないかを判断する。また、研究科委員会において、学位審査委員会の設置について決定する。 英語の学力に関する試験を実施する。</p> <p>研究審査委員会は、学生から提出された倫理審査申請書に基づいて審査を実施する。研究審査委員会での承認を経て、研究調査を実施する。</p> <p>学位審査委員会は修士論文の中間報告を行う。学生の報告を受け、学生が研究内容を修正できるよう、複数の学位審査委員から助言を与える。</p> <p>学位審査委員会において博士論文成果、最終審査内容について審査する。 学位審査委員会は博士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。</p> <p>研究科委員会は、学位審査委員会からの審査結果報告ならびに当該学生の単位取得状況により、博士の学位の授与について可否を判定し、その結果を学長に報告する。</p>
	<p>3月 博士課程の修了および学位授与</p>	<p>学長は学位記を交付して学位を授与する。</p>	<p>学長は学位記を交付して学位を授与する。</p>

<資料31>

学生研究室の見取り図(法学研究科法律学専攻博士前期課程)



学生研究室の見取り図(法学研究科法律学専攻博士後期課程)



No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
1	Public Law, 3rd ed.	Oxford U.P.	978-0-19-876589-9	1	7,747
2	Administrative Law, 5th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-871946-5	1	9,684
3	Antitrust Law: Policy and Procedure: Cases, Materials, Problems, 7th ed.	Carolina Academic Press	978-1-63043-015-3	1	37,288
4	Mélanges en l'honneur d'Yves Mayaud: Entre tradition et modernité : le droit pénal en contrepoint (Etudes, mélanges, travaux)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16074-7	1	23,656
5	Droit pénal général et procédure pénale (Paradigme)	Larcier	978-2-39013-035-2	1	8,463
6	Code Larcier Tome II: Droit pénal: Édition de base 2016 et complément cumulatif à jour au 1er septembre 2017, 38e éd.	Larcier	978-2-8079-0285-5	1	82,470
7	Principes généraux du droit pénal belge: Tome 4. La peine (Droit pénal)	Larcier	978-2-8044-9761-3	1	17,798
8	Courtroom Criminal Evidence, 6th ed.	Matthew Bender	978-1-5221-0918-1	1	45,312
9	Criminal Evidentiary Foundations, 3rd ed.	Matthew Bender	978-1-5221-0116-1	1	28,254
10	Criminal Procedure, 4th ed. (Criminal Procedure (Criminal Practice Series), Main Vols. with supplement)	Thomson West Publishing International Division		1	191,244
11	Criminal Procedure: Constitutional Constraints upon Investigation and Proof, 8th ed.	Carolina Academic Press	978-1-5221-0544-2	1	38,950
12	Evidence: The Objection Method, 5th ed.	Carolina Academic Press	978-1-63282-860-6	1	40,611
13	Plea Bargaining, 4th ed.	Juris Publishing, Inc.	978-1-57823-505-6	1	17,535
14	Understanding Criminal Procedure: vol. 1: Investigation, 7th ed. (The Understanding Series)	Carolina Academic Press	978-1-61163-936-0	1	9,045
15	Law of Evidence, 6th ed.	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-05613-8	1	7,909
16	Zander on PACE: The Police and Criminal Evidence Act 1984, 8th ed.	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-06193-4	1	17,475
17	Agency, Partnership and the LLC: The Law of Unincorporated Business Enterprises, Cases, Materials, Problems, 9th ed.	Carolina Academic Press	978-1-63044-466-2	1	37,288
18	Business Enterprises – Legal Structures, Governance, and Policy: Cases, Materials, and Problems, 3rd ed.	Carolina Academic Press	978-1-5221-0398-1	1	34,335
19	Model Business Corporation Act (2016 Revision): official text with official comments and statutory cross-references	American Bar Association	978-1-63425-776-3	1	64,600
20	The Anatomy of Corporate Law, 3rd ed.	Oxford U.P.	978-0-19-872431-5	1	4,965
21	Introduction to the English Legal System 2017–2018, 12th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-880248-8	1	5,236
22	Legislation at Westminster: Parliamentary Actors and Influence in the Making of British Law	Oxford U.P.	978-0-19-875382-7	1	10,076
23	Controlling Administrative Power: An Historical Comparison	Cambridge U.P.	978-1-316-60150-1	1	6,647
24	Ombudsmen at the Crossroads: The Legal Services Ombudsman, Dispute Resolution and Democratic Accountability, 1st ed. 2017	Palgrave Macmillan	978-1-137-58445-8	1	8,758
25	Mceldowney: Public Law, 4th ed.	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-03818-9	1	8,232
26	Debating Judicial Appointments in an Age of Diversity	Routledge	978-1-138-22535-0	1	23,175
27	Legitimate Expectations in the Common Law World (Hart Studies in Comparative Public Law, 12)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-778-0	1	16,122
28	Reconstructing Judicial Review	Hart Publishing Ltd.	978-1-5099-0462-4	1	12,091
29	Administrative Law, 8th ed.	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-05568-1	1	8,232
30	Public Law, 3rd ed. (Text, Cases, And Materials)	Oxford U.P.	978-0-19-873538-0	1	7,857

法学研究科用に整備する図書リスト(平成30年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
31	The Cambridge Companion to Public Law (Cambridge Companions to Law)	Cambridge U.P.	978-1-107-65509-6	1	6,794
32	The Scope and Intensity of Substantive Review: Traversing Taggart's Rainbow (Hart Studies in Comparative Public Law, 8)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-468-0	1	13,099
33	Public Law Adjudication in Common Law Systems: Process and Substance (Hart Studies in Comparative Public Law)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-991-3	1	4,314
34	International Law: Cases and Materials, 6th ed. (American Casebook Series)	Thomson West Publishing International Division	978-0-314-28643-7	1	40,165
合計				34	895,427

法学研究科用に整備する図書リスト(平成31年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
1	Antitrust Law Developments, 8th ed.	American Bar Association	978-1-63425-876-0	1	92,114
2	Les innovations criminologiques (Logiques des pénalités contemporaines)	L'Harmattan	978-2-343-11337-1	1	8,463
3	Les nullités de procédure pénale, 2e éd. (Guide pratique)	Gazette du Palais	978-2-35971-204-9	1	6,944
4	Evaluation, Kriminalpolitik und Strafrechtsreform Evaluation, politique criminelle et réforme du droit pénal (Schweizerische Arbeitsgruppe für Kriminologie, Vol.34)	Verlag Stampfli & Cie AG	978-3-7272-8996-5	1	15,408
5	Environmental Law, 9th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-874832-8	1	9,932
6	Buckley: The Law of Negligence and Nuisance, 6th ed. (Butterworths Common Law Series)	Butterworths (LexisNexis)	978-1-4743-0715-4	1	78,243
7	Clerk & Lindsell on Torts, 22nd ed. (The Common Law Library, Mainwork Only)	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-06466-9	1	99,028
8	The Rule of Law in the European Union: The Internal Dimension (Modern Studies in European Law, 78)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-470-3	1	10,928
9	Comparative Constitutional Studies: Between Magic and Deceit (Elgar Monographs in Constitutional and Administrative Law Series)	Edward Elgar	978-1-78254-897-3	1	23,596
10	Allgemeiner Teil des BGB, 19.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-71137-4	1	4,296
11	BGB Allgemeiner Teil, 4.Aufl. (Lernbücher Jura)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70734-6	1	6,467
12	BGB I: Einführung und Allgemeiner Teil: Ein Lehrbuch mit Fällen und Kontrollfragen, 9.Aufl. (Mohr Lehrbuch)	J.C.B. Mohr (Paul Siebeck)	978-3-16-155630-2	1	6,076
13	Allgemeines Schuldrecht, 41.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70551-9	1	5,186
14	Sachenrecht, 32.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-71135-0	1	5,186
15	Einführung in das Insolvenzrecht, 8.Aufl. (Jz-Schriftenreihe, 5)	J.C.B. Mohr (Paul Siebeck)	978-3-16-155194-9	1	6,944
16	Principles of Civil Procedure, 5th ed. (Concise Hornbook Series)	West Pub.	978-1-68328-682-0	1	8,614
17	Europäisches Zivilprozessrecht: EuGVO, Lugano-Übereinkommen, EuVTVO, EuMVVO, EuGFVO, 10.Aufl. (Schriftenreihe Recht der Internationalen Wirtschaft)	Verlag Recht und Wirtschaft GmbH	978-3-8005-1590-5	1	58,380
18	Internationales Zivilverfahrensrecht: mit internationalem Insolvenz- und Schiedsverfahrensrecht, 7.Aufl. (Juristische Kurz-Lehrbücher)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70739-1	1	10,807
19	Zwangsversteigerungsgesetz: Kommentar zum ZVG der Bundesrepublik Deutschland mit einem Anhang einschlägiger Texte und Tabellen, 21.Aufl. (Beck Kurzkommentare, Vol.12)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-68626-9	1	27,128
20	Le choix subjectif de mort dans le droit européen des droits de l'homme: Etude critique du contentieux strasbourgeois de la fin de vie (Publications de l'Institut International des Droits de l'Homme / Institut René Cassin de Strasbourg)	Editions A. Pedone	978-2-233-00832-9	1	5,641
21	La Cour européenne des droits de l'homme - Des juges pour la liberté, 2e éd. (Les sens du droit - Essai)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16750-0	1	4,340
22	La Cour européenne des droits de l'homme : une confiance nécessaire pour une autorité renforcée: Sous la direction de Sébastien Touzé (Publications du Centre de recherche sur les droits de l'homme et le droit humanitaire)	Editions A. Pedone	978-2-233-00810-7	1	6,944
23	Droit constitutionnel et institutions politiques, 23e éd. (Paradigme - Manuels)	Etablissements Emile Bruylant SA	978-2-39013-139-7	1	6,293
24	Droit Constitutionnel et Institutions Politiques, 31e édition	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04943-4	1	8,681
25	Le droit d'accès aux documents : en quête d'un nouveau droit fondamental dans l'Union européenne: Prix Jacques Mourgeon de la Société française pour le droit international, Prix de thèse de l'Université Panthéon-Assas (Paris II)	Editions A. Pedone	978-2-233-00829-9	1	15,625
26	Le pouvoir constituant au XXIe siècle (Colloques & essais, 41)	Institut Universitaire Varenne	978-2-37032-116-9	1	6,293

法学研究科用に整備する図書リスト(平成31年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
27	La procéduralisation des droits substantiels par la Cour européenne des droits de l'homme: Réflexion sur le contrôle juridictionnel du respect des droits garantis par la Convention européenne des droits de l'homme	Etablissements Emile Bruylant SA	978-2-8027-5819-8	1	27,128
28	Valeurs dans la jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme (Thèses)	Etablissements Emile Bruylant SA	978-2-8027-5210-3	1	22,788
29	The European Convention on Human Rights (Oxford Commentaries on International Law)	Oxford U.P.	978-0-19-881362-0	1	9,932
30	Theory and Practice of the European Convention on Human Rights: Fifth Edition	Intersentia	978-1-78068-493-2	1	37,980
31	Allgemeines Verwaltungsrecht, 10.Aufl. (Academia Iuris)	Franz Vahlen GmbH	978-3-8006-5426-0	1	5,620
32	Verwaltungsrecht Bd. 1, 13. Aufl. (Juristische Kurz-Lehrbücher)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-60925-1	1	14,974
33	Informationsfreiheitsgesetz, 2.Aufl. (Grauer Kommentar)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-62962-4	1	30,166
34	Good Faith in International Law	Hart Publishing Ltd.	978-1-5099-1409-8	1	12,915
35	International Law: A European Perspective	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-416-1	1	7,946
36	Völkerrecht, 7.Aufl. (Juristische Kurz-Lehrbücher)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-71260-9	1	12,370
37	Une introduction critique au droit international	Editions de l'Université de Bruxelles	978-2-8004-1621-2	1	5,859
38	Supperstone, Goudie & Walker: Judicial Review, 6th ed.	Butterworths (LexisNexis)	978-1-4743-0696-6	1	53,056
39	Droit civil, coffret de 2 volumes: Tome 1 : introduction, les personnes, la famille, l'enfant, le couple - Tome 2 : les biens, les obligations, 2e éd. (Quadrige - Manuels)	Presses Universitaires de France	978-2-13-078638-2	1	21,485
40	Droit des biens, 7e édition (Droit civil)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04594-8	1	7,812
41	Contrats spéciaux, 7e éd. (HyperCours - Cours & Travaux dirigés)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16926-9	1	7,378
42	Cours de droit civil: contrats, vente, échange : Droit commun français et européen- Échange (Droit Fondamental)	Librairie Artheme Fayard	978-2-13-062813-2	1	5,641
43	Droit des obligations, 7e éd.	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05451-3	1	7,595
44	Droit des obligations: Tome 1: Contrat et engagement unilatéral. (Thémis - Droit)	Presses Universitaires de France	978-2-13-063376-1	1	8,571
45	Droit des obligations: Responsabilité civile, délit et quasi-délit, 7e ed. (Objectif droit cours)	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2582-4	1	5,641
46	La réforme du droit des contrats: Commentaire article par article de l'ordonnance du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations (Hors collection)	Gualino	978-2-297-05406-5	1	10,633
47	Pratiques contractuelles: Ce que change la réforme du droit des obligations, 2e édition	Editions Dalloz-Sirey	978-2-85086-235-9	1	11,936
48	Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations: Commentaire article par article	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2421-6	1	8,681
49	Droit civil: Tome 2, Régimes matrimoniaux, successions, libéralités, 29e éd.	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04527-6	1	7,378
50	Droit des régimes matrimoniaux, 6e éd. (Droit civil)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04959-5	1	7,812
51	Administrative Law, 11th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-968370-3	1	8,461
合計				51	897,315

法学研究科用に整備する図書リスト(平成32年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
1	Procédure pénale: L2, L3, M1, 5e édition (Cours – Droit privé)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16154-6	1	5,424
2	Le suspect dans le procès pénal: Nouvelle édition revue et augmentée (Droit privé & sciences criminelles)	Editions Mare et Martin	978-2-84934-254-1	1	5,859
3	Droit pénal français et droit pénal suisse: une mise en parallèle (Bibliothèques de droit)	L'Harmattan	978-2-343-12809-2	1	6,402
4	EU Environmental Law (Elgar European Law Series)	Edward Elgar	978-1-78811-944-3	1	7,439
5	EU Environmental Law and Policy	Oxford U.P.	978-0-19-875393-3	1	7,938
6	McGregor on Damages, 20th ed. (The Common Law Library, Mainwork Only)	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-06415-7	1	102,523
7	Tort, 6th ed. (Textbook Series)	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-06068-5	1	7,444
8	Constitutional Law, 19th ed. (University Casebook Series)	West Pub.	978-1-63459-447-9	1	40,143
9	EU Constitutional Law: An Introduction, 3rd ed.	Hart Publishing Ltd.	978-1-5099-0914-8	1	5,709
10	Constituent Assemblies (Comparative Constitutional Law and Policy)	Cambridge U.P.	978-1-108-42752-4	1	20,305
11	Constitutionalism and the Rule of Law	Cambridge U.P.	978-1-107-15185-7	1	20,674
12	Understanding Federal Courts and Jurisdiction, 2nd ed. (The Understanding Series)	Carolina Academic Press	978-1-63044-792-2	1	9,045
13	Besonderes Schuldrecht, 41.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70544-1	1	5,403
14	Schuldrecht: Allgemeiner Teil, 15.Aufl. (Academia Iuris)	Franz Vahlen GmbH	978-3-8006-5465-9	1	5,837
15	Schuldrecht: Besonderer Teil, 12.Aufl. (Academia Iuris)	Franz Vahlen GmbH	978-3-8006-5429-1	1	6,054
16	Familienrecht, 25.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-71133-6	1	5,620
17	Familienrecht Kommentar: Voraufgabe erschienen unter dem Titel » Fachanwaltskommentar Familienrecht«. ISBN der Voraufgabe 978-3-472-08315-3, 6.Aufl.	Hermann Luchterhand Verlag GmbH & Co. KG	978-3-472-08682-6	1	25,826
18	Insolvenzordnung, 15.Aufl.	Franz Vahlen GmbH	978-3-8006-5223-5	1	56,210
19	Das Auslandsmandat: Ein Praxishandbuch für den internationalen Zivilprozess (Anwaltspraxis)	Deutscher Anwaltverlag & Institut der Anwaltschaft GmbH	978-3-8240-1270-1	1	8,463
20	Grundzüge des Zwangsvollstreckungsrechts., 2.Aufl. (NomosStudium)	Nomos	978-3-8487-2628-8	1	5,207
21	Zivilprozessordnung: ZPO., Kommentar, 32.Aufl.	Dr.Otto Schmidt KG, Verlag	978-3-504-47023-4	1	36,677
22	Zwangsvollstreckungsgesetz/Zwangsverwaltungsgesetz (ZVG) – einschließlich EGZVG und ZwVwV, 15.Aufl.	Ernst und Werner Gieseking Verlag GmbH	978-3-7694-1145-4	1	30,340
23	Zwangsvollstreckungsrecht: mit Grundzügen des Insolvenzrechts, 11.Aufl. (Vahlen Jura – Referendariat)	Franz Vahlen GmbH	978-3-8006-5497-0	1	6,922
24	Dictionnaire de droit public interne: Préface de Bernard Stirn	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2678-4	1	6,944
25	Droit constitutionnel, 36e/édition 2018 (Sirey université)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16881-1	1	7,378
26	Droit constitutionnel (Thémis – Droit)	Presses Universitaires de France	978-2-13-073587-8	1	8,246
27	Droit européen et international des droits de l'homme, 13e édition (Droit fondamental – Classiques)	Presses Universitaires de France	978-2-13-078583-5	1	10,829
28	L'effectivité des Décisions QPC du Conseil Constitutionnel: Tome 148 (Bibliothèque Constitutionnelle et de Science Politique, 148)	La Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05837-5	1	15,191
29	Les grands arrêts du droit des libertés fondamentales: Sous la coordination de Xavier Dupré de Boulois (Grands arrêts)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-17056-2	1	9,115

法学研究科用に整備する図書リスト(平成32年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
30	Libertés fondamentales et droits de l'homme: recueil de textes français et internationaux : grand oral, examen national, session 2017, 15e édition	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05623-4	1	5,424
31	Question prioritaire de constitutionnalité et droit européen des droits de l'homme: entre autonomie et convergence (Droit & justice, 115)	Anthemis	978-2-8072-0293-1	1	18,447
32	La renonciation aux droits fondamentaux: Etude de droit français (Publications de l'Institut International des Droits de l'Homme / Institut René Cassin de Strasbourg)	Editions A. Pedone	978-2-233-00802-2	1	16,059
33	Le respect de la Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne dans l'espace judiciaire européen en matière civile et commerciale (Publications de l'Institut International des Droits de l'Homme, No. 36)	Editions A. Pedone	978-2-233-00838-1	1	15,625
34	Jacobs, White, and Ovey: The European Convention on Human Rights, 7th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-876774-9	1	9,187
35	Allgemeines Verwaltungsrecht: mit Verwaltungsprozessrecht, 15.Aufl. (Lernbücher Jura)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70749-0	1	5,837
36	Informationsfreiheitsgesetz (Gelbe Erläuterungsbücher)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-71037-7	1	19,314
37	International Law, 2nd ed.	Cambridge U.P.	978-1-316-50660-8	1	6,643
38	Völkerrecht, 16.Aufl. (Grundrisse des Rechts)	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70764-3	1	6,271
39	La justice internationale (Droit expert)	Gualino	978-2-297-06595-5	1	4,990
40	The Codes of the Constitution (Hart Studies in Constitutional Law, 6)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-681-3	1	11,922
41	Parliament: Legislation and Accountability (Hart Studies in Constitutional Law, 5)	Hart Publishing Ltd.	978-1-84946-716-2	1	10,928
42	Droit civil: Introduction, biens, personnes, famille, 20e éd.	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16879-8	1	8,463
43	Droit civil 1re année: Introduction, personnes, famille., 9e éd. (HyperCours - Cours & Travaux dirigés)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16928-3	1	6,510
44	Droit des biens (HyperCours - Droit privé)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16081-5	1	7,161
45	Droit des biens, 3e édition (Précis Domat / Privé)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04499-6	1	7,595
46	Droit des biens (Manuels - Droit privé)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-03602-1	1	7,595
47	Droit des obligations: L2 - A jour de l'ordonnance du 10 février 2016. (Cours - Droit privé)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-15187-5	1	5,424
48	Droit des obligations: A jour de la réforme 2016 (Spécial Droit)	Ellipses Marketing	978-2-340-01617-0	1	7,595
49	Droit des obligations: Contrat et quasi-contrat B, 7e ed. (Objectif droit cours)	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2580-0	1	5,641
50	Le nouveau droit des obligations et des contrats	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16796-8	1	8,246
51	La réforme du droit des obligations: Commentaire théorique et pratique dans l'ordre du Code civil (Hors collection)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16273-4	1	6,293
52	La rénovation du Code civil: L'apport des réformes récentes du Code civil à la théorie du droit civil (1971). Regards sur le titre III du livre III du Code civil. (Les introuvables)	Pantheon Assas	979-10-90429-81-9	1	5,859
53	Successions et libéralités: Droit civil, droit fiscal, 3e édition (HyperCours - Cours & Travaux dirigés)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16082-2	1	7,378
54	Hazen's Treatise on the Law of Securities Regulation, 7th ed. (Practitioner Treatise Series, Mainwork & Supplement)	Thomson West Publishing International Division		1	171,257
55	Family Law, 9th ed. (Palgrave Law Masters)	Palgrave Macmillan	978-1-137-57551-7	1	8,678
56	Constitutional & Administrative Law, 12th ed.	Routledge	978-1-138-20879-7	1	6,647
合計				56	890,156

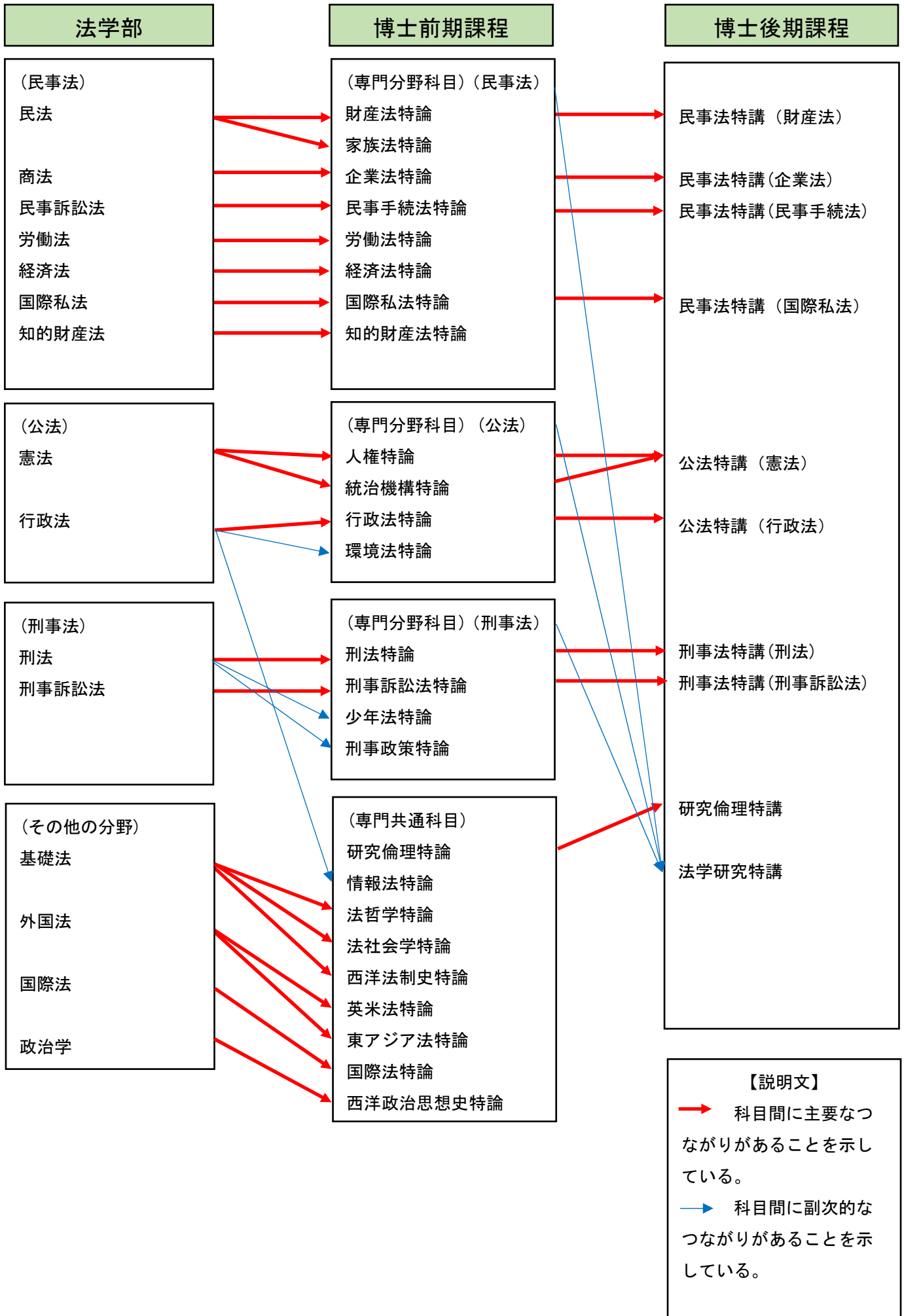
法学研究科用に整備する図書リスト(平成33年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
1	Cases & Materials on Constitutional & Administrative Law, 12th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-876773-2	1	8,442
2	Telling & Duxbury's Planning Law and Procedure, 16th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-881041-4	1	10,926
3	Sustainable Development in the European Union: A General Principle	Routledge	978-1-4094-4731-3	1	22,851
4	Tort Law: Text and Materials, 6th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-874552-5	1	7,350
5	American Constitutional Law: The Supreme Court in American History: 1 Institutional Powers (Coursebook)	West Pub.	978-1-63460-778-0	1	16,883
6	American Constitutional Law: The Supreme Court in American History: 2 Liberties (Coursebook)	West Pub.	978-1-63460-779-7	1	16,883
7	Cases and Materials on Federal Constitutional Law, Vol.4: Federalism Limitations on State and Federal Power, 2nd ed. (Federal Constitutional Law Modular Series, 4)	Carolina Academic Press	978-1-5310-0646-4	1	6,460
8	Law of Federal Courts, 8th ed. (Hornbook Series)	Thomson West Publishing International Division	978-0-314-29037-3	1	20,329
9	Erman BGB Kommentar, 15. Aufl.	Dr.Otto Schmidt KG, Verlag	978-3-504-47103-3	1	95,276
10	Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch: BGB, 4 Aufl.	Verlag C.H. Beck	978-3-406-70300-3	1	171,888
11	Schuldrecht Besonderer Teil, 5.Aufl. (Nomosstudium)	Nomos	978-3-8487-3855-7	1	5,641
12	Schuldrecht: Allgemeiner und Besonderer Teil, 11.Aufl. (de Gruyter Studium)	Walter de Gruyter & Co.	978-3-11-036436-1	1	13,010
13	Vertragliche Schuldverhältnisse, 2.Aufl. (Lehrbuch Des Privatrechts)	J.C.B. Mohr (Paul Siebeck)	978-3-16-155468-1	1	32,337
14	The Law of Insolvency, 5th ed.	Sweet & Maxwell Ltd.	978-0-414-02842-5	1	68,737
15	InsO-Texte: Textsammlung zum Insolvenzrecht, 9.Aufl.	RWS Verlag Kommunikationsforum GmbH	978-3-8145-7300-7	1	5,403
16	Zivilprozessrecht, 5.Aufl.	Nomos	978-3-8487-2223-5	1	5,207
17	Zivilprozessrecht für Anfänger	Verlag C.H. Beck	978-3-406-61894-9	1	8,463
18	Civil Litigation in Comparative Context, 2nd ed. (American Casebook Series)	West Pub.	978-1-62810-214-7	1	19,123
19	Contentieux constitutionnel français, 4e ed. (Thémis Droit)	Presses Universitaires de France	978-2-13-063125-5	1	7,595
20	Le contrôle de la procédure parlementaire par le Conseil constitutionnel (Thèses, Volume 125)	Institut Universitaire Varenne	978-2-37032-092-6	1	9,765
21	Droit Constitutionnel, 8e ed. (Corpus - Droit public)	Editions Economica	978-2-7178-6968-2	1	8,463
22	Droit constitutionnel: les grandes décisions de la jurisprudence, 2e édition (Thémis)	Presses Universitaires de France	978-2-13-072991-4	1	7,595
23	Droit constitutionnel : théorie générale, Ve République: Synthèse du cours, définitions, exercices (Panorama du droit / Licence - Master)	Studyrama	978-2-7590-3593-9	1	5,403
24	Droits européens des droits de l'homme (Sirey université)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-15429-6	1	7,812
25	Libertés publiques, 8e éd. (Cours / Droit public)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-17067-8	1	6,076
26	NTIC, secret et droits fondamentaux: les NTIC face aux droits et libertés fondamentaux à travers le prisme du secret (Colloques & essais, 36)	Institut Universitaire Varenne	978-2-37032-111-4	1	5,424
27	Politiques de l'Union européenne et droits fondamentaux: Treizièmes Journées Jean Monnet	Etablissements Emile Bruylant SA	978-2-8027-5529-6	1	18,447
28	Révision de la Constitution : mode d'emploi: Onzième printemps du droit constitutionnel (Cahiers constitutionnels de Paris 1)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-17097-5	1	8,246

法学研究科用に整備する図書リスト(平成33年度購入分)

No.	書名	出版社	ISBN	数量	税込金額
29	Soft law et droits fondamentaux: Actes du colloque de Grenoble (CRJ) du 4 et 5 février 2016 (Publications de la Fondation Marangopoulos pour les Droits de l'Homme (F.M.D.H.) / Institut René Cassin de Strasbourg)	Editions A. Pedone	978-2-233-00828-2	1	7,378
30	International Human Rights Law, 8th ed.	Oxford U.P.	978-0-19-880521-2	1	8,442
31	VwVfG Verwaltungsverfahrensgesetz, 5.Aufl.	Hermann Luchterhand Verlag GmbH & Co. KG	978-3-472-09526-2	1	25,826
32	International Law, 8th ed.	Cambridge U.P.	978-1-316-63853-8	1	8,120
33	Droit international public (Paradigme – Métiers)	Etablissements Emile Bruylant SA	978-2-39013-166-3	1	8,463
34	Parliament and the Law: (Second Edition) (Hart Studies in Constitutional Law)	Hart Pub. (Bloomsbury Professional)	978-1-5099-0871-4	1	13,660
35	The United Kingdom and the Federal Idea	Hart Publishing Ltd.	978-1-5099-0717-5	1	13,909
36	Droit des personnes: la protection des mineurs et des majeurs, 9e éd. (Droit civil)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05495-7	1	7,812
37	Droit des biens, 7e édition (Objectif droit / Cours)	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2785-9	1	5,207
38	Droit des contrats spéciaux, 9e éd. (Droit civil)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05497-1	1	9,549
39	Droit des contrats spéciaux civils et commerciaux, 12e éd. (Précis Domat – Privé)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-04938-0	1	8,246
40	Droit des obligations, 9e éd. (Droit civil)	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05599-2	1	9,765
41	Droit des obligations: Régime général. 8e ed. (Objectif droit cours)	Lexis Nexis / Editions du Juris Classeur	978-2-7110-2581-7	1	5,641
42	Le nouveau régime général des obligations: Sous la direction de Valerio Forti et Lionel Andreu (Thèmes & commentaires – Actes)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16368-7	1	11,936
43	Le régime général des obligations après la réforme	La Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence	978-2-275-05661-6	1	7,161
44	Droit de la famille, 7e éd. (Sirey université)	Editions Dalloz-Sirey	978-2-247-16268-0	1	7,595
45	Securities Regulation, 9th ed. (University Casebook Series)	Foundation Press	978-1-68328-712-4	1	38,248
46	International Movement of Children: Law, Practice and Procedure., 2nd ed.	Jordan Publishing Limited	978-1-84661-246-6	1	31,048
47	International Environmental Law, 2nd ed.	Cambridge U.P.	978-1-108-43811-7	1	7,090
48	Judicial Review: Law and Practice, 2nd ed.	Jordan Publishing Limited	978-1-84661-914-4	1	28,462
合計				48	883,593

法学部と法学研究科博士前期課程と博士後期課程との関係図



法学部

法律学科

○ ディプロマ・ポリシー

法学部では、南山大学の建学の理念に基づく「人間の尊厳のために」(Hominis Dignitati)という教育モットーを踏まえつつ、六法科目およびその他の学科科目を通して、「国民主権」、「三権分立」、「基本的人権の尊重」という立憲国家の基本的な価値観、および法治国家の基礎にある法原則を習得することによって得られる体系的な法学的素養と論理的思考能力を持つ人材を育成します。そのために、以下の能力を身につけた学生に学位(法学)を授与します。

- ・優れた法的思考力および人権、公私の区別、組織などの社会制度を理解し、その枠組みにおいて適切に調整・交渉することができる能力
- ・社会における様々な問題について、法的な観点から原因を究明する能力
- ・それら問題について、専門的知見と人権感覚に裏付けられた多くの解決策を考案し提示するための弁論能力、交渉能力および調整能力
- ・国家規範の構造、制定法の内容とその基礎にある原理・原則、法を運用する機関を理解する能力
- ・法的判断の基礎にある論理性、説得性、そして様々な文化や価値観の多様性を理解する能力

博士前期課程（長期履修者）における修了までのスケジュール表

	学生	指導教員	研究科委員会 (学位論文審査委員会)
1 年 次	<p><u>専門分野のための基礎固めと準備</u></p> <p>4月 研究分野を決定して、指導教員を選択する。また、指導教員と相談して、副指導教員を選択する。研究倫理教育・コンプライアンス教育のe-learning教材を受講する。</p> <p>専門共通科目および専門分野科目の履修</p> <p>前期研究指導Ⅰの履修</p> <p><u>専門分野のための科目履修</u></p> <p>9月 専門共通科目および専門分野科目の履修</p>	<p>以後、副指導教員と協力して、修士論文執筆に向けて、研究指導を行う。</p> <p>学生に対し、履修すべき科目を履修指導する。 3年間の研究指導計画を作成する。</p> <p>前期研究指導Ⅰの中で、学生が研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養う。また、研究分野における先行研究の内容や課題について指導する。</p>	<p>オリエンテーションを開催し、研究科の概念、カリキュラム、履修方法を説明する。学生の希望を聞いて、指導教員を決定する。そのうえで、指導教員と相談した学生の希望を聞いて、副指導教員を決定する。</p>
	<p><u>専門分野のための科目履修と研究の継続</u></p> <p>4月 専門共通科目および専門分野科目の履修 専門演習科目の履修 前期研究指導Ⅱの履修</p> <p>9月 専門演習科目の履修</p>	<p>前期研究指導Ⅱの中で、研究テーマの設定について指導し、かつ、資料収集と分析視点について指導する。</p>	
3 年 次	<p><u>研究の継続・修士論文作成</u></p> <p>4月 前期研究指導Ⅲの履修</p> <p>6月 学位論文計画書を教務課に提出す</p> <p>7月 研究審査委員会において研究倫理審査が必要と判断された場合には、倫理審査申請書を提出する。</p> <p>9月 前期研究指導Ⅳの履修</p> <p>11月 修士論文の中間報告において論文の中間報告を行う。</p> <p>1月 修士論文提出</p> <p>2月 修士論文発表会において修士論文の発表を行う（最終試験）。</p> <p>3月 修士課程の修了および学位授与</p>	<p>前期研究指導Ⅲの中で、修士論文の完成に至る研究計画の立案について指導する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。</p> <p>前期研究指導Ⅳの中で、修士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。</p> <p>学位審査委員から指摘された問題点の解決方法について指導する。</p>	<p>大学が設置した研究審査委員会で学位論文計画書について、研究倫理審査が必要か必要でないかを判断する。また、研究科委員会において、学位審査委員会の設置について決定する。</p> <p>研究審査委員会は、学生から提出された倫理審査申請書に基づいて審査を実施する。研究審査委員会での承認を経て、研究調査を実施する。</p> <p>学位審査委員会は修士論文の中間報告を行う。学生の報告を受け、学生が研究内容を修正できるよう、複数の学位審査委員から助言を与える。 また、実施後は実施報告書を研究科長宛に速やかに提出する。</p> <p>学位審査委員会は、修士論文の発表会を行い、修士論文成果、発表内容を審査する（最終試験）。</p> <p>学位審査委員会は修士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。</p> <p>研究科委員会は、学位審査委員会からの審査結果報告ならびに当該学生の単位取得状況により、修士の学位の授与について可否を判定し、その結果を学長に報告する。</p> <p>学長は学位記を交付して学位を授与する。</p>

法学研究科 博士前期課程時間割モデル

1年前期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日				西洋政治思想史特論 [A51]<長谷川>	前期研究指導 I [A51,B41,B43] <副田、伊藤、王>	研究倫理特論[A52] <奥田>
火曜日		前期研究指導 I [A51,A52,B41,B43] <佐藤、家田、緒方、齋藤>	前期研究指導 I [A51,A52] <末道、岡田>	法哲学特論[B43] <服部>	英米法特論[A54] <王・家田・今泉> 前期研究指導 I [A51,A52,A53] <榊原、沢登、菅原>	
水曜日		研究倫理特論[B41] <奥田>				
木曜日				刑法特論[A51]<末道>	人権特論[A52]<菅原>	
金曜日			前期研究指導 I [A51,A52] <青木、洪>	東アジア法特論[A52] <王・青木>		財産法特論[A52]<王>
土曜日			国際法特論[A53]<洪>			
1年後期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日			家族法特論[B41]<伊藤>		前期研究指導 II [A51,B41,B43] <副田、伊藤、王>	情報法特論[B41] <都筑・豊島・榎本>
火曜日		前期研究指導 II [B41,B43,A51,A52] <佐藤、家田、緒方、齋藤>	前期研究指導 II [A51,A52] <末道、岡田>	企業法特論[B43]<家田>	前期研究指導 II [A51,A52,A53] <榊原、沢登、菅原> 法社会学特論[A54]	企業法務演習[A51] <佐藤>
水曜日		日本法研究演習[B41] <洪・今泉>				
木曜日		西洋法制史特論[B41] <田中>			国際私法特論[B41] <青木>	自治体法務演習[B41] <榊原>
金曜日			前期研究指導 II [A51,A52] <青木、洪>	統治機構特論[B43]<沢登>		刑事訴訟法特論[A52] <榎本>
土曜日		行政法特論[A51] <榊原>	民事手続法特論[A52] <小原>			

2年前期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日				労働法特論[B41]<緒方>		知的財産法特論[A51] <小嶋>
火曜日		刑事法演習[A54]<末道・岡田>		経済法特論[B44]<齋藤>	民事法演習[B41]<副田・佐藤>	
水曜日						
木曜日		前期研究指導 III [A51,A52] <青木、洪>	前期研究指導 III [A51,B41,B43] <副田、伊藤、王>		刑事政策特論[A51] <末道・丸山>	
金曜日		前期研究指導 III [A51,A52,B41,B43] <佐藤、家田、緒方、齋藤>	公法演習[B41]<沢登・榊原>		環境法特論[A51]<洞澤>	前期研究指導 III [A51,A53,A54] <榊原、沢登、菅原>
土曜日			前期研究指導 III [A51,A54] <末道、岡田>	少年法特論[A52]<丸山>		
2年後期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日						
火曜日						
水曜日						
木曜日		前期研究指導 IV [A51,A52] <青木、洪>	前期研究指導 IV [A51,B41,B43] <副田、伊藤、王>			
金曜日		前期研究指導 IV [A51,A52,B41,B43] <佐藤、家田、緒方、齋藤>				前期研究指導 IV [A51,A53,A54] <榊原、沢登、菅原>
土曜日			前期研究指導 IV [A51,A54] <末道、岡田>			

法学研究科 博士後期課程時間割モデル

1年前期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日		民法特講(財産法)[A51] 副田・都筑	後期研究指導Ⅰ[A51,A52] 榑原・豊島			
火曜日						
水曜日		後期研究指導Ⅰ[A51,A52] 倉持・沢登				
木曜日			研究倫理特講[A51] 青木・榑原・奥田		公法特講(憲法)[A53] 倉持・沢登	
金曜日			法学研究特講[B43]副田・倉持・末道・丸山		刑事法特講(刑法)[B41] 末道・丸山	後期研究指導Ⅰ [B41,B43,B44,B45,B46] 副田・青木・都筑・石田・今泉
土曜日		後期研究指導Ⅰ [A52,A53,A54] 丸山・末道・岡田	研究倫理特講[A52] 青木・榑原・奥田	法学研究特講[A54] 末道・副田・倉持・丸山		
1年後期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日		刑事法特講(刑事訴訟法) [B43]岡田	後期研究指導Ⅱ[A51,A52] 榑原・豊島			民法法特講(民事手続法) [A53]石田
火曜日					民法法特講(企業法)[B41] 今泉	
水曜日		後期研究指導Ⅱ[A53,A54] 倉持・沢登				
木曜日						民法法特講(国際私法) [A51]青木
金曜日						後期研究指導Ⅱ [B41,B43,B44,B45,B46] 副田・青木・都筑・石田・今泉
土曜日		後期研究指導Ⅱ [A52,A53,A54] 丸山・末道・岡田	公法特講(行政法)[A53]榑原・豊島			

2年前期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日						
火曜日		後期研究指導Ⅲ[B44,B45] 榑原・豊島				
水曜日				後期研究指導Ⅲ [A51,A52,A53] 丸山・末道・岡田		
木曜日			後期研究指導Ⅲ[A52,A53] 倉持・沢登			
金曜日						
土曜日		後期研究指導Ⅲ [B41,B43,B44,B45,B46,B47] 副田・青木・都筑・石田・今泉				
2年後期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日						
火曜日		後期研究指導Ⅳ[B44,B45] 榑原・豊島				
水曜日				後期研究指導Ⅳ [A51,A52,A53] 丸山・末道・岡田		
木曜日			後期研究指導Ⅳ[A52,A53] 倉持・沢登			
金曜日						
土曜日		後期研究指導Ⅳ [B41,B43,B44,B45,B46,B47] 副田・青木・都筑・石田・今泉				

3年前期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日			後期研究指導Ⅴ [A53,A54,B43,B44,B45] 副田・青木・都筑・石田・今泉			
火曜日						
水曜日				後期研究指導Ⅴ[A52,A54] 榑原・豊島		
木曜日						後期研究指導Ⅴ [A52,A53,A54] 丸山・末道・岡田
金曜日					後期研究指導Ⅴ[A52,A53] 倉持・沢登	
土曜日						
3年後期	1限(9:20~10:50)	2限(11:05~12:35)	3限(13:30~15:00)	4限(15:15~16:45)	5限(17:00~18:30)	6限(18:45~20:15)
月曜日			後期研究指導Ⅵ [A53,A54,B43,B44,B45] 副田・青木・都筑・石田・今泉			
火曜日						
水曜日				後期研究指導Ⅵ[A5,A54] 榑原・豊島		
木曜日						後期研究指導Ⅵ [A52,A53,A54] 丸山・末道・岡田
金曜日					後期研究指導Ⅵ[A52,A53] 倉持・沢登	
土曜日						

南山大学大学院法学研究科委員会規程（案）

第1条 南山大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条による研究科委員会のうち、法学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、この規程による。

第2条 研究科委員会は、学則第15条に定める教授および准教授をもって組織する。

第3条 研究科委員会は、研究科長が招集し、研究科長がその議長となる。研究科長が差支えのあるときは、研究科長は、その代理者を指名する。

第4条 研究科委員会の定例会議は、少なくとも毎月1回これを開く。ただし、時宜により休会することがある。

② 臨時会議は、研究科長が必要と認めた時、または研究科委員会構成員5名以上の要求があった時、研究科長がこれを招集する。

第5条 研究科委員会の定数は、第2条に定める教授および准教授の現在員とする。ただし、留学、研究休暇および休職中の者は、定数に加えない。

第6条 研究科委員会は、定数の3分の2以上出席しなければ、これを開くことができない。

第7条 研究科委員会の審議承認は、その出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決定するところによる。ただし、研究科所属の教員の進退および所属に関する事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第8条 研究科委員会に書記を置き、議事録を作成させる。

② 議事録は、研究科長が保管し、研究科委員会構成員の要求があれば、その閲覧に供しなければならない。

③ 書記は、研究科長がこれを委嘱する。

第9条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

1 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項

2 学位の授与に関する事項

3 その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

② 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項について審議し、意見を述べることができる。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

南山大学大学院法学研究科入学者の日本語能力

入試種別	日本語能力
国内在住外国人入学試験 (博士前期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が第一言語ではない者： 日本語能力試験 N1 (旧 1 級) または日本留学試験「日本語」 240 点以上 (記述を含めた場合は 270 点以上)
国外在住者入学試験 (博士前期課程/博士後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が第一言語ではない者： 日本語能力試験 N1 (旧 1 級) または日本留学試験「日本語」 240 点以上 (記述を含めた場合は 270 点以上)
南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学試験 (博士前期課程/博士後期課程)	<p>以下(1)・(2)の条件をすべて満たす者</p> <p>(1)以下のいずれかを満たす者</p> <p>(1-1) 日本語能力試験 N1 (旧 1 級) に合格している者</p> <p>(1-2) 本学外国人留学生別科での最終在籍日本語コースにおいて 別科開講科目「New Intensive Japanese 500」の「510 Japanese for Communication」および「520 Japanese Reading and Writing」、または「JapaneseⅢ」を履修し、その成績がいずれも A 以上である者 もしくは 別科開講科目「New Intensive Japanese 600」の「610 Japanese for Communication」および「620 Japanese Reading and Writing」、または「JapaneseⅣ」を履修し、その成績がいずれも B+以上である者 もしくは 別科開講科目「New Intensive Japanese 700」の「710 Japanese for Communication」および「720 Japanese Reading and Writing」、または「JapaneseⅤ」を履修し、その成績がいずれも B 以上である者 もしくは 別科開講科目のうち、履修した New Intensive Japanese コースで Communication と Reading and Writing のコースレベル(500~700)が異なる場合は、それぞれの科目が上記の成績を満たす者</p> <p>(2)別科日本語セミナー科目の「Readings in Social Sciences」、「Readings in Japanese Literature」のいずれかを履修し、その成績が平均 B+以上である者</p>